

第3次 安芸市地域福祉計画・地域福祉活動計画

あったか  な人と心が きづくまち

～住民誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせる福祉のまちづくり～

令和4年度～令和8年度

令和4年3月



安 芸 市



安芸市社会福祉協議会

はじめに

近年、人口減少や少子高齢化が進む中、生活状況や価値観の変容により、地域住民同士のつながりが薄れ、これまでのような地域コミュニティーを維持することが困難になりつつあります。8050 問題などに代表される複合化した課題を抱えるケースも、地域住民同士のつながりが薄れたことで、相談ができず、対応が遅れてしまう要因のひとつとなっています。

住民一人ひとりが住み慣れた地域で、安心して生活ができるようにしていくには、行政だけで解決することは困難であり、地域住民や公民館、民生児童委員、社会福祉協議会等の協力・連携が必要です。

本市では平成 24 年 3 月に第 1 次安芸市地域福祉計画・地域福祉活動計画を、平成 29 年 3 月に第 2 次安芸市地域福祉計画・地域福祉活動計画を策定し、地域と行政、社会福祉協議会などの関係機関が中心となり、地域福祉を推進してまいりました。

この度、現計画の策定から 5 年が経過することから、第 3 次安芸市地域福祉計画・地域福祉活動計画を策定しました。

本計画では、第 2 次計画で掲げていた基本理念を継承し、“あったかな人と心がきづくまち～住民誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせる福祉のまちづくり～”をさらに推進し、住民一人ひとりが「このまちに住んでいたい」と思えるような地域づくりに取り組んでまいります。

なお、本計画の推進には、住民の皆様をはじめ、各種団体等が互いに協力し、一体となって取り組むことが重要でありますことから、引き続き皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、熱心にご議論いただきました本計画の策定委員会をはじめ、ヒアリング調査や地区座談会等にご協力いただきました市民の皆様、関係者の皆様に心より感謝を申し上げます。

令和 4 年 3 月

安芸市長 横山 幾夫

計画の策定にあたって

少子高齢化や核家族化など、私たちが暮らす地域の環境は大きく変容しています。近所同士のつながりや支え合いは脆弱し、地域のつながりの希薄化や社会的孤立など、福祉・生活課題は多様化しています。

さらに、令和2年度より新型コロナウイルス感染症の影響で、地域活動の自粛等を余儀なくされるなど、人と人がつながる機会が極端に制限される状況が続いています。これに伴い、介護の問題や生活困窮者の増加など、福祉に対するニーズはさらに複雑になっております。

安芸市社会福祉協議会は、平成29年度より、市が策定した地域福祉計画の理念やビジョンを踏まえ、地域住民や関係機関・団体等と協働し、地域福祉の推進に向けた具体的な取組みに向けて、地域福祉活動計画を策定しています。平成29年度に策定した第2次計画に引き続き、安芸市16地区（公民館区）それぞれの地域において、住民一人ひとりが安心して自分らしく暮らせるまちづくりを目指し、第2次計画の検証・評価を行うと同時に、令和4年度から5年間で取り組む「第3次安芸市地域福祉活動計画」を、この度策定しました。

これからの地域福祉において、個人が持つ課題を地域全体の課題と捉え、地域生活課題の背景にある社会・地域問題に目を向けた支援・体制づくりが、一層重要であると実感しています。そして、社会福祉協議会の強みであるふれあいのネットワークを活かして、低下していく地域力の再生や、地域に埋もれたニーズの掘り出しと対応、社会資源の発見や創出など、各機関と連携を図りながら地域づくりに取り組んでまいります。

終わりに、本計画の策定にあたり、座談会等に参加いただいた地域の皆様、ヒアリングにご協力いただいた関係団体及び学校関係者の皆様、そして、計画の策定にご尽力いただいた策定委員の皆様に、心より厚くお礼を申し上げ、挨拶とさせていただきます。

令和4年3月

社会福祉法人 安芸市社会福祉協議会
会長 松田 秀樹

目次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 「福祉（ふくし）」とは？	1
2 なぜ「福祉のまちづくり」が必要なの？	1
3 第3次安芸市地域福祉計画・地域福祉活動計画の背景と目的	2
4 地域共生社会の実現に向けた国の動向	3
5 第3次安芸市地域福祉計画・地域福祉活動計画の位置づけ	4
6 SDGs を踏まえた計画の推進	7
7 計画の策定体制	8
第2章 安芸市の現状と課題	9
1 統計データ等からみる安芸市の現状	9
2 地域福祉資源の状況	13
3 市及び安芸市社会福祉協議会の取組み	15
4 関係団体等ヒアリング調査からみる課題	16
5 子どもたちの考えるまちづくり ヒアリング調査からみる課題	20
6 第2次計画の評価について	24
第3章 計画の基本的な考え方	39
1 計画の基本理念	39
2 計画の基本目標	40
3 安芸市における地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制のイメージ	42
4 地域福祉計画・地域福祉活動計画の体系図	43
第4章 地域福祉計画の推進	45
1 であい ～拠点～ 出会いのための人づくり・場所づくり	45
2 ふれあい ～共生～ 認め合い・理解し合える意識づくり	49
3 かたりあい ～協働～ 暮らしを支える福祉のネットワークづくり	53
4 ささえあい ～協力～ 地域で安心・安全に暮らしていくための体制づくり	58
第5章 地区別アクションプラン	63
1 地区別アクションプランの推進	63
2 赤野地区	64
3 穴内地区	66
4 津久茂公民館区	68
5 西浜公民館区	70
6 安芸公民館区	72
7 黒鳥公民館区	76
8 井ノ口地区	78
9 土居地区	80
10 江川地区	82
11 川北地区	84

1 2 伊尾木地区	86
1 3 下山地区	88
1 4 奈比賀地区	90
1 5 東川地区	92
1 6 栃ノ木地区	94
1 7 畑山地区	96
 第6章 安芸市成年後見制度利用促進計画	99
1 計画の背景	99
2 計画の位置づけ	99
3 計画の期間	99
4 成年後見制度について	99
5 基本方針	100
6 重点施策ごとの取組み	100
 第7章 安芸市再犯防止推進計画	103
1 計画の背景	103
2 計画の位置づけ	103
3 計画の期間	103
4 基本方針	103
5 重点施策ごとの取組み	104
 第8章 計画の進行管理	107
1 進行管理と評価の方法	107
2 進行管理と評価の体制	108
 資料編	109
1 地区座談会の実績	109
2 要綱	112
3 名簿	114

第1章

計画の策定にあたって

第1章 計画の策定にあたって

1「福祉(ふくし)」とは？

福祉の意味は、子どもから高齢者まで、年齢や障がいなどの有無にかかわらず、すべての人が住み慣れた地域の中で、心豊かに安心して暮らせる仕組みをみんなでもにつくり、それらを育んでいくことです。

「ふだんのくらしのしあわせ」をいかにしてみんなでつくり育んでいくのか、「福祉(ふくし)」の対象は、すべての人であるとともに、すべての人が主体となって、役割を持つことで、よりよい社会を築いていくことができます。

2 なぜ「福祉のまちづくり」が必要なの？

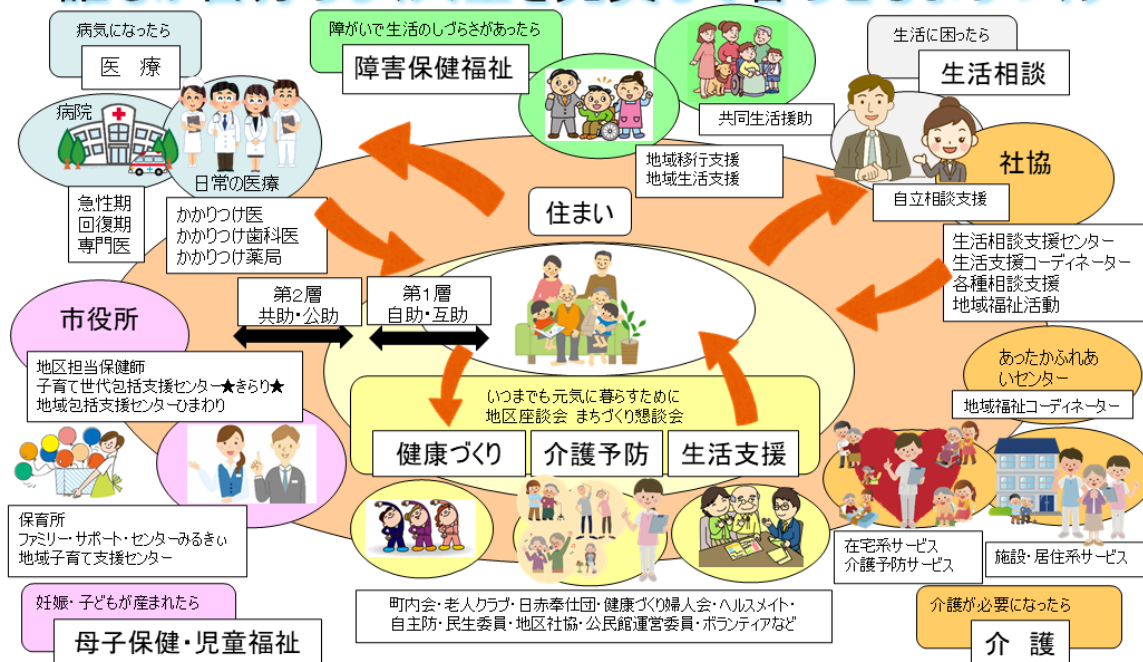


Point

暮らしやすく魅力ある地域にするために、
みんなでまちづくりに取り組んでいくことが大切です

- 人口減少、少子高齢化、生活スタイルや価値観の多様化などに伴い、地域の一員であるという意識や地域における連帯感が希薄化し、社会の状況は大きく変化しています。
- 将来に向けてさまざまな社会の変化にも対応できるよう、地域のつながりを更に深め、それぞれが強みを生かし役割を果たしながら、力を合わせる「地域のまちづくり」が大切です。

子どもから高齢者まで障がいの有無に関係なく 誰もが自分らしく人生を充実して暮らせるまちづくり



3 第3次安芸市地域福祉計画・地域福祉活動計画の背景と目的

わが国は、急速な少子高齢化に伴い、高齢者のひとり暮らしや夫婦などの高齢者のみの世帯、要介護者が増加している一方で、人口減少により、急激な介護力不足が予想されています。

団塊の世代が75歳となる2025年問題や労働人口が減少していく2040年問題に向けた対応が必要であり、高齢者だけでなく生活上の困難を抱える方の包括的支援体制を更に強化し「地域共生社会」の実現を目指す必要があります。

現役世代が減少していくことで、社会経済を支える層の減少とともに福祉サービスを提供する担い手も不足し、これまでのようなサービス提供体制の維持は難しくなります。そのため、よりよいサービス提供体制づくりや、地域住民同士の支え合い、またその支え合いを支援する仕組みが必要です。

地域コミュニティの変容による住民同士の関係の希薄化により、地域の子育て力や見守り力の低下に伴う子育ての孤立や児童虐待、いわゆるフリーターやニート、引きこもり等が増加しています。世代等を超えた複雑多様な地域生活課題、情報不足によるサービス利用につながらない地域生活課題に対応していくことが求められています。そのために地域では、住民それぞれが顔の見える関係づくりを意識した呼びかけをしていくことで、住民の支え合いの仕組みづくり、新たな“関係”づくりにつなげていくことが必要です。

本市では、地域におけるさまざまな福祉課題に対応するため、国の動向や社会福祉法の理念を踏まえ、平成29年3月に「第2次安芸市地域福祉計画・地域福祉活動計画～あったかな人と心がきづくまち～」を策定し、福祉サービスの整備・充実や地域住民・福祉事業者などの主体的な福祉への取り組み支援などの施策を進めてきました。

この取り組みを更に進めるとともに、困難を抱える人や複雑な課題を抱える人が地域に埋もれることがないように、「地域力の強化」に努め、行政と関係機関が包括的に支援する仕組みづくりを整備することで「地域共生社会」の実現を目指す「第3次安芸市地域福祉計画・地域福祉活動計画」を安芸市社会福祉協議会と一体的に策定することとしました。

コラム 地域共生社会とは



4 地域共生社会の実現に向けた国の動向

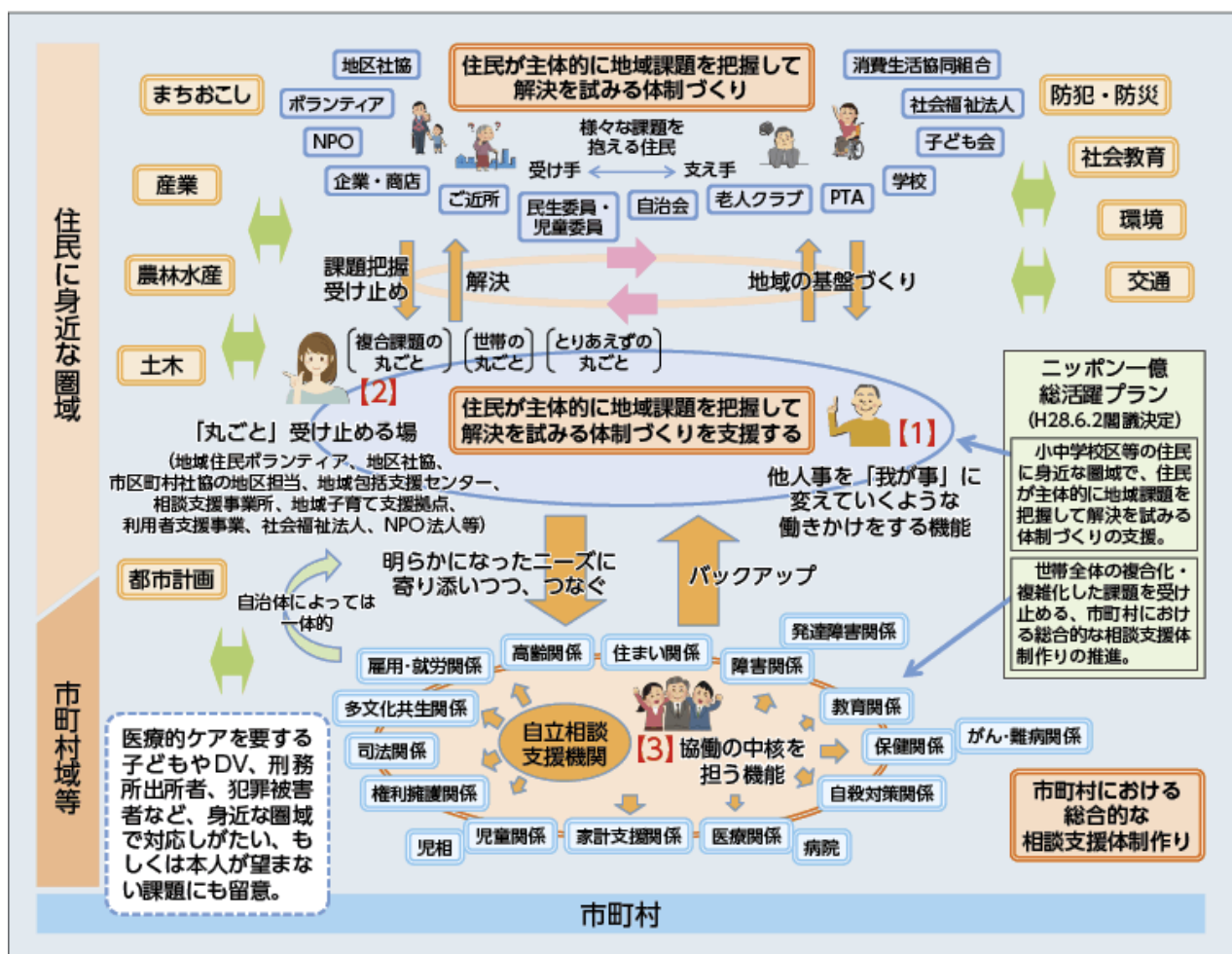
地域共生社会の実現には、制度や分野ごとの「縦割り」では解決が難しい、複合的な課題や制度の狭間にある問題に「丸ごと」対応できる相談体制や、サービス提供の体制づくりが必要です。また、地域のつながりが弱まりつつある中、「他人事」になりがちな地域課題に対し、「我が事」として取り組んでいける仕組みづくりを目指す必要があります。

住民やその世帯が抱える課題に対し、既存の介護、障がい、子ども、生活困窮の相談支援等の取組みを生かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応するために、社会福祉法の改正により創設された重層的支援体制整備事業※を活用するなど、地域共生社会の実現に向けたさまざまな取組みによる包括的な支援体制づくりが求められています。

※重層的支援体制整備事業

市町村における既存の相談支援等の取組みを生かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、①相談支援、②参加支援、③地域づくりに向けた支援を柱とし、④アウトリーチ等を通じた継続的支援、⑤多機関協働による支援の5事業を一体的に実施するものです。重層的支援体制整備事業は市町村の手あげ方式による任意事業ですが、①から⑤までの事業を実施することが必須条件となっています。

地域における住民主体の課題解決力強化・包括的な相談支援体制のイメージ



出典：平成30年版厚生労働白書 ー障害や病気などと向き合い、全ての人が活躍できる社会にー

5 第3次安芸市地域福祉計画・地域福祉活動計画の位置づけ

(1) 計画の法的な位置づけ

「地域福祉計画」は、社会福祉法第4条に規定する「地域福祉の推進」を図るため、同法第107条の規定に基づき、地方公共団体が行政計画として策定する計画です。

また、「地域福祉活動計画」は、社会福祉協議会が地域福祉を実践するために策定する計画です。社会福祉協議会は、社会福祉法第109条の規定に基づき、「すべての住民」「地域で福祉活動を行う者」「福祉事業を経営する者」の相互の協力を促すなど、地域福祉の推進を目的とする団体です。

〔参考〕社会福祉法（抜粋）

（地域福祉の推進）

第4条 地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならない。

（市町村地域福祉計画）

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- （1） 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- （2） 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- （3） 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- （4） 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- （5） 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

（市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会）

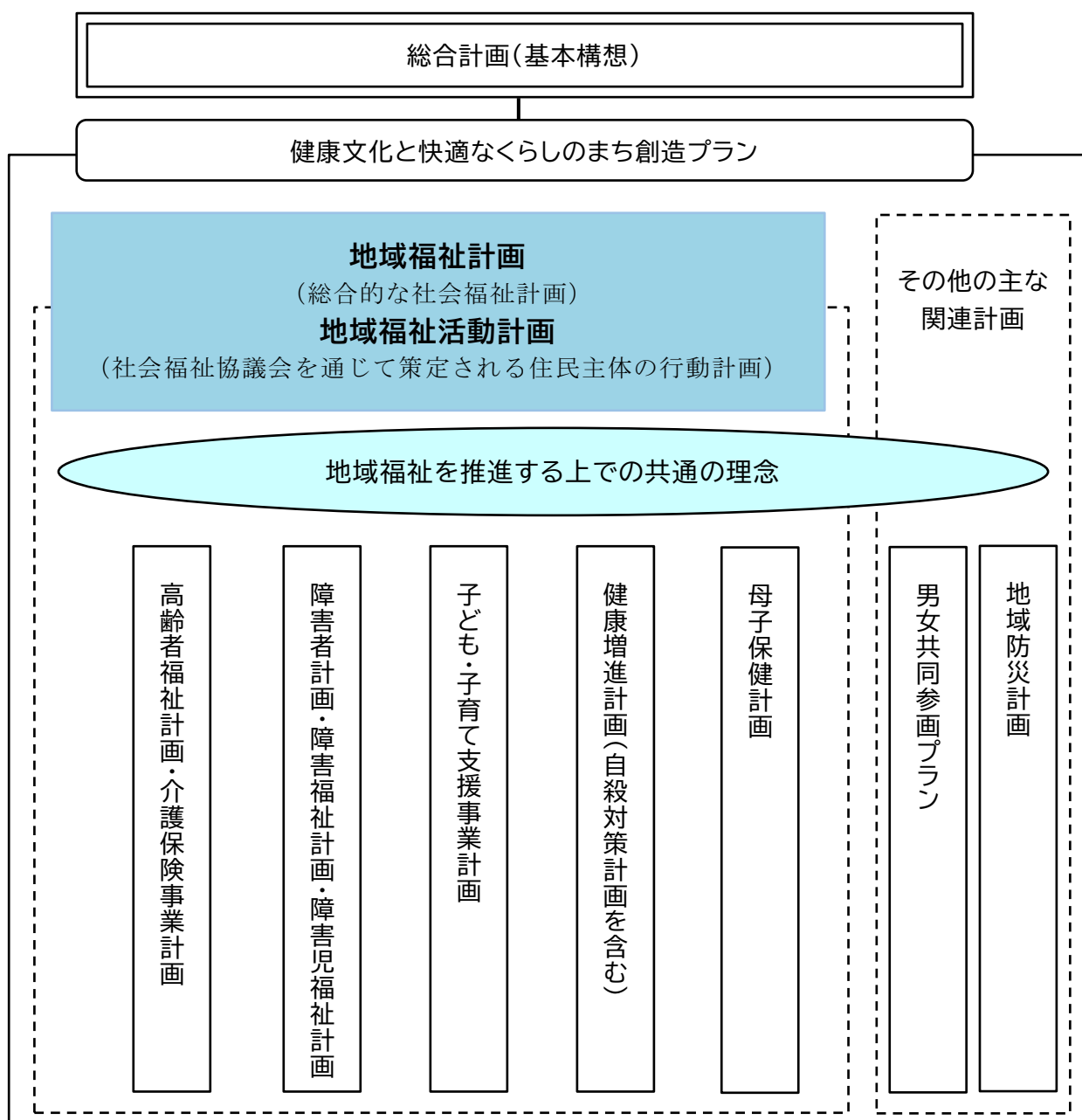
第109条 市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であつて、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあつてはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあつてはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。

- （1） 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- （2） 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- （3） 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- （4） 前三号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

(2) 市の分野別計画やその他関連計画との関係

「総合計画」には、安芸市における総合的かつ計画的な運営を図るための基本構想が定められています。

「地域福祉計画」は、この基本構想に則するとともに、高齢者・障がい者・子どもといった対象者ごとに定めた「保健・福祉等の分野別計画」と整合性と連携を図り、これらの計画を内包した計画です。すなわち、保健・福祉の各分野の縦割りの計画を地域という視点で横断的に再編するということから、「総合的な社会福祉計画」と位置づけられます。また、「地域における高齢者の福祉、障がい者の福祉、児童の福祉その他の福祉の各分野における共通的な事項」を定めることから、分野別計画の「上位計画」となります。



第3次計画は、成年後見制度の利用の促進に関する法律に基づく「安芸市成年後見制度利用促進計画」、再犯の防止等の推進に関する法律に基づく「安芸市再犯防止推進計画」についても新たに位置づけます。

(3) 計画の期間

本計画の期間は、令和4年度から令和8年度までの5年間とします。

なお、社会経済情勢や制度改正など、地域の状況が大きく変化した場合には計画期間中においても見直しを行うこととします。

計画名称／年度	令和 3 年 (2021年)	令和 4 年 (2022年)	令和 5 年 (2023年)	令和 6 年 (2024年)	令和 7 年 (2025年)	令和 8 年 (2026年)
総合計画	後期基本計画2021（5ヶ年）					前期基本計画 2026(5ヶ年)
地域福祉計画 ・ 地域福祉活動計画	第2次 計画	第3次計画（5ヶ年）				
	見直し					見直し
高齢者福祉計画 介護保険事業計画	第8期（3ヶ年）			第9期（3ヶ年）		
障害者計画 障害福祉計画 障害児福祉計画	第4次（3ヶ年）			第5次（3ヶ年）		
子ども・子育て支援事業計画	第2期（5ヶ年）				第3期（5ヶ年）	
男女共同参画プラン	第2次（10ヶ年）				第3次（10ヶ年）	
母子保健計画	第5期（6ヶ年）			第6期（6ヶ年）		
健康増進計画 （自殺対策計画を含む）	第3期（6ヶ年）			第4期（6ヶ年）		
地域防災計画	法改正等により随時改正					

6 SDGs を踏まえた計画の推進

SDGs「持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals）」は、平成 27 年 9 月の国連サミットにおいて採択された、「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に記載された国際社会共通の目標です。令和 12 年を達成年限として、経済・社会・環境などに係る 17 のゴールと 169 のターゲットから構成されており、「地球上の誰一人取り残さない」社会の実現を目指しています。

SDGs が目指す姿は、本計画の基本理念で掲げる“あったかな人と心がきづくまち～住民誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせる福祉のまちづくり～”と一部共通する部分があることから、「誰一人取り残さない」という SDGs の理念に沿って、すべての住民の生活の質を向上させるとともに、地域の生活課題の解決に向けた福祉のまちづくりを持続的に推進していくこととします。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



7 計画の策定体制

(1) 第3次安芸市地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会の設置

安芸市における地域福祉を一体的に推進することを目的として、広く意見を求め計画に反映させるため、関係各課からなる検討部会を設置し、更に保健、医療及び福祉関係者、関係市民団体等の代表者、学識経験者等で構成された第3次安芸市地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会を設置し、審議しました。

(2) 地域の現状把握(関係資料・データの整理)

国・高知県・本市の関係計画・資料、統計データ等を収集・整理し、地域福祉を取り巻く社会情勢、市の現状と今後の動向等を整理し、計画見直しにおける基礎資料としました。

(3) 関係団体等ヒアリング調査の実施

市内で社会福祉や地域福祉分野で活動されている社会福祉団体（6団体）、NPO法人（5団体）、社会福祉法人（4団体）、保健・医療法人（2団体）、当事者団体（5団体）と、小学校（8校）、中学校（2校）、高校（1校）に、活動に関する現状や課題、今後の方向性、地域福祉施策についての考え方などを把握するためのヒアリング調査を実施しました。

(4) 地域アセスメント調査の実施

地域の方に地域アセスメント調査を行い、地域特性、暮らしの環境、活動団体・活動状況、サークル等・コミュニティーの場、地域の魅力、地域の生活・福祉課題について把握しました。

(5) 地区代表者からの聞きとり

地区別活動計画の進捗状況や課題等について振り返りを行うとともに、住みやすい地域にしていくために必要な取組みや地区の目指す姿などについて、地区代表者から聞き取りを行いました。

第2章

安芸市の現状と課題

第2章 安芸市の現状と課題

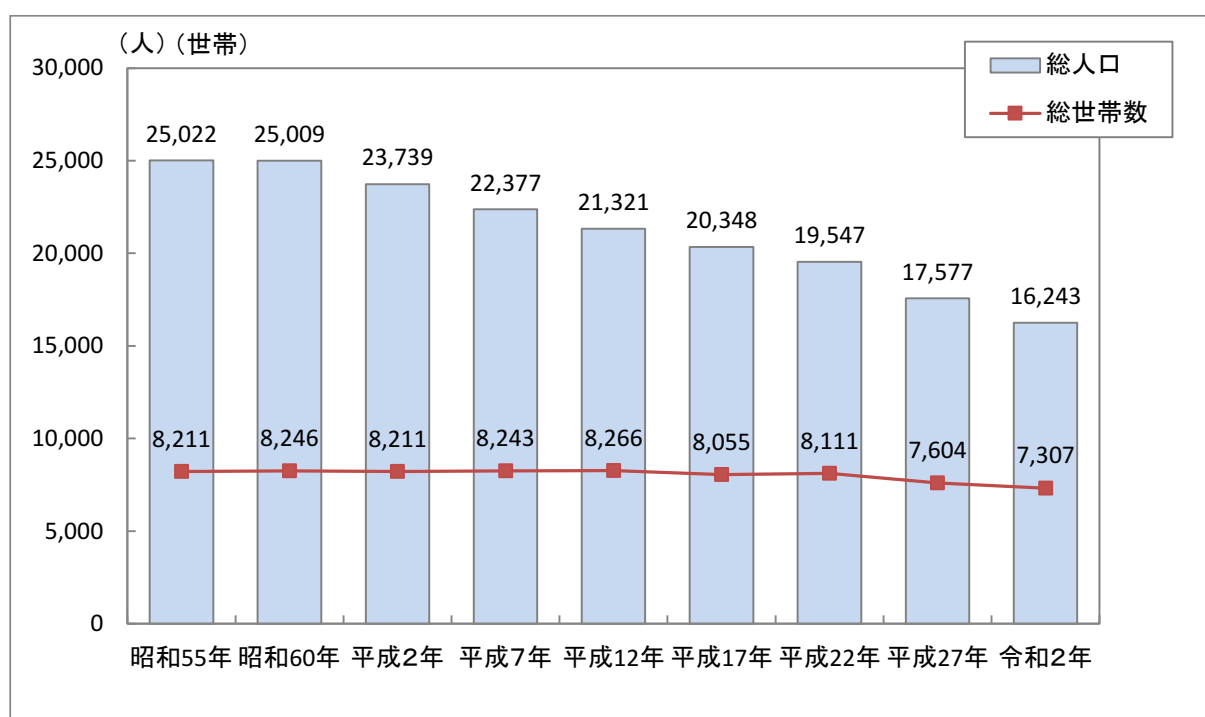
1 統計データ等からみる安芸市の現状

(1) 人口・世帯数の状況

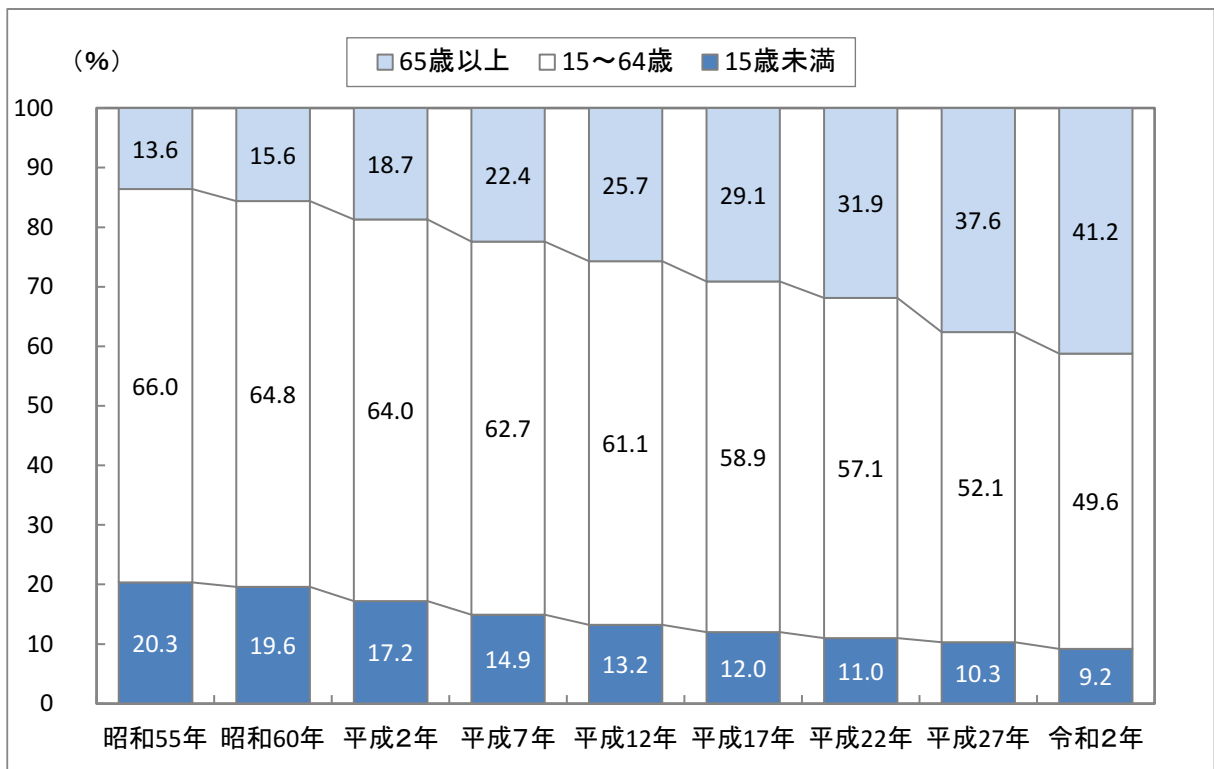
本市の総人口をみると減少傾向にあり、令和2年で16,243人となっています。
 年齢3区分人口割合は、令和2年末時点で年少人口（0～14歳）9.2%、生産年齢人口（15～64歳）49.6%、老年人口（65歳以上）は41.2%となっています。

区分／年	昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
総人口	25,022	25,009	23,739	22,377	21,321	20,348	19,547	17,577	16,243
総世帯数	8,211	8,246	8,211	8,243	8,266	8,055	8,111	7,604	7,307
年少人口 （0～14歳）	5,089 20.3%	4,898 19.6%	4,086 17.2%	3,334 14.9%	2,814 13.2%	2,441 12.0%	2,139 11.0%	1,814 10.3%	1,498 9.2%
生産年齢人口 （15～64歳）	16,525 66.0%	16,198 64.8%	15,194 64.0%	14,025 62.7%	13,033 61.1%	11,976 58.9%	11,148 57.1%	9,164 52.1%	8,057 49.6%
老年人口 （65歳以上）	3,408 13.6%	3,913 15.6%	4,432 18.7%	5,018 22.4%	5,474 25.7%	5,931 29.1%	6,237 31.9%	6,599 37.6%	6,688 41.2%

※資料：国勢調査、総人口は年齢不詳を含むため各区分の合計と異なる場合がある



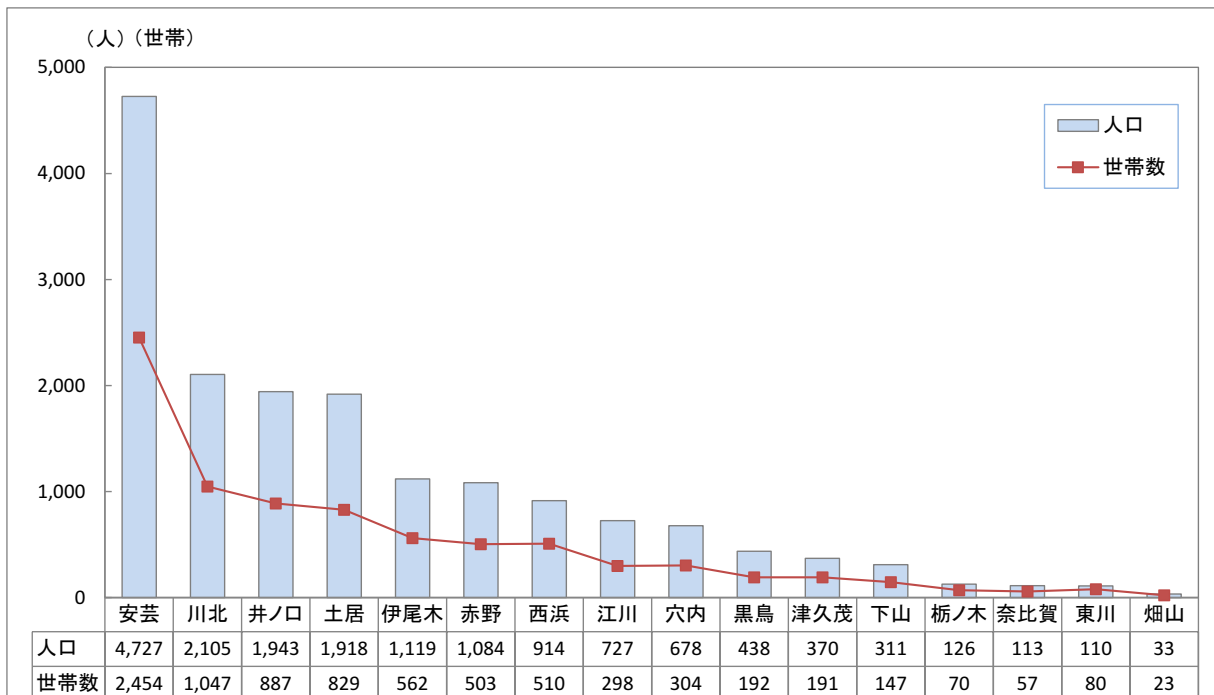
※資料：国勢調査



※資料：国勢調査

■地区別人口・世帯数の状況

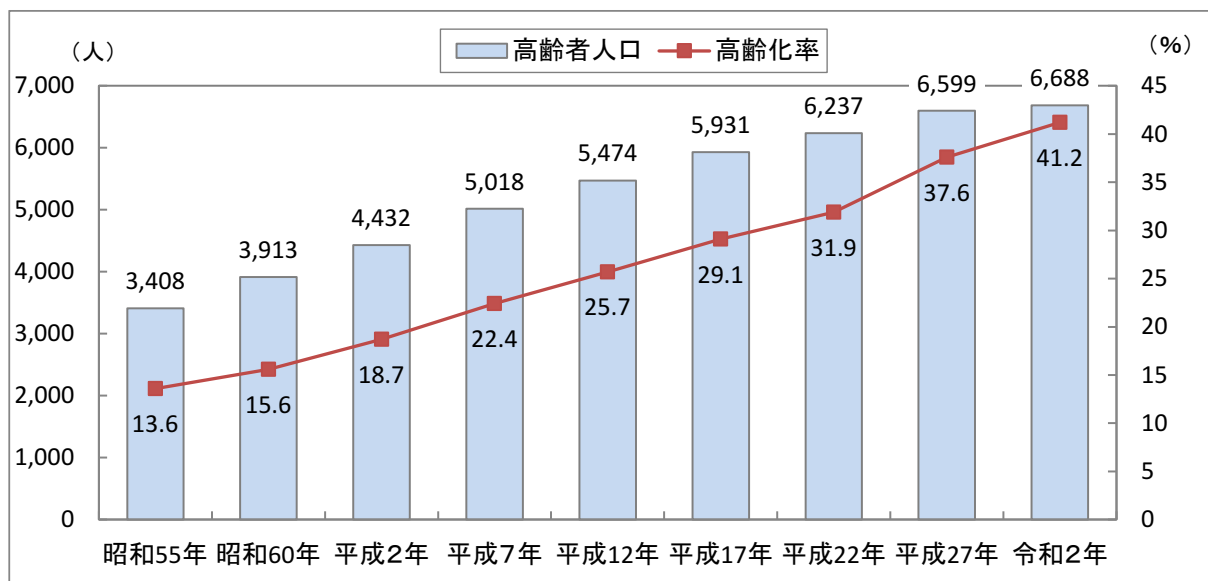
地区別の人口をみると、安芸（4,727人）、川北（2,105人）、井ノ口（1,943人）、土居（1,918人）の順に多くなっています。



※資料：住民基本台帳（令和3年3月31日現在）

(2) 高齢者の状況

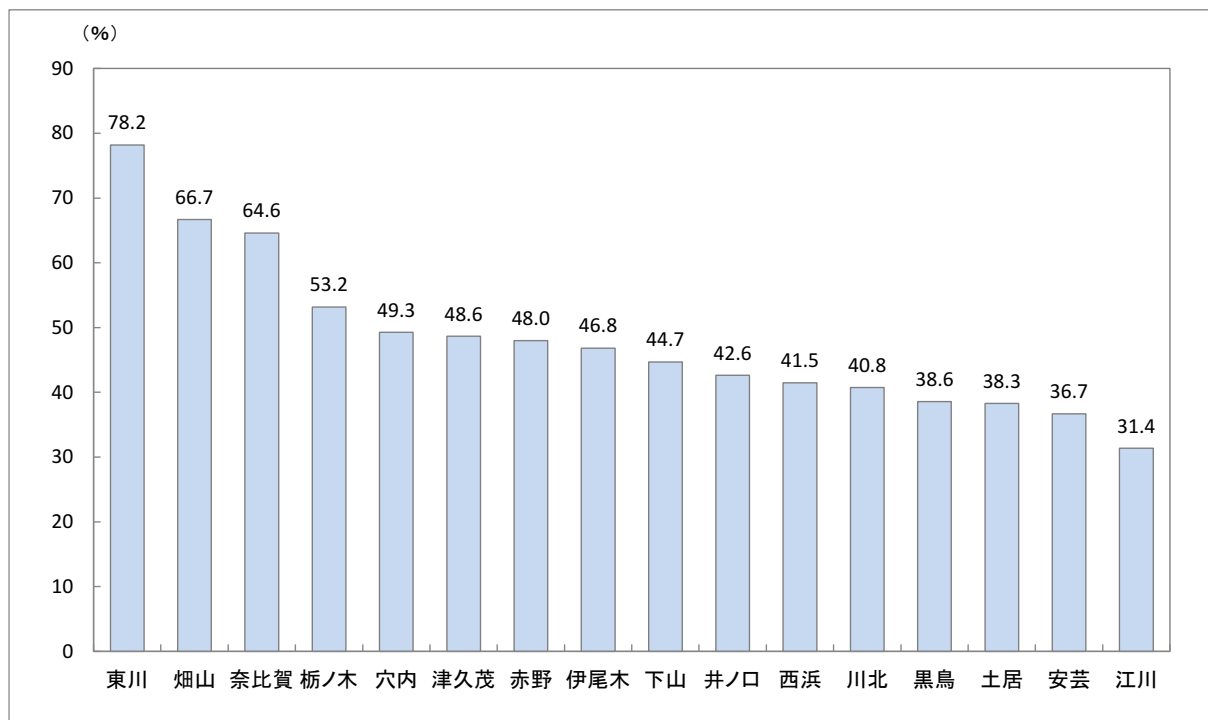
本市の高齢化率は増加傾向にあり、令和2年で41.2%となっています。



※資料：国勢調査

■地区別高齢化率の状況

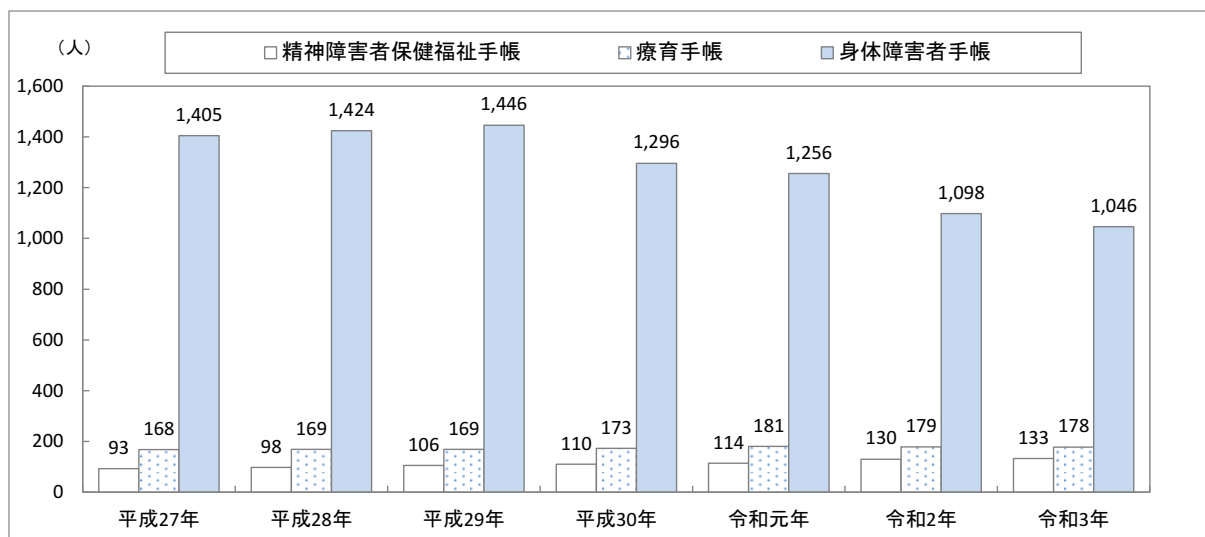
地区別高齢化率をみると、東川（78.2%）、畑山（66.7%）、奈比賀（64.6%）は他の地区に比べて特に高齢化が進行しています。



※資料：住民基本台帳（令和3年3月31日現在）より算出

(3) 障がい者の状況

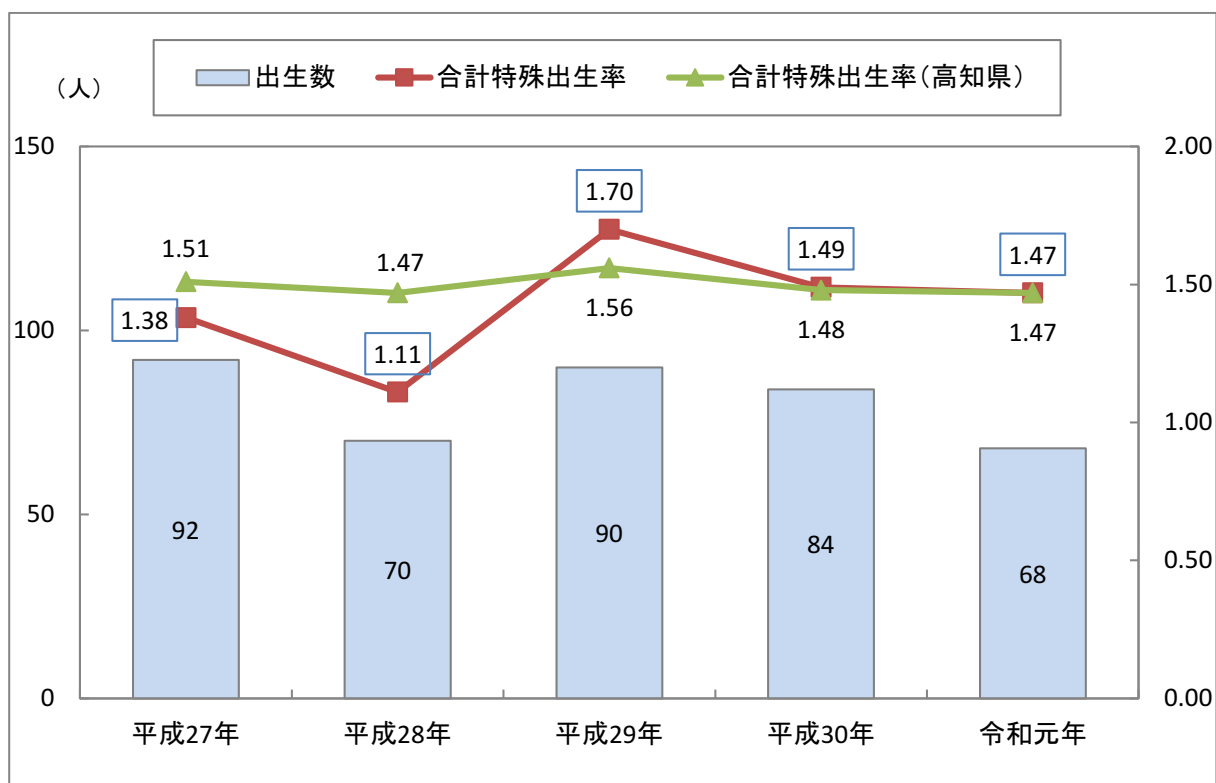
障害者手帳所持者数をみると、平成29年以降「身体障害者手帳」は減少傾向で推移しているのに対し、「精神障害者保健福祉手帳」は増加傾向で推移しています。



※資料：福祉事務所（各年3月末現在）

(4) 出生の状況

合計特殊出生率は1人の女性が生涯に産むことが見込まれる子どもの数を示す指標です。令和元年で1.47となっています。



※資料：人口動態統計

2 地域福祉資源の状況

(1) 安芸市社会福祉協議会

社会福祉協議会は一般的に“社協”と呼ばれ、地域社会において民間の自主的な福祉活動の中核となっており、地域福祉の推進を図ることを目的とする非営利の民間組織です。

昭和 26 年に民間の社会福祉活動の強化を図るため、全国都道府県段階で誕生し、ほどなく市区町村で組織化が進み、現在まで一貫して地域福祉活動推進の中心的役割を果たしてきました。

安芸市社会福祉協議会は、昭和 42 年に法人設立認可を受け、以来、地域福祉の推進に努めてきました。「住民誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせる福祉のまちづくり」を基本理念に、課題を見つけ解決に向けた話し合いや活動が行える「地域づくり」、住民や地域が必要とする「支援」、そして住民と地域組織、行政、専門機関による「連携」により、地域福祉の向上に取り組んでいます。

■ 安芸市社会福祉協議会の主な事業

ボランティア活動の支援・調整	地区社会福祉協議会の活動の推進
福祉教育活動の推進	福祉ふれあいバザーの開催
安芸市社会福祉大会の開催	安芸シルバー短期大学の開校
法人後見事業・日常生活自立支援事業	社会福祉法人の公益的な取組みの推進
福祉移送サービス事業	ふれあい給食サービス事業
地域における認知機能低下予防事業	生活支援体制整備事業
介護支援ボランティアポイント事業	在宅障害者支援事業
生活困窮者自立促進支援事業	ファミリー・サポート・センター事業
安芸福祉人材バンク事業	生活福祉資金貸付事務事業
「安芸社協」広報紙の発行	事業所施設経営

(2) 地区社会福祉協議会

地区社会福祉協議会は、地域住民が相互に支え合い、助け合う相互扶助の観点から、地域の活性化、ネットワーク化を図り、「誰もが安心して暮らせるまちづくり」の実現に取り組む住民組織です。

今後、地域の過疎化、高齢化の進行が予想され、このような小地域での福祉活動がますます重要となることから、安芸市社会福祉協議会も地区組織の整備拡充を重点目標としています。また、安芸市社会福祉協議会は、これらの設置された地区社会福祉協議会の地域の特色を生かした自主活動が活性化することを目指して活動支援を行っています。

■安芸市の地区社会福祉協議会

設立年月日	地区	設立年月日	地区
平成 6 年 8 月 24 日	穴内	平成 9 年 4 月 1 日	伊尾木
平成 6 年 9 月 26 日	栃ノ木	平成 9 年 6 月 1 日	井ノ口
平成 7 年 4 月 1 日	川北	平成 10 年 4 月 1 日	土居
平成 7 年 10 月 10 日	八ノ谷 (東川山里地区へ合併)	平成 15 年 7 月 1 日	赤野
平成 8 年 11 月 7 日	奈比賀	平成 24 年 2 月 23 日	東川山里

(3) 安芸市民生児童委員協議会

民生委員・児童委員は厚生労働大臣から委嘱を受け、全ての地域に配置・活動をしています。

安芸市には、75 名の民生児童委員と 5 名の主任児童委員がおり、子ども、障がい者、高齢者、その他日常生活の中で生きづらさを感じている人などをはじめ、地域住民が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、地域福祉活動に取り組んでいます。

また、令和 2 年度に「第一次安芸市民生児童委員活動強化方策」を策定し、今後 10 年間の重点活動として、「地域のつながり、地域の力を高めるために」「さまざまな課題を抱えた人々を支えるために」「民生委員・児童委員制度を守り、発展させていくために」委員活動の効果的な取組みを進めています。

(4) 安芸市共同募金委員会

赤い羽根共同募金は、「参加と協働による『新たなたすけあい』の創造」と定め、小さなことから大きなことまで、さまざまな福祉活動に役立てられています。

安芸市では、いただいた寄附金を、地域の敬老会やサロン行事、子どもの活動などに活用しています。

(5) 日赤高知県支部安芸市地区

赤十字は、「人道」「公平」「中立」「独立」「奉仕」「単一」「世界性」の 7 つを基本原則に奉仕活動を行う、民間の団体組織です。

安芸市地区では、奉仕活動の財源となる会費・寄附金活動や、災害時等の支援など、さまざまな活動を行っています。

(6) 安芸市老人クラブ連合会

地区の清掃や友愛訪問などの社会奉仕活動をはじめ、スポーツ大会やレクリエーション活動、研修旅行など、会員の健全で安らかな生活と、心身の健康維持及び会員同士の親睦を図ることを目的に活動しています。

3 市及び安芸市社会福祉協議会の取り組み

市町村は、地域住民や支援関係機関による地域福祉の推進のための相互協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとされています。

このうち、社会福祉法第106条の3第1項第1号の、地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境整備に関する施策として、本市では地区座談会やまちづくり懇談会を位置付け、以下のとおり取り組んでいます。

(1)地区座談会

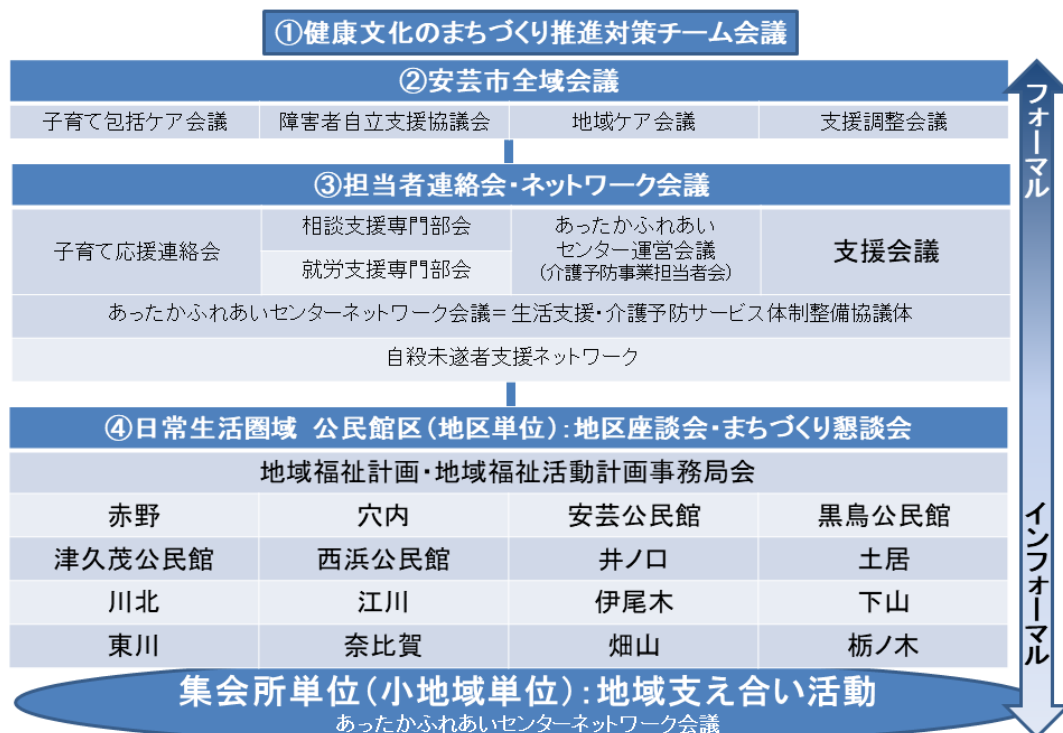
地域における課題を住民主体となって解決するための仕組みづくりとして平成24年度から安芸市を10地区に分け、地区座談会を開催しています。

平成26年度には、地区を細分化し10地区から13地区に開催地区を増やしました。また、開催回数が年1回では少ないとの声を受け、開催回数を年3回に増やし、話し合いを行ってきました。

更に平成27年度には、安芸地区を公民館区で4つに細分化し、13地区から現在の16地区へ開催地区を増やしました。

(2)まちづくり懇談会

まちづくり懇談会（まち懇）は、地区座談会に市の課長補佐級及び係長級をリーダーとした地域担当職員（3名～6名程度）も加わり、ともに地域の将来や課題について話し合い、自助・互助・共助・公助のもと課題解決に向けて行動する場です。地域担当職員は、地域コミュニティと行政との連絡調整や広報等を行うほか、地域が主体的に行う地域課題解決に向けた取り組みや、地域の魅力の掘り起こし等を支援します。



4 関係団体等ヒアリング調査からみる課題

(1) 目的

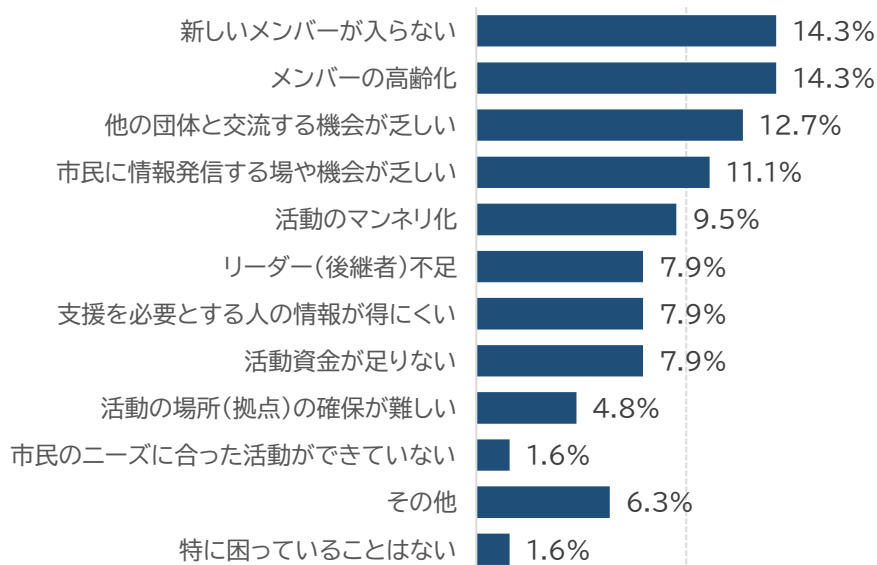
市内で社会福祉や地域福祉分野で活動されている社会福祉団体（6団体）、NPO法人（5団体）、社会福祉法人（4団体）、保健・医療法人（2団体）、当事者団体（5団体）に活動に関する現状や課題、今後の方向性、地域福祉施策についての考え方などを把握するためのヒアリング調査を実施しました。

(2) ヒアリング調査結果

Q1

貴団体等が身近な地域での助け合い・支え合い活動を行う上で、どのような困りごとがありますか？また、困りごとへの課題解決のためには、何が必要だと感じますか？

「新しいメンバーが入らない」、「メンバーの高齢化」、「他の団体と交流する機会が乏しい」、「市民に情報発信する場や機会が乏しい」といった意見が多くありました。



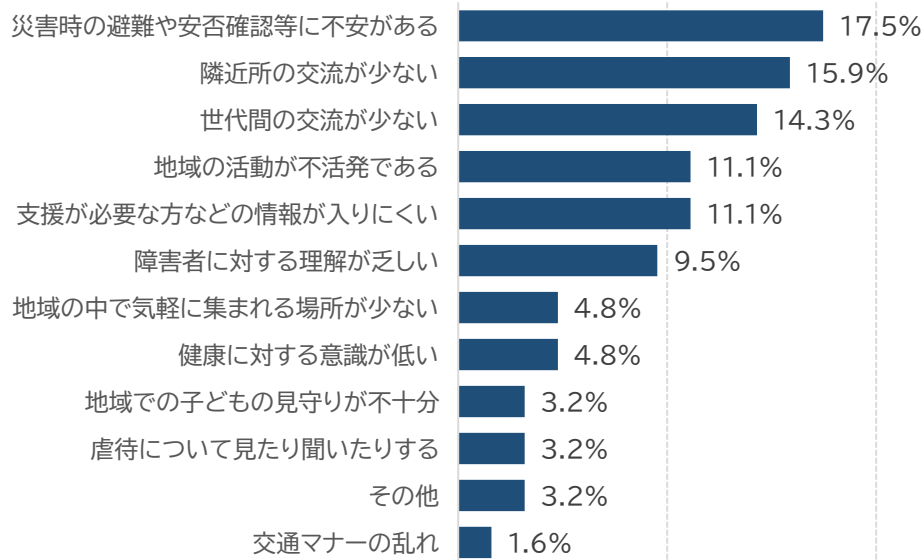
※その他：山間部の組織との連携、コロナ禍のため自粛、市や市社協の認知度が低い、職員の不足

<課題解決に必要なこと>

- ・ 情報発信
- ・ 他団体との交流
- ・ 地域のニーズの把握
- ・ ボランティア等見守りができる人を増やす。
- ・ 各団体の担当者同士の顔の見える日常的なつながりの構築
- ・ 制度の見直し、利用しやすい新しい制度の創設
- ・ 個人情報保護の観点から必要な情報が入りにくいいため、行政が把握している個人情報を開示してほしい。
- ・ 行政が地域に入り、災害弱者対策を一緒に考える。
- ・ コロナ禍による自粛生活で心まで萎縮しない。
- ・ さまざまな組織と連携、情報交換
- ・ ボランティアで協力
- ・ ネットを利用した発信

Q2 貴団体等が活動を通じて感じる、地域の問題点や課題はどのようなものですか？

「災害時の避難や安否確認等に不安がある」、「隣近所の交流が少ない」、「世代間の交流が少ない」、「地域の活動が不活発である」、「支援が必要な方などの情報が入りにくい」といった意見が多くありました。



※その他：安心安全に子どもが遊べる場所が少ない、コロナ禍のため自粛

<具体的な事例>

- ・ コロナ禍で交流の場を持ちづらい。
- ・ 地域のアセスメントができていない。
- ・ 各関係機関と一緒に地域のニーズを把握したい。
- ・ 子どもの教育環境の悪化、貧困が進んでいる。
- ・ 災害時に避難できない。(重度のため自由に動けない等)
- ・ 地域共同体意識が薄れ、地域行事等にも無関心な家庭が増加
- ・ 障がい者に対する差別と偏見が見られる。特に大人に対して障がい教育が必要
- ・ 避難に時間がかかり安全確保が不安
- ・ 優先通行等のルール違反が時々見られヒヤリとする場面がある。
- ・ 障がい特性に関する理解が乏しいと感じる場面及び横のつながりが希薄であると感じた場面が何度かあった。
- ・ 健康管理の重要性をその都度伝えているが意識が低い。
- ・ 健康相談の定期的開催
- ・ 公民館活動や地域活動で経験を生かす場や交流する場がない。
- ・ 支援が必要な人は、なかなか自分から言い出しにくい。普段の近所付き合いが希薄になっていることから、隣の異変に気付かない。
- ・ 避難を促しても、まだ自分は大丈夫の意識がある。
- ・ 利用者の心のケア及び職員のケアも大事
- ・ 災害で施設が被災した場合、自宅に帰れない利用者、職員が一時的に生活する場が必要。一般市民と一緒に避難所では困難なことが多い。

Q3

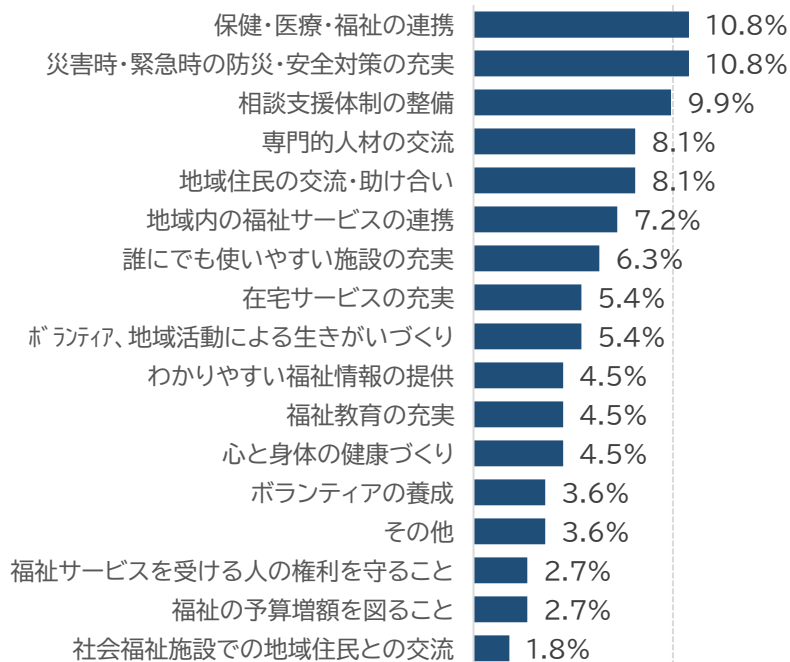
貴団体等が活動を通じて、対応が可能だと思われるニーズはどのようなことですか？
(意見抜粋)

- ・ 地域活動、交流活動、ボランティア活動
- ・ 地区を超えた活動や協力体制の構築
- ・ 内服確認、安否確認など短時間で対応できること。
- ・ 地域の方と交流することで、障がいのある人への理解を深めてもらう。
- ・ 散歩や避難訓練などを地域の方と一緒にすることで交流を深めたい。

Q4

今後、安芸市(行政)及び安芸市社会福祉協議会が重点的に進めるべきだと思うものはどれですか？

「保健・医療・福祉の連携」、「災害時・緊急時の防災・安全対策の充実」、「相談支援体制の整備」といった意見が多くありました。



※その他：住民の声に答えきれていない過去の事例、共に活動すること、職員研修

Q5

現在の安芸市(行政)及び安芸市社会福祉協議会との連携や取組み、地域福祉推進のために必要と思うことについて、具体的に教えてください。(意見抜粋)

- ・ 求められる物(事)と提供・支援できる物(事)とのマッチングが必要
- ・ 課題や情報の共有が必要
- ・ 本当に困っている人が適切な援助が受けられる仕組みが必要
- ・ 介護を担う人材が不足しているので、何か具体案を示してほしい。
- ・ 地域福祉活動計画を安芸市がどのように発信されているのかが理解されていないのではないのでしょうか。
- ・ 保護者の高齢化により、次のキーパーソンを考えていかなければならないと思う。

Q6 自由意見欄

- ・ 深刻な人口減少問題はあらゆる課題の中でも喫緊の課題のひとつだと思います。若者や子育て世代の意見が反映されるような計画が望ましいと思います。
- ・ 座談会には、もっと幅広い世代、人材に参加を促すよう工夫されてはいかがでしょうか。(保育所や学校の長、職員、PTA等)
- ・ ボランティア活動に参加した人へ有償化を考慮すべきである。無償化は人材が少ない。



5 子どもたちの考えるまちづくり ヒアリング調査からみる課題

(1) 目的

市内の小・中・高等学校に、学校や地域の好きなところや「思いやりのある、お互いに助け合うまち」であるために必要な取組みなどに対する子どもたちの考えを把握するためのヒアリング調査を実施しました。

(2) ヒアリング調査結果

Q1 あなたの学校ではどんな福祉活動に取り組んでいますか。(意見抜粋)

- ・ 赤い羽根共同募金
- ・ 高齢者への年賀状（小学校で実施）
- ・ ふれあいサロンで高齢者との交流
- ・ 福祉教育（手話学習、アイマスク体験、車いす体験、高齢者疑似体験）
- ・ 地域新聞（ふれあい新聞を作成し、地域の人に配布）
- ・ 子どもの学習支援（第一小加力学習）
- ・ ハッピースマイル運動
- ・ 募金活動、AKV 活動（安芸高校ボランティア活動）
- ・ 地域に貢献してきてくれた高齢者への感謝と、元気に長生きしてほしいという気持ちを伝えるため、八流荘に折り鶴と立体作品を贈っている。折り鶴は全校生徒で折り、作品づくりは保健体育委員や生徒会執行部を中心に行っている。
- ・ 空き缶回収活動（毎週金曜日に回収して換金し、八流荘に寄附。前回は 10 万円を寄附し、防災用品を購入してもらった）
- ・ 毎年 11/23（勤労感謝の日）の収穫祭に、地域の人に来てもらう。収穫した野菜で調理をしたものを販売。売り上げで社会見学に行ったりしている。
- ・ ベルマーク運動
- ・ 山田特別支援学校との交流授業
- ・ 地域の高齢者に運動会の招待のハガキを出している。
- ・ 獅子舞や昔遊びなどの伝承行事
- ・ 敬老会や芸能祭に参加して、銭太鼓を披露している。
- ・ ふれあい交流会（あったか下山サテライトとの交流）

学校ヒアリングの様子

【伊尾木小学校】



Q2 福祉活動を通して、どんなことを感じていますか。(意見抜粋)

- ・自分がやっていることが、人のためになったのかと思うと嬉しい。
- ・私達がしていることで、1人でも「嬉しい」と思ってくれたらいいと思う。
- ・高齢者に年賀状を出して一部の人から返事がきた時、「やったあ」と嬉しい気持ちになる。
- ・いろいろな行事を通して地域の人たちと交流できるのが楽しい。
- ・人と人とのコミュニケーション能力を高めてくれる。
- ・福祉活動にはいろいろな人がかかわっていて、より良いまちづくりをしているんだなど、感謝の気持ち。
- ・空き缶集めを通して、環境活動の大切さを感じた。
- ・良心市などにみんなが協力してくれるので嬉しい。
- ・挨拶運動を続けていることで、挨拶をしてくれる人が増えて気持ちが良い。

Q3 学校や地域のどんなところが好きですか？また、嫌いなところがありますか。(意見抜粋)

(好きなところ)

- ・食べ物が新鮮、ごはんが美味しい。
- ・心の優しい人が多い。(みんなが親切)
- ・ゴミが少ない。
- ・命を守るための避難訓練が多い。
- ・幅広い年代との交流ができる。
- ・自然がたくさんあって空気がおいしく、田舎ならではの良さがある。
- ・地域の人が声をかけてくれる。(挨拶をしてくれる)
- ・地域の人が読み聞かせに来てくれる。
- ・畑で作った野菜などを調理することが楽しい。
- ・いろいろな施設(野良時計、ナス公園、公民館)で楽しく活動できる。
- ・道の駅があるところ。
- ・AKI活動に力を入れている。(安芸市立安芸中学校)
(A:明るいあいさつ K:きれいな学校 I:一緒に頑張る)

(嫌いなところ)

- ・場所的に災害や津波が不安
- ・遊ぶ場所が少ない。(屋内、屋外)
- ・買い物をする店がない。
- ・街灯が少ない。
- ・ゴミや落書きがある。
- ・交通ルールを守らない人がいる。
- ・交通の問題(道が狭い、店が遠い)
- ・静かなのはよいが、賑わう場所が偏っている。
- ・施設(学校等)の老朽化が進んでいる。災害時を考えると不安
- ・道路工事で赤野が変わっていくことが嫌い。(思い出のある赤野だから)
- ・駄菓子屋さんが欲しい。(昔あったがなくなった)
- ・学校と地域の交流が少ない。(コロナ禍で出かけられていない。オンライン等でできないか)

Q4 あなたが大人になった時、どんな安芸市だったら住みやすいと思いますか。(意見抜粋)

①どんな環境(モノ、場所、設備など)だと住みやすいですか？

- ・体験施設、大型ショッピングモール、コンビニ、カルチャーセンター
- ・老人ホームがあったらいいな。
- ・大人から子どもまで遊べる施設がほしい。(温水プール、スケボー場など。遠いところにわざわざ車で行かなくても、自転車や歩いて行ける場所)
- ・働きやすさ、働く場所が多い。
- ・子育てのしやすさ(安全で利用しやすい公園やグラウンド、屋内施設(気軽に学習ができる場所))
- ・休日に趣味を楽しめる場所、趣味が同じ人同士で集まれる場所
- ・道路や街灯が整っている。(災害に備えている)
- ・とても美しく、環境が整ったまち
- ・地域とのかかわり(いろいろな人が声をかけてくれる)

②どういう人がたくさんいれば良いと思いますか？

- ・いつも元気で、優しくて頼れる人(みんなのことや地域のことを考えてくれる人)
 - ・安芸市みんなの意見を踏まえて取り組んでくれるリーダー的な人
 - ・差別をしない人、人と人をつないでくれる人
 - ・ゴミを捨てない人、または拾ってくれる人
 - ・挨拶や声がけをしてくれる人
 - ・正しい心を持ち続け、人を尊敬する人
 - ・課題解決や解決能力のある人(専門職)
 - ・悪口を言わない人
 - ・ルールやマナーが守れる人
 - ・行動力のある若い人
-

Q5 もしあなたが市長になったら、どんなまちづくりをしたいですか。(意見抜粋)

- ・安芸市全体の人みんな挨拶をし合えるまち
 - ・防犯ボランティアの育成・配置、夜間の見守り、防犯活動
 - ・安芸の自然が大好きなので、自然を残し、交通の便を良くして人が集まれる場所にしたい。
 - ・子育てのしやすいまち
 - ・子どもが外で自由に遊べるまち
 - ・地域の人とのかかわりを増やす。(地区ごとに集まれる場所をつくる)
 - ・バリアフリーを徹底した公共施設
 - ・空き家の有効活用(若い人の移住を促進、集いの場)
 - ・大きなショッピングモール
 - ・子どもでも大人でも楽しめるまちづくりをしたい。
 - ・ゴミがなく、子どもからお年寄りまで安心して暮らせるまちづくり。(月1回のゴミ拾い週間やゴミを拾ってくれたら好きなジュースをプレゼントする等)
 - ・動物が住みやすい安心安全なまち、捨て猫や捨て犬が少ないまち
 - ・差別やいじめ、犯罪のないまち
 - ・通学路にもっと街灯をつける。
 - ・県外や外国からの観光客も気軽に楽しめる場所をつくる！
-

「思いやりのある、お互いに助け合うまち」であるために、どういう取り組みが必要だと思いますか。(意見抜粋)

- ・地域ごとでも良いので、公民館等を使ってレクリエーションを行う。
- ・たくさんの人と触れ合いかわる、積極的に声を掛け合う。
- ・困っている人への声掛け。
- ・地域活動への参加（清掃、交流会など）
- ・防災力をつける。人の命を守れるうちに！
- ・みんなが困ることのないよう、みんなの意見を取り入れる仕組み
- ・小さい子どもからお年寄りまで大切にする。
- ・人権的なイベントや会をつくって、学校でもそういう取り組みをする。
- ・挨拶をたくさんする。・たくさん笑うまち
- ・ゴミ拾いを率先して行う。・動物や自然を大切にする。
- ・差別をしない、一人ひとりを尊重する。

Q7 自由意見欄(意見拔粹)

- ・安芸市の小中高での交流会や意見交換会を行ってほしい。(他の学校が防災の取組みをどういうふうにしているのか知りたい)
- ・小さいうちから、他の保育所やいろいろな子ども達と交流を図り、コミュニケーションを取っていけば良いと思う。
- ・防災訓練をもっと長い時間でやったら良いと思う。避難するところまでしか経験したことがないので、その後の炊き出しなど…。
- ・ファミサポの周知が不十分だと思う。SNSなどを活用して、若いお母さん世代にも浸透するようにしたら良い。
- ・人にも動物にも自然にも良いまちづくりをしたい。
- ・きれいな川や山を残していきたい。
- ・他の地域の人が安芸市に興味を持つような取組みをすれば良いと思う。
- ・障がい者のためにも暮らしやすいまちにしてほしい。
- ・もっとゴミをなくしたい、公園にゴミ箱やゴミ捨て場が欲しい。
- ・廃墟や空き家を処理・改修してほしい。
- ・児童センターを拡張して、お年寄りも遊べるようなところにしてほしい。
- ・県外などでいじめが多く「自殺者」が増えているので、市長からも呼び掛けてほしい！
- ・山を使って遊べる場所をつくってほしい。

学校ヒアリングの様子

【土居小学校】



【県立安芸中学校・高等学校】



6 第2次計画の評価について

第2次計画の評価について「安芸市地域福祉計画・地域福祉活動計画 評価(PDCA)ワークシート」を用いて評価し、「安芸市地域福祉計画推進委員会」で進捗状況を報告しました。

■評価基準

充実	計画以上の実績・成果があった。
継続	計画通り達成でき、次年度以降継続実施する。
改善	次年度に内容の見直しが必要。
縮小	次年度に当該事業を縮小する。
未実施	当年度に事業が実施できなかった。
終了	次年度は当該事業の終了が見込まれる。

基本目標

出会いのための人づくり・場所づくり であい～拠点 ～

(1) 地域の担い手を育もう

① ボランティア養成講座・研修会の実施

評価・課題

- ・新規参加者をどのように増やしていくかが課題である。
- ・ボランティア登録はされていても地域での活動に結びついていないことが多いため、今後マッチングをさせていくことが課題である。
- ・新型コロナウイルス感染症の拡大により中止となった活動がある。

取組み内容	組 織	H29	H30	R1	R2
・認知症サポーター養成講座 ・介護予防サポーターフォローアップ講座 ・あき元気応援マイレージ ・福祉あき元気応援マイレージ	安芸市 社協	改善	改善	継続	継続
・ファミリー・サポート・センターまかせて会員養成講座 ・ファミサポみるきい交流会 ・フォローアップ研修会	安芸市 社協	継続	継続	継続	継続
・手話奉仕員養成講座	安芸市	継続	継続	終了	

② ボランティアセンター機能の強化

評価・課題

- ・安芸福祉ボランティア協会加入団体を中心にチャリティー募金や清掃活動を行った。
- ・新型コロナウイルス感染症の拡大により中止となった活動があることから、これまで以上にボランティアとの連携を図り、活動が衰退しないように取り組んでいくことが必要。

取組み内容	組 織	H29	H30	R1	R2
ボランティアの登録情報の周知、会報の発行	社協	改善	改善	継続	改善

③ 地域行事への住民の参画促進

評価・課題

- ・地域学実習として学生を受け入れているが、実習後も引き続き地域にかかわる学生の創出が課題となっている。また、学生、地域住民にとってメリットのある Win=Win な関係（双方が利益になる良好な関係）を維持しながら、活動の成果を通じて信頼関係を構築していくことが重要である。

取組み内容	組 織	H29	H30	R1	R2
・地域の伝統行事等の調査・記録 ・神輿、獅子舞等活动復活への支援 ・高知県立大学生グループによる地域行事参画	安芸市	継続	継続	継続	継続

(2) 出会いと交流の機会を広げよう

① 障がい者・高齢者の集い活動の実施

評価・課題

- ・男性の参加者が少ないこと、各地区の世話役の高齢化等が問題となっており、参加者、担い手の増加が課題となっている。
- ・公民館への送迎を実施するなど各地区とも地域で工夫をしながら参加者を増やすことに取り組んでいる。

取組み内容	組 織	H29	H30	R1	R2
めだかの学校	安芸市	継続	継続	継続	継続
いきいき百歳体操	安芸市	継続	継続	継続	継続
ふれあいサロン (認知機能低下予防活動)の推進	社協	継続	継続	継続	継続

② あったかふれあいセンター※1の実施

評価・課題

- ・なすの袋詰め体験を行い、意欲の向上につながった方もいたことから生きがいづくりとなっている。また、地域とのつながりをとということで、サロンに参加し、つながった方もいる。
- ・江川サテライトでは利用者が増加し、主体的にかかわれるメンバーがいるため、自主的な活動とする日が増えた。未利用者へのサテライトの周知と参加のきっかけづくりを行っていくことが要望としてあがっている。
- ・下山サテライトでは、下山小学校児童との交流会を定期的で開催するほか、毎月茶話会を開催するなど、住民主体の活動が拡充されている。
- ・コロナ禍において、利用人数の制限やアルコール消毒等を行いつつ、状況を確認しながら実施している。
- ・利用者の意欲が向上できる新たな活動を検討する必要がある。
- ・あったかふれあいセンターの活動を知らない住民もいるため、引き続き啓発活動を推進する必要がある。

※1 あったかふれあいセンター

年齢や障がいの有無にかかわらず、誰もが気軽に集い、見守りや生活課題に対応した支え合い活動などを行う地域福祉の拠点

取組み内容	組 織	H29	H30	R1	R2
・あったかふれあいセンター活動の広報啓発 ・サテライトを実施している地区組織の連携促進	安芸市	改善	改善	充実	継続

③ 子ども会の活動支援

評価・課題

- ・毎年の年間行事計画に沿って、活動計画を立てて順調に実施しているが、子ども会役員や指導者の高齢化・固定化が進んでいるため、活動してもらえる人材の補充をしていくことが急務である。

取組み内容	組 織	H29	H30	R1	R2
・子ども会活動の活動支援 ・高齢者団体等、他組織との連携支援（地区社会福祉協議会と地区単位子ども会の交流等）	安芸市	継続	継続	継続	継続

④ 高齢者・障がい者・子どもの居場所づくり

評価・課題	・各教室で活動計画を立て順調に実施しているが、指導者の固定化が進んでいるため、活動してもらえる人材の補充をしていくことが急務である。 ・安芸市総合社会福祉センターが社会福祉関係団体・機関、ボランティアグループの活動拠点として機能している。
-------	--

取組み内容	組 織	H29	H30	R1	R2
・介護施設の地域交流スペース、安芸市総合社会福祉センターのふれあい研修室の活用 ・放課後子ども教室の活用（9地区（下山小・伊尾木小・川北公民館・井ノ口公民館・穴内公民館・赤野公民館・本町・安芸第一小・少年育成センター）で開催）	安芸市 社協	継続	継続	継続	継続

基本目標

認め合い・理解し合える意識づくり ふれあい～共生～

(1) 住民のつながりを深めよう

① 多世代交流活動の実施

評価・課題	・参加者を集めるのに苦労している公民館が多いが、各種団体や地元の協力により地域の交流もできている。また、子どもが参加できる事業を計画し、多世代の交流もできた。 ・令和2年3月をもって、畑山地区の集落支援員が任期を終えるも後任なし。高知県内だけでも50名を超える協力隊を募集しているため、問い合わせはあるものの応募がない。
-------	---

取組み内容	組 織	H29	H30	R1	R2
・地区民運動会、文化祭、もちつき大会、ビアガーデン等の企画実施支援 ・昔ながらの高齢者と子どもがかかわる場面の設定 ・中山間地域の担い手として、外部人材の活用（地域おこし協力隊など）	安芸市	継続	継続	継続	継続
・公民館、地区社会福祉協議会が企画するイベントの活動協力	安芸市	継続	継続	継続	改善

② 小単位での仲間づくり活動の推進

評価・課題	民生児童委員の研修会などで、社会問題や地域課題の現状等を伝え、地域で気になる人などがいれば、市や社協につなげてもらうよう呼びかけを行った。民生児童委員から相談があった際には、地域包括支援センターや福祉事務所、保健所等の関係機関と連携し、相談対応や訪問を実施する等課題解決に取り組んでいる。
-------	--

取組み内容	組 織	H29	H30	R1	R2
なんこく若者サポートステーションあきサテライト ・ゴミ屋敷等、地域の情報の収集と課題解決の仕組みづくり ・引きこもり等、孤立しがちな方への対策の検討	社協	充実	充実	継続	継続

③ 地区のおきゃくのあり方の工夫

評価・課題	- 公民館持ち回りで開催している交歓ピットリ駅伝の懇親会では、開催地区の婦人会等が手作り料理でもてなし、好評であった。 - 他地区との交流ができた。行事が重ならないよう情報収集が必要。 - 積極的な呼びかけや周知方法の工夫による人集めが必要。
-------	---

取組み内容	組 織	H29	H30	R1	R2
・懇親会、交流会へ参加しやすい方法（休日や夕方時間帯の利用等）の工夫	安芸市	継続	継続	継続	未実施

④ 生活困窮者の自立支援

評価・課題	- 履歴書作成のサポート、ハローワークへの同行、就労先の見学同行、面接同行などの就労支援により、就職に結びついた。※就職後は定期訪問・面談等により定着に向けた支援を実施。 - 現金給付等による直接支援策ではなく相談支援による本人のエンパワーメントの活用による自立支援を目的としているため、現に手持ちの金銭がない人の支援が困難。 - 移動手段がない人への就労支援。 - 就労準備支援（生活リズムの改善、身だしなみ等のアドバイス）は、就労に至る前の支援を行うため、支援期間中、一定の金銭的貯えがなければ支援が難しい。
-------	---

取組み内容	組 織	H29	H30	R1	R2
生活相談支援センター事業	社協	改善	継続	継続	継続

(2) お互いに認め合う関係を築こう

① 福祉教育活動の実践

評価・課題

- ・「福祉の心、福祉の理解、実践力」を目的とした福祉教育を実施。
- ・障がい・高齢者疑似体験を通じて、自分たちの住む地域・人、「ふだんの・くらしの・しあわせ」について興味関心を高めることができた。
- ・定期的に体験学習を提供している学校以外へのアプローチが不十分であったため、福祉教育推進校へ体験プログラムの周知を行うことが課題。
- ・現在の福祉教育は障がい・高齢者疑似体験が主となっている。(課題)

取組み内容	組 織	H29	H30	R1	R2
・福祉学習、車椅子体験、アイマスク体験、高齢者疑似体験 ・学校長期休暇時の福祉体験チャレンジ学習等（ちびっこヘルパー登録制度）	社協	継続	継続	継続	継続

【福祉教育】



② 当事者組織・グループの活動支援

評価・課題

- ・家族介護者交流会は、介護者教室を開催。「家族介護者交流会 良話介」のPRはできた。また、認知症に関する介護者教室を開催したが、継続開催に至っていない。
- ・りぼんの会は、当事者同士の情報共有により、生きがいや生活の拡がりが出てきている。学習会や音楽活動等を通じて、多世代交流もできている。
- ・ほっと会は毎月第3火曜日に自主的に開催。発達障がい者や精神障がい者を持つ親らが、互いの悩みなどを共有、サポートしあっている。平成31年度より広報・周知を開始。
- ・はしる会は定例女子会を平成30年度より毎月1回開催。発達障がいを持つ者同士が、生きづらさを抱えながら悩みを共有している。また、支援者が必要な時に集まり、情報共有や発達障がいについても学びを深めている。
- ・めだかの学校は毎週水・金10時～15時に実施。また、月1回の書道教室を継続し、当事者や来客者も書道を楽しむことで交流が増えている。ライブラリー内で書道作品の展示を行い、季節感を味わえ、毎月の展示を楽しみにしているという声も聞かれている。新たな当事者の参加もあり、今後も当事者を含め、地域の人々が気軽に集え、交流が図れる場として活動を継続する。
- ・「いっぽいっぽ」は発達障がいを持つ親の会として週末に親子で参加できる教室を開催。月1回の茶話会は平日開催のため、参加できない方もいる。今後も参加の機会が提供できるようにしていく。
- ・ニコスマイルは令和2年度より、あったかふれあいセンター主催の「SUNSUNカフェ」に参加し、自身で作製した小物などを販売。余暇活動では、「里山公園つくらんかい」のサツマイモ掘りに参加。新たな地域交流の場となった。

取組み内容	組 織	H29	H30	R1	R2
良話介（家族介護者交流会）	安芸市	継続	改善	継続	継続
りぼんの会（脳卒中者の交流会）	安芸市	継続	継続	継続	継続
ほっと会（障がい児を持つ親の会）	安芸市	継続	継続	継続	継続
めだかの学校	安芸市	継続	継続	継続	継続
いっぽいっぽ	安芸市	継続	継続	継続	継続
ニコスマイルの活動 （生活訓練・余暇活動）	社協	継続	継続	継続	継続

③ 子育て応援活動の推進

評価・課題

- ・子育て応援連絡会は参加した親子や、地域の方から好評を得ており、地域交流の場となっている。しかし、参加年齢が低くなると楽しめるものも少ないというところが課題。
- ・すくすく広場は、毎日型の地域子育て支援センターの充実とともに参加者は減少傾向にあったため、令和元年度から回数を減らしてきたが、令和2年度は参加人数の増加が見られた。助産師相談の機会であり、年3回はプレママ・プレパパ教室と同時開催になっているため、妊娠期からのつながりが持てる場となっている。
- ・離乳食講習会は、体験型として教室内容を見直し、回数を年6回に増やし、参加者数が増加している。
- ・あきっ子広場は安芸市社会福祉協議会に事務局を移行。ボランティア団体への声かけ・周知を行い、継続した開催につながっている。
- ・子育て世代包括支援センター
 - 子育て世代包括ケア会議12回、医療機関との定期連絡会6回開催。産前の面談や訪問の充実を図り、相談対応できる専用部屋を活用し、妊娠期からの顔の見える関係性を築きやすくなっている。
 - 働く妊婦の増加や核家族化に伴い、妊娠期の電話や訪問の連絡調整が取りづらく訪問の受け入れも難しいケースもある。しかし、医療機関との定期連絡会を通して、タイムリーに連携がとれる体制もできてきた。
 - 産前・産後サポート事業や産後ケア事業を助産師が実施することで、より専門的なアドバイスを受けることが出来、利用者の安心につながっている。
 - 産前サポート事業として助産師面談を実施し、妊娠期から関係性を築くことで産後訪問の受け入れや産後ケアの利用につながっている。
- ・産後ケア事業
 - 主に授乳や乳房ケアについて利用希望される方が多く、利用者も初年度に比べ増加した。今後も事業の周知を図っていく。

取組み内容	組 織	H29	H30	R1	R2
子育て応援連絡会の活動協力	安芸市	継続	改善	継続	継続
子育て世代の地域活動参加の促進 (PTA 活動等との連携)	安芸市	充実	継続	継続	継続

(1) 地域を支える基盤づくりをしよう

① 安芸市社会福祉協議会の地域福祉推進団体としての役割強化

評価・課題

- ・地域福祉活動交流会を開催し、地域間の意見交換を行っている。
- ・権利擁護の取組みとして、認知症高齢者や知的障がい者、精神障がい者等判断能力が不十分な方が、地域において自立生活が送れるよう、福祉サービスの利用援助等を行った。
- ・安芸市総合社会福祉センターの老朽化に伴い、安芸市社会福祉協議会の事務所移転について協議中。
- ・福祉団体役員や会員の減少や高齢化が課題となっている。令和2年度をもって、更生保護女性会が解散。
- ・日赤高知県支部との包括協定に基づく事業では、地域や学校での防災学習に職員を派遣。
- ・福祉総合相談所は公益事業として、各機関による総合相談の支援に努めた。

取組み内容	組 織	H29	H30	R1	R2
地区座談会の開催 地域福祉活動交流会	社協	継続	継続	継続	継続
権利擁護（日常生活自立支援事業）	社協	継続	継続	継続	継続
安芸市総合社会福祉センター管理・運営	社協	継続	継続	継続	継続
各福祉団体の事務局機能	社協	継続	継続	継続	継続
日赤高知県支部との包括協定に基づく事業	社協	充実	充実	継続	未実施
福祉総合相談所の開設	社協	継続	継続	継続	継続

② 地域性に応じた地区社会福祉協議会機能の強化

評価・課題

- ・地区座談会の中心組織として活動し、敬老会の開催やサロン活動、給食サービスなどを実施。

取組み内容	組 織	H29	H30	R1	R2
公民館等と連携した地区単位での地域福祉活動 ・地区社会福祉協議会活動の活性化 ・安芸市地区社会福祉協議会連絡会での情報共有	社協	継続	継続	継続	継続

③ 民生児童委員活動や身近な相談・支援窓口体制の充実

評価・課題

- ・地域課題や支援を必要としている住民の発見に努め、必要があれば相談機関に
つなぎ合わせ、関係機関と連携しながら課題解決に取り組んだ。
- ・災害時における発災前、発災時、発災後それぞれの民児協の方針を確認し、具
体的な取り組み内容の協議を重ねている。また、部会委員が災害ボランティアセ
ンター運営訓練に参加した。
- ・地域社会の福祉の増進や民生安定のために安芸市民生児童委員協議会に対して
補助金の交付を行っている。

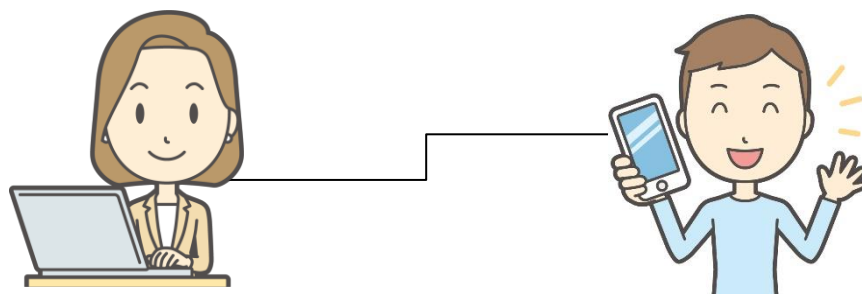
取組み内容	組 織	H29	H30	R1	R2
・ 民生児童委員の活動協力 ・ 各相談窓口と連携し、一貫した 支援	社協	継続	継続	継続	継続
民生児童委員協議会の活動支援	安芸市	継続	継続	継続	継続

④ 情報提供・情報発信の充実

評価・課題

- ・ 広報紙では、ページ数やカラーページを増やすなど住民が見やすく、より関心
を持っていただくよう紙面構成の工夫をした。
- ・ Facebook への投稿件数は年々減少傾向であることから、記事件数を増加させる
ことが喫緊の課題である。
- ・ ホームページの更新回数が少なくなっている。

取組み内容	組 織	H29	H30	R1	R2
広報紙・チラシ・ホームページ等 での情報発信促進	安芸市	継続	継続	継続	継続
法人ホームページ、Facebook の活用 社協だよりでの情報発信	社協	継続	継続	継続	継続



(2) 福祉サービスの理解と関心を深めよう

① 地域包括ケアシステムの構築に向けた取組み

評価・課題

【生活支援体制整備事業】

- ・短期集中予防型サービス利用者に対し、通所終了後の地域へのつなぎ先として、民生児童委員や老人クラブ、サロン代表者等と連携を図り、地域活動へのつなぎ合わせを行った。
- ・フレイル（虚弱）状態にある高齢者の身体機能向上、または集いの場とした運動教室事業展開に取り組んだ。
- ・連絡会やネットワーク会議に参加し、各関係機関との情報共有や地域課題の把握・解決などに取り組んだ。

【地域ケア会議】

- ・各関係機関の自立支援・重度化予防に向けたアセスメント能力の向上を目指す必要がある。
- ・短期集中予防型サービス利用者の個別事例検討では、サービス終了後の社会参加の課題があり、新たに運動メニューを中心とした集いの場の検討を実施し、翌年度開催となった。

【医療・介護連携推進プロジェクト会議、リビングウィルの啓発】

- ・医療介護連携のさまざまな取組みを通して従事者の資質向上につながっている。
- ・人生の最期をどこでどう迎えるかの選択の支援ができるようになることを目指す。ACP※¹やリビングウィル※²の普及啓発を継続していく。

※1 ACP (Advance Care Planning)

将来の変化に備え、将来の医療及びケアについて、本人を主体に、そのご家族や近しい人、医療・ケアチームが、繰り返し話し合いを行い、本人による意思決定を支援するプロセス

※2 リビングウィル

人生の最終段階（終末期）を迎えたときの医療の選択について事前に意思表示しておく文書

取組み内容	組 織	H29	H30	R1	R2
生活支援体制整備事業	社協	継続	継続	改善	継続
地域の要配慮者の早期発見等、見守り支援のネットワークづくり ・地域ケア会議 ・医療・介護連携推進プロジェクト会議 ・従事者の資質向上・連携強化 ・リビングウィルの啓発	安芸市	継続	継続	継続	継続

② NPO・任意団体の福祉サービスとの連携強化

評価・課題

- ・団体の研修会や地区座談会にて、地域福祉計画・地域福祉活動計画の概要版の内容を示し、各地区の重点的な取り組み目標などを周知した。今後、全世帯への周知を図る必要がある。

取組み内容	組 織	H29	H30	R1	R2
各福祉団体への地域福祉活動計画の周知 地域福祉計画・地域福祉活動計画の概要版を用いた地域への啓発	社協	継続	継続	継続	継続

③ 保健・医療・福祉・教育機関等の連携体制構築

評価・課題

- ・元気バスは、移動のための交通手段を持たない高齢者等の交通弱者にとって、通院、買い物のための交通手段として欠かせないものとなっている。
- ・利用者数は、人口減少に伴い減少しており、今後も中山間地域を中心に利用者の減少が懸念される。
- ・一方で高齢化や過疎化により地域の公共交通機関としての役割はますます重要となっており、住民の利便性を確保しつつ、持続可能で効率的な運行となるよう努めなければならない。

取組み内容	組 織	H29	H30	R1	R2
移動手段の確保	安芸市	継続	継続	継続	継続

基本目標

地域で安心・安全に暮らしていくための体制づくり ささえあい～共助～

(1) 防災に対する意識を高めよう

① 緊急時の役割分担と連携体制の構築

評価・課題

- ・安芸市自主防災組織連絡協議会を通じて、自主防災組織と意見及び情報交換ができた。また、連絡協議会女性部会の活動により、女性の視点に立った防災活動が実施できた。
- ・福祉避難所との情報伝達訓練を実施、福祉避難所開設における各々の役割について確認した。
- ・住民参加型の各種訓練を実施しているが、訓練参加者数が少ないため、自主防災組織と連携し、今後更なる啓発活動が必要。また、行政主導ではなく、自主防災組織がより主体的に訓練を実施できる体制づくりが必要。

取組み内容	組 織	H29	H30	R1	R2
安芸市自主防災組織連絡協議会の開催 安芸市自主防災組織連絡協議会女性部会の開催 安芸市総合防災訓練 福祉避難所開設訓練 医療救護活動訓練	安芸市 社協 自主防災組織	継続	継続	継続	継続

② 災害時要配慮者支援システム(仮称)の活用

※左記仮称については、避難行動要支援者管理システムとして運用開始

評価・課題

- ・避難行動要支援者管理システムの具体的な運用について関係各課と調整。名簿提供の未同意、不同意の方に同意取得に係る文書を発送。民生委員災害対応部会にて活動とのつながりを確認。
- ・65歳以上のひとり暮らし世帯や、高齢者のみの世帯を訪問し、令和3年度に高齢者実態把握調査を実施。

取組み内容	組 織	H29	H30	R1	R2
災害時要配慮者支援班会議の開催 ・福祉事務所等関係機関と連携した要配慮者情報の把握	安芸市 社協 自主防災組織	継続	継続	継続	継続
高齢者実態把握調査（ひとり暮らし高齢者・高齢者のみ世帯の状況把握）	社協 民生児童委員協議会	継続	継続	継続	継続

③ 災害ボランティアセンターの体制構築

評価・課題

- ・災害時のボランティア活動に関する基礎知識をはじめ、災害ボランティアセンターの運営の流れなどを訓練し、発災時に関係機関が連携し、迅速なボランティアセンターの立ち上げ・運営を目的に実施。
- ・「新型コロナウイルス感染症の感染拡大が懸念される状況における災害ボランティアセンターの設置・運営」についてガイドラインを策定し、ガイドラインの周知と災害ボランティア活動の基礎知識や災害ボランティアセンターの運営方法を学んだ。

取組み内容	組 織	H29	H30	R1	R2
安芸市災害ボランティアセンター運営 ・安芸市災害ボランティアセンター運営委員会の開催 ・災害ボランティアセンター活動（役割分担）の模擬訓練の実施	社協	継続	継続	継続	継続

(2) 安心・安全なまちを築こう

① 高齢者等見守りネットワーク活動の推進

評価・課題

- ・個別に気になる方の連絡があれば、対応し必要な機関やサービスにつなげている。生活困窮や身寄りがいない方や認知面で気になるケースについての連絡が増えている。
- ・現協力員として登録済みの企業は更新を行ってくれた。今後も見守り体制を拡大・拡充するために新たな企業への呼びかけや個人協力員として住民への働きかけが必要である。
- ・ネットワーク体制の整備とともにネットワークの周知も行い、見守りを必要とする方の直接的な見守りにつなげていく必要がある。

取組み内容	組 織	H29	H30	R1	R2
安芸市高齢者等見守りネットワークの登録促進 民生児童委員との連携	安芸市	継続	継続	継続	継続

① 交通安全教室等の実施

評価・課題

- ・高齢者による事故割合が依然として高く、高齢化の進展や高齢ドライバーの増加に伴い、高齢者の事故防止対策は、交通安全対策を実施する上で大きな課題となっている。

取組み内容	組 織	H29	H30	R1	R2
交通安全運動への協力 イベント等を活用した交通ルールや運転マナー向上の取組み	安芸市	継続	継続	継続	継続

② 関係機関と連携した犯罪防止活動の推進

評価・課題

- ・見守り活動を継続し、活動を行っているさまざまな関係機関が連携し、お互いに顔の見える関係性を築いていくことが必要となっている。

取組み内容	組 織	H29	H30	R1	R2
下校時のパトロール ハッピースマイル運動 不審者情報への対応	安芸市	継続	継続	継続	継続

【交通安全運動】



【ドライバーへの声かけ】



第3章

計画の基本的な考え方

第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

「地域福祉」とは、住み慣れた地域の中で、家族や友人、隣人などとの社会関係を保ち、まちの一員として生涯にわたって安心して生活できるような地域を住民の参画を得て築きあげることを目指しています。

個人が尊厳をもって自分らしい自立した生活が送れるよう支えるという社会福祉の理念に基づき「このまちに住んでよかった」「ずっとこのまちに住んでいたい」との思いを住民自身の手で描いた、「住民の 住民による 住民のための計画」が「安芸市地域福祉計画・地域福祉活動計画」です。

本計画では、前計画で掲げていた基本理念を継承し、“あったかな人と心がきづくまち～住民誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせる福祉のまちづくり～”を更に推進します。

あったかな人と心がきづくまち

～住民誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせる福祉のまちづくり～

- | | |
|----------|---|
| “あったか”は、 | 住民の「温かい人柄」
土地の「暖かい気候」
福祉への「熱い想い」を表しています。 |
| “な”は、 | 信頼できる「なじみの関係」
安心できる「慣れ親しんだ地域」
日本有数の生産量の「ナス」を表しています。 |
| “きづき”は、 | ふれあいの心の「気づき」
地域社会形成の「築き」
お互いに支えあう「絆」を表しています。 |

2 計画の基本目標

基本理念の実現のために計画に盛り込むべき事項をふまえて、前計画に引き続き次の4つの基本目標を掲げました。

基本目標1 出会いのための人づくり・場所づくり

であい ~ 拠点 ~

住民が自分たちの住んでいる地域に関心を持ち、地域福祉推進への主体的な参加を促進するためには、「交流の場や活動の拠点づくり」が大切です。

地域福祉の担い手による自主的な活動を推進し、地域の実情にあった地域福祉へつなげていくためにさまざまな地域活動の情報を発信し、気軽に触れ合える居場所や出会いの場をつくり、交流の機会を広げていきます。

【基本方針】

- ①地域の担い手を育もう
- ②出会いと交流の機会を広げよう

基本目標2 認め合い・理解し合える意識づくり

ふれあい ~ 共生 ~

子どもから高齢者、障がい者など住民誰もが地域で自分らしく生活でき、一人ひとりが互いに多様性を認め合い、年齢や性別、文化、身体的特徴など、人々が持つさまざまな個性や違いを超えて、すべての人々が安心して、心豊かに暮らせる社会を築きあげることが求められています。

生涯にわたり安心して暮らせる社会を目指して住民同士のつながりを深め、将来を担う若者に福祉の心を育む「福祉教育」の充実と、すべての人々がお互いに認め合える社会の実現を目指します。

【基本方針】

- ①住民のつながりを深めよう
- ②お互いに認め合う関係を築こう

基本目標3 暮らしを支える福祉のネットワークづくり

かたり^ああい ～ 協^き働 ～

地域でなんらかの支援を必要としている住民のニーズに対応するためには、情報提供や相談支援の体制を築き、地域でさまざまな活動を行っている福祉団体や民生児童委員等の関係機関がネットワークを組み、地域全体で助け合うことのできる地域力の向上が必要です。

地域福祉の推進組織である地区社会福祉協議会のネットワークを生かして、協議から協働の活動へと展開し、各関係機関が手を携え属性や年代にとらわれず、分野を超えて協力し、地域にかかわっていく体制をつくります。

【基本方針】

- ①地域を支える基盤づくりをしよう
- ②相談し合える関係をつくろう

基本目標4 地域で安心・安全に暮らしていくための体制づくり

ささえ^ああい ～ 協^き力 ～

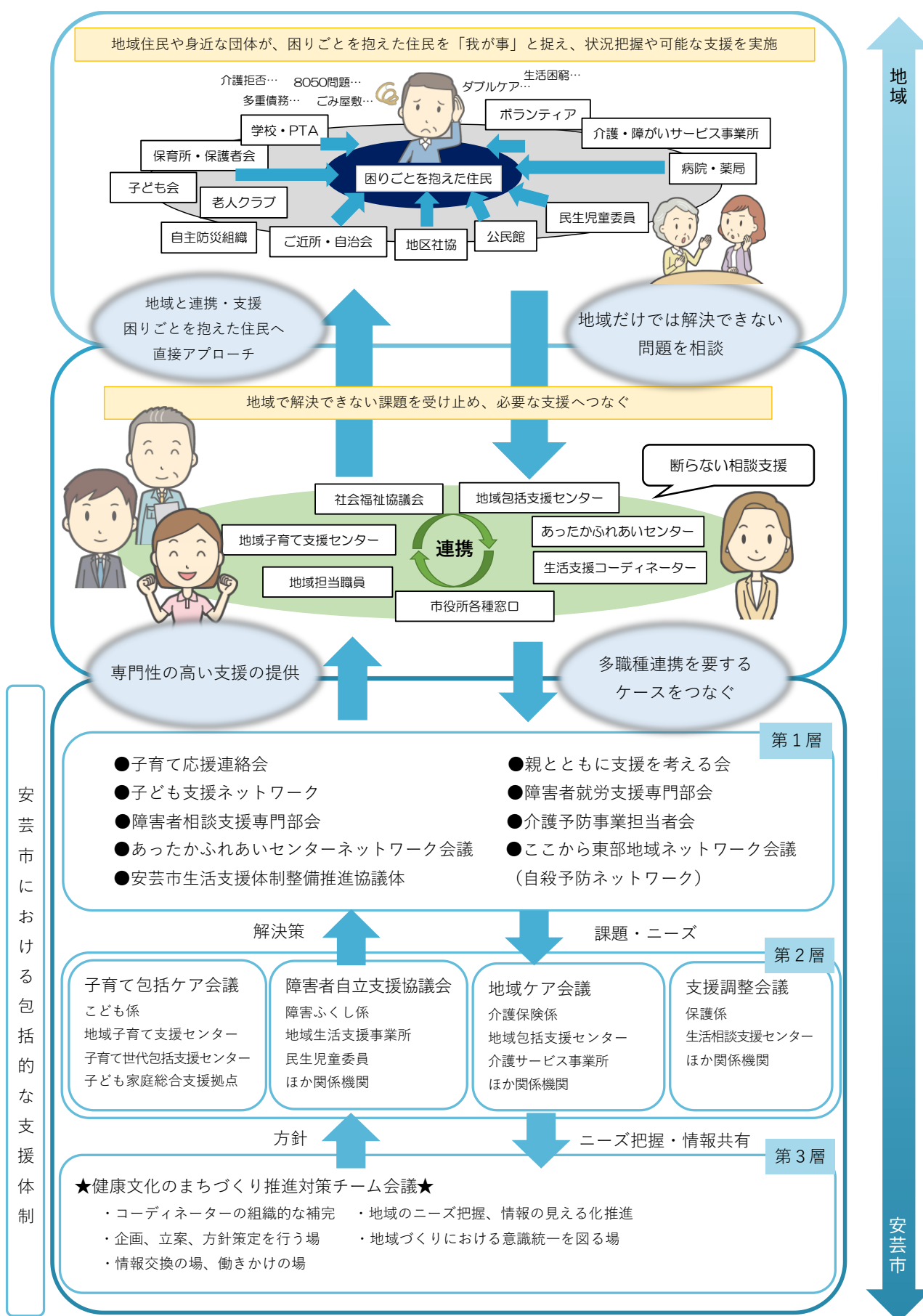
日頃から要配慮者の情報を適切に把握し、民生児童委員等の関係機関との間で共有を図ることにより、要配慮者が地域で安心・安全に暮らしていくことにつながります。

地域の支え合い活動を推進し、災害や犯罪などの緊急対応に備えた役割分担と、連携体制を築き、「今、なにが必要か」をきめ細かく把握し、地域ぐるみで気づきをつなげる体制を確立します。

【基本方針】

- ①防災に対する意識を高めよう
- ②安心・安全なまちを築こう

3 安芸市における地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制のイメージ



4 地域福祉計画・地域福祉活動計画の体系図

基本理念  あつたかな 住民誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせる福祉のまちづくり	基本目標1：であい ～拠点～ 出会いのための人づくり・場所づくり	
	(1) 地域の担い手を育もう	①ボランティアの育成・活動機会促進 ②地域の伝統文化・行事への参加と継承
	(2) 出会いと交流の機会を広げよう	①あったかふれあいセンターの機能強化 ②集いの場所の充実
	基本目標2：ふれあい ～共生～ 認め合い・理解し合える意識づくり	
	(1) 住民のつながりを深めよう	①地域コミュニティの活性化 ②社会的孤立を防ぐ（引きこもり・自殺対策等） ③地域課題の把握・解決に向けた機能の充実
	(2) お互いに認め合う関係を築こう	①社会教育・福祉教育の推進 ②高齢者・障がい者を地域で理解する機会づくり ③子育て環境の充実
	基本目標3：かたりあい ～協働～ 暮らしを支える福祉のネットワークづくり	
	(1) 地域を支える基盤づくりをしよう	①社会福祉協議会・地区社会福祉協議会活動の機能強化 ②身近な相談・支援窓口体制の充実 ③情報提供・情報発信の充実
	(2) 相談し合える関係をつくろう	①分野を超えた連携等による包括的な相談支援体制づくり ②自ら相談できない方への訪問支援（アウトリーチ）の実施
	基本目標4：ささえあい ～協力～ 地域で安心・安全に暮らしていくための体制づくり	
	(1) 防災に対する意識を高めよう	①自主防災組織の活性化と災害時の連携強化 ②災害時要配慮者の把握と情報提供 ③災害ボランティアセンターの体制づくり
	(2) 安心・安全なまちを築こう	①見守りネットワーク活動の推進 ②子ども・高齢者に対する交通安全啓発 ③犯罪被害対策の実施

第4章

地域福祉計画の推進

第4章 地域福祉計画の推進

1 であい ～拠点～ 出会いのための人づくり・場所づくり



(1) 地域の担い手を育もう

現 状

地域でのつながりを強め、地域での支え合い・助け合いを活発にするためには、年齢や障がいの有無などにかかわらず、誰もが気軽に集い、交流し、触れ合う機会や場を拡充していく必要があります。しかし現状は、地域活動の担い手が高齢化・固定化しており、新たな地域福祉を担うボランティアの確保・育成が求められています。既存のボランティア団体は、会員の高齢化のほか、活動場所・活動資金・情報不足など多くの課題を抱えています。

また各地域の担い手不足等により、長年行ってきた神輿や獅子舞等の伝統文化・行事が縮小傾向となる一方、地域と学生等が協力し伝統芸能を継承するなど、担い手が不足するなか工夫を凝らしている地域もあります。

地域の担い手を増やし地域福祉活動を充実させるために、ボランティアを育成するとともに、担い手が活躍する機会をつくります。

第3次計画の基本施策

- ① ボランティアの育成・活動機会促進
- ② 地域の伝統文化・行事への参加と継承

今後の取組み



自助 自分や家族でできること

- ・身近なボランティア活動に参加してみましょう。
- ・地域の歴史、伝統や文化を知りましょう。



互助 ご近所同士の助け合いでできること

- ・ボランティア活動や地域のイベントに誘い合うなど、参加しやすい雰囲気を作りましょう。
- ・地域の伝統文化を引き継いでいきましょう。



共助 社会福祉協議会などの関係機関を中心に地域全体でできること

- ・地域の担い手を確保するためにボランティア養成講座・研修会を実施します。
- ・個別支援が必要な方の日常的な困りごとに柔軟に対応できるよう、ボランティアと利用者のマッチングを図ります。
- ・地域伝統文化の継承をきっかけに多世代交流を図り、次世代の担い手を創出します。



公助 行政が取り組むこと

- ・認知症サポーター養成講座等を開催し、住民が身近で相談できる機会を増やします。
- ・有償ボランティアの仕組みを充実させます。
- ・獅子舞、神輿など伝統文化の継承を支援します。

評価項目

- * ボランティア養成講座・研修会実施
- * ボランティア活動の場への参加促進
- * 伝統行事への住民参加促進

(2) 出会いと交流の機会を広げよう

現 状

地域活動や住民による交流が広く行われるためには、地域の拠点となり誰もが日常的に集える場所の確保が必要です。

各地域には公民館や集会所、個人・企業が所有する施設など、拠点として活用が考えられるさまざまな場所があり、サロン活動やいきいき百歳体操などの健康づくり、公民館行事、あったかふれあいセンターの利用など、住民が身近な場所で多様な活動を通じて利用しています。しかし、近年、人々のライフスタイルや価値観が多様化しており、特に若い世代では、仕事が忙しい等を理由に、積極的に地域活動にかかわる人が少なくなってきました。

身近な地域における付き合いを深めることができるよう、普段からの声かけや地域行事への参加を促すとともに、交流の場や機会の充実を図ります。

第3次計画の基本施策

- ① あったかふれあいセンターの機能強化
- ② 集いの場所の充実



今後の取組み



自助 自分や家族でできること

- ・地域活動に参加し、仲間づくりに努めましょう。
- ・健診の受診、いきいき百歳体操へ参加するなど、健康と生きがいづくりに取り組みましょう。



互助 ご近所同士の助け合いでできること

- ・行事やイベント等の際には、隣近所で誘い合いましょう。
- ・学校と地域がイベントで協力するなど、交流を深めましょう。
- ・子どもから高齢者まで、多世代交流の機会を増やしましょう。



共助 社会福祉協議会などの関係機関を中心に地域全体でできること

- ・あったかふれあいセンターを高齢者、障がい者、子どもの交流拠点として、多世代交流の推進を図ります。
- ・あったかふれあいセンターのサテライトについては、地域主体の活動が行えるよう活動を支援します。
- ・あったかふれあいセンター活動の機能充実を図るほか、関係機関やあったかふれあいセンターコーディネーター、生活支援コーディネーターとの連携により、地域ニーズの把握や地域課題への対応に努めます。
- ・高齢者、障がい者、子どもの居場所づくりに取り組みます。
- ・子ども会活動を支援します。



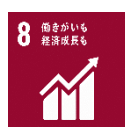
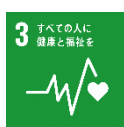
公助 行政が取り組むこと

- ・各種団体の活動について情報提供、情報発信します。
- ・健康増進、介護予防に関する情報を積極的に発信します。
- ・地域等で実施する各種講演、健康教室などに講師を派遣します。
- ・地域福祉の多機能支援拠点としてあったかふれあいセンターを運営します。
- ・高齢者、障がい者、子どもの趣味活動や生活訓練を通して余暇活動の充実を図ります。
- ・地域の活動拠点となる公民館等の環境整備を支援します。

評価項目

- * あったかふれあいセンターの運営
- * 高齢者・障がい者・子どもの居場所づくり
いきいき百歳体操、ふれあいサロン、めだかの学校、ニコスマイル
放課後子ども教室、学童保育等
- * 子ども会の活動支援

2 ふれあい ～共生～ 認め合い・理解し合える意識づくり



(1) 住民のつながりを深めよう

現 状

「住民誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせる福祉のまちづくり」を推進していくためには、住民同士のつながりが重要です。しかし、経済活動や生活様式の変化、核家族化、更には個人情報保護への配慮などから、地域における人と人とのつながりが弱くなってきています。

近年では8050問題※¹やダブルケア※²、ヤングケアラー※³など、本人や世帯の抱える課題が複合化したり、セルフネグレクト※⁴に陥り自ら相談することが困難な方など、特定の分野に限って支援するだけでは不十分なケースが増加しています。困っている方が地域で孤立することなく、課題が早期解決できるような支援体制を整え、近所や地域全体、行政が連携し、状況把握、課題解決し支え合える関係づくりを進めます。

※1 8050 問題

80代の親が50代の引きこもりなどの子どもの生活を支えるという問題

※2 ダブルケア

「子育て」「親や親族の介護」の時期が重なったため、両方を並行して担わなければならない状態

※3 ヤングケアラー

障がいや病気のある親や祖父母などの介護や世話をしている18歳未満の子どもを指す言葉

※4 セルフネグレクト

自己放任。生活を維持する能力と意欲の欠如、それによる自身の健康や安全を損なっている状態

第3次計画の基本施策

- ① 地域コミュニティの活性化
- ② 社会的孤立を防ぐ（引きこもり・自殺対策等）
- ③ 地域課題の把握・解決に向けた機能の充実

今後の取組み



自助 自分や家族でできること

- ・日頃から積極的に挨拶や声をかけ合いましょう。
- ・身近に相談できる相手をつくりましょう。
- ・隣近所で支援が必要な人を見守り、困ったときには地域や行政に相談しましょう。



互助 ご近所同士の助け合いでできること

- ・地域で孤立している人がいないか気を配りましょう。
- ・協力を求められた場合は可能な限り手助けしましょう。



共助 社会福祉協議会などの関係機関を中心に地域全体でできること

- ・地区民運動会やもちつき、文化祭など、子どもから高齢者まで、誰もが参加できるイベントの企画を支援し、地域コミュニティの活性化を図ります。
- ・社会的孤立など、公的福祉サービスに結びつかない方を、地区の有志で支え、仲間づくりから社会参加へ導いていける体制の構築を進めます。
- ・生活に困りごとや不安を抱えている相談者に対して、本人が持っている力を引き出しながら、専門の相談支援員が具体的なプラン等を作成し、自立に向けた支援を行っていきます。



公助 行政が取り組むこと

- ・地域の事業に取り組む団体等を支援します。
- ・まちづくり懇談会を開催し、地域課題の把握に努め、解決に向け支援します。
- ・生活困窮者の自立相談支援事業等を実施します。

評価項目

- * 多世代交流活動の実施
地区民運動会、敬老会、ビアガーデン等
- * 地域での見守り・協力体制の充実
- * 生活困窮者の自立支援

【地区民運動会】



(2) お互いに認め合う関係を築こう

現 状

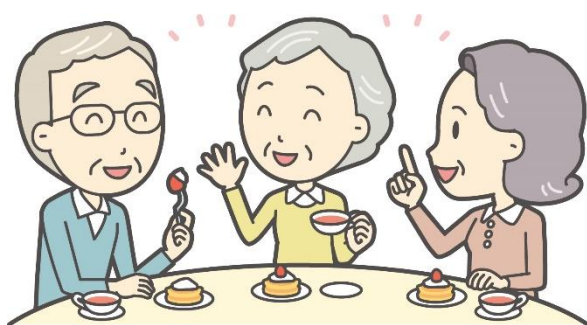
少子高齢化、核家族化や共働き家庭が増加し、現在の子どもたちは家庭や隣近所での交流の機会が減少し、地域の関係性が希薄化する一因となっています。一方で地域の人口減少や高齢化に伴い、地域を支える担い手が今まで以上に求められていることから、一人ひとりが他者への尊重や支え合いの意識を持つことが重要です。

また地域の人口減少が加速する中、少しでも多くの若い世代に地域に住んでもらうためには、安心して子どもを産み、育てられる環境が必要であり、行政のみでなく地域で取り組む喫緊の課題として認識することが必要です。

性別や年齢、障がいの有無、国籍にかかわらず、地域に暮らす住民が互いに相手の立場を尊重し、思い合えるよう、福祉に対する意識の向上や福祉・人権教育を推進します。

第3次計画の基本施策

- ① 社会教育・福祉教育の推進
- ② 高齢者・障がい者を地域で理解する機会づくり
- ③ 子育て環境の充実



今後の取組み



自助 自分や家族でできること

- ・福祉に関する勉強会や研修へ積極的に参加しましょう。
- ・地域活動に参加する高齢者や障がい者・子どもを大切にしましょう。
- ・保護者会活動や、保育所や学校の行事に積極的に参加しましょう。



互助 ご近所同士の助け合いでできること

- ・地域で福祉に関する勉強会があれば参加しましょう。
- ・地域で多世代交流の機会があれば、誘い合って参加しましょう。



共助 社会福祉協議会などの関係機関を中心に地域全体でできること

- ・福祉学習や福祉体験を通して、福祉の心を育む教育の支援をします。
- ・当事者やその家族の活動をはじめ、地域での生活を支えるための支援の在り方を、住民に寄り添いながら考えます。
- ・子育て応援連絡会を中心に、育児仲間をつくる場の支援や子どもの健やかな発育・成長の支援を行います。



公助 行政が取り組むこと

- ・各小中学校において、福祉教育を推進します。
- ・さまざまな機会を通して、人権問題の啓発に努めます。
- ・当事者同士や保護者同士の自発的な活動を支援します。
- ・子育てサークルや子育てに関する自主的活動をしている団体の活動を支援します。

評価項目

- * 社会教育・福祉教育の推進
- * 当事者組織・グループ活動支援
家族介護者交流会、りぼんの会、ほっと会、はしる会、いっぽいっぽ 等
- * 子育て応援活動の推進
子育て応援連絡会に所属する団体等への活動協力

3 かたりあい ～協働～ 暮らしを支える福祉のネットワークづくり



(1) 地域を支える基盤づくりをしよう

現 状

地域福祉を進めていく上で、地域の課題に柔軟に対応していくためには、さまざまな活動団体同士が相互に協働していくことが重要です。特に社会福祉協議会には、さまざまな活動団体同士をつないでいく機能と、担い手の育成支援が期待されています。安芸市では安芸市社会福祉協議会をはじめ、地区組織の整備拡充を重点目標として地区社会福祉協議会を9地区に設置し、地域住民の参加と協力を基盤として、地区の実情に応じた地域福祉活動を展開しています。地域福祉を推進する上で中心的な役割を担う、安芸市社会福祉協議会や地区社会福祉協議会の活動について周知・充実を図ります。

また、「民生児童委員」は、住民の身近な相談相手であり、信頼関係を築きながら、地域の見守り役、行政や社会福祉協議会へのパイプ役として活躍しています。地域の課題は、地域住民の困りごとでもあり、相談を受ける側の行政や社会福祉協議会、また民生児童委員などのスキルアップを図り、住民にとってわかりやすい、相談しやすい窓口体制を構築していかなければなりません。

近年、Facebookなどの新たな情報発信方法が構築され、特に若い世代はインターネットやSNS等で情報収集する傾向があります。これまでのような必要な情報を必要な人に届けるための情報発信だけでなく、若い世代が興味関心を持ち、地域や福祉について知る機会を設けることも、情報発信の取組みに求められています。次世代の興味関心を引き、地域を知ってもらう活動が必要です。

第3次計画の基本施策

- ① 社会福祉協議会・地区社会福祉協議会活動の機能強化
- ② 身近な相談・支援窓口体制の充実
- ③ 情報提供・情報発信の充実



自助 自分や家族でできること

- ・一人ひとりが社会福祉協議会や地区社会福祉協議会の活動に関心を持ちましょう。
- ・一人で悩まず、必ずどこかに相談することを心がけましょう。
- ・民生児童委員から近所の見守り活動の依頼があれば、できる範囲で協力しましょう。



互助 ご近所同士の助け合いでできること

- ・安芸市社会福祉協議会や地区社会福祉協議会が行う事業等に、誘い合って参加しましょう。
- ・民生児童委員から近所の見守り活動の依頼があれば、隣近所で協力しましょう。



共助 社会福祉協議会などの関係機関を中心に地域全体でできること

- ・地域と積極的にかかわり、住民からの意見や課題を把握し、行政や関係機関・団体が連携できる体制を強化します。
- ・地域での諸活動（ふれあいサロン・敬老会等）を中心に取り組んでいる地区社会福祉協議会活動の継続を図り、幅広い活動展開をしていくよう支援し、地域福祉の力を高めていく中核団体として活性化を図ります。
- ・住民の身近な相談役である民生児童委員活動を支援し、地域の一人ひとりを気にかけて、つなげていく役割を強化するとともに、相談・支援窓口体制の充実を図ります。
- ・広報紙等の配布、SNSの活用とあわせて、住民に直接説明するなど、住民の知りたい情報提供に努めます。



公助 行政が取り組むこと

- ・安芸市社会福祉協議会策定の地域福祉活動計画の実践に協力して取り組みます。
- ・安芸市社会福祉協議会の活動が活性化し、適正な運営ができるよう、財政支援を行います。
- ・民生児童委員の活動を支援し、活動内容について住民への周知を行います。
- ・相談窓口をわかりやすく広報し、住民が利用しやすいように努めます。
- ・安芸市、安芸市社会福祉協議会をはじめ、地区、事業者、当事者団体等が、お互いの活動内容や役割を認識し、相談対応において連携を図ります。
- ・広報やインターネットの情報をわかりやすく工夫し、事業所等への情報をきめ細かく提供します。

評価項目

- * 地区座談会の開催
- * 権利擁護事業（法人後見事業・日常生活自立支援事業）
- * 社会福祉団体の事務局機能
- * 地域性に応じた地区社会福祉協議会の機能強化
- * 民生児童委員活動や身近な相談・支援窓口体制の充実
- * 情報提供・情報発信の充実
- * 安芸市総合社会福祉センターの運営

【地区座談会】



【安芸市地域福祉活動計画交流会】



【安芸市社会福祉大会】



(2) 相談し合える関係をつくろう

現 状

高齢化や人口減少が進み、地域での支え合いの基盤が弱まってきています。誰もが役割を持ち、お互いが配慮し存在を認め合い、そして時に支え合うことで、孤立せずにその人らしい生活を送ることができる仕組みが求められています。人口減少による担い手不足や、さまざまな問題を抱え対応が困難なケースが浮き彫りになるなど、課題が複雑化しています。この状況を乗り越えていく上で、社会保障等の領域を超えてつながり、地域社会全体を支えていくことが重要となっています。

「地域共生社会」とは、このような社会構造の変化や人々の暮らしの変化を踏まえ、制度・分野ごとの縦割りや「支え手」「受け手」に分かれるのではなく、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともにつくっていく社会を目指すものです。

分野を超え、地域の課題に丸ごと対応する包括的な支援体制が求められています。制度の狭間で支援が行き届かない状況を改善し、社会的孤立を生むケースを取りこぼさない体制づくりが必要です。

第3次計画の基本施策

- ① 分野を超えた連携等による包括的な相談支援体制づくり
- ② 自ら相談できない方への訪問支援（アウトリーチ）の実施



今後の取組み



自助 自分や家族でできること

- ・困ったときには抱え込まず相談する勇気を持ちましょう。
- ・身近な人の相談ごとに耳を傾けましょう。
- ・困りごとや心配な人の情報を地域や行政に提供しましょう。



互助 ご近所同士の助け合いでできること

- ・近所で解決できない困りごとを地域全体で相談しましょう。
- ・地域で気になる人を見かけたら、行政や民生児童委員、社会福祉協議会に相談しましょう。



共助 社会福祉協議会などの関係機関を中心に地域全体でできること

- ・地域住民の抱える複雑化した課題に対応するため、既存の体制を活用し、属性や世代を問わない課題解決の体制を作ります。
- ・地域の人や民生児童委員等から相談を受けたケースに対し、速やかに訪問しかかわりを持つとともに、関係機関が連携し課題解決に取り組みます。
- ・生活支援コーディネーター連絡会やあったかふれあいセンターネットワーク会議等各分野の会議を定期的を開催することで、地域の課題や資源を把握し、必要時連携をとれる体制を整えます。



公助 行政が取り組むこと

- ・担当分野に限らず、相談や困りごとには速やかに対応し、担当と連携し解決を図ります。
- ・住民からの相談に対し耳を傾け、困りごとの本質の把握に努めます。
- ・地域共生社会を実現するために、重層的支援体制整備事業等の活用を検討します。

評価項目

- * 既存の体制を活用した属性・世代を問わない課題解決
 - 相談を受けた場所が関係機関と連携
 - 既存の協力体制を活用した課題解決
 - 個別ケース会議を必要時に随時開催
- * アウトリーチによる地域課題の発見・解決
 - 行政、社協等が連携し訪問支援

4 ささえあい ～協力～ 地域で安心・安全に暮らしていくための 体制づくり



(1) 防災に対する意識を高めよう

現 状

東日本大震災を契機として、全国的に地域ぐるみでの防災活動への関心が高まっている中、南海トラフ地震対策に向けた取組みが重要となっています。また、近年の異常気象による台風・豪雨での土砂崩れ、浸水、越波等の自然災害への対策に併せて感染症対策の強化も必要となっています。

普段から地域と協力し、要支援者の避難行動の支援体制や連絡体制を整えるとともに、防災などに関する情報を提供し、災害発生時や緊急時支援体制の強化を図り、住民と協働して取り組んでいく必要があります。

感染症と共存する新たな社会を見据えた対策が急務となり、緊急時における避難所での感染症対策として避難所運営マニュアルを作成するなど、災害が発生した際のことを想定して、被害をできるだけ減らし、災害後の復興をスムーズに行えるような体制をつくります。

第3次計画の基本施策

- ① 自主防災組織の活性化と災害時の連携強化
- ② 災害時要配慮者の把握と情報提供
- ③ 災害ボランティアセンターの体制づくり

今後の取組み



自助 自分や家族でできること

- ・地域の防災訓練に参加しましょう。
- ・災害時にすぐ避難できるよう、防災用品・避難場所・避難経路などを確認しましょう。
- ・家族や友人、地域の人と防災について話し合いましょう。



互助 ご近所同士の助け合いでできること

- ・地域の防災訓練への参加を呼びかけましょう。
- ・災害時の避難の際、隣近所で声をかけ合いましょう。
- ・子どもやひとり暮らし高齢者、障がい者等、災害時や緊急時の要配慮者を把握しましょう。



共助 社会福祉協議会などの関係機関を中心に地域全体でできること

- ・自主防災組織連絡協議会を通じて関係機関が連携し、地域での話し合いの機会を通じて要配慮者を日頃から見守る活動を進めます。
- ・民生児童委員による実態把握調査をもとに、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯、障がい者世帯、また妊産婦など災害時要配慮者の支援策を関係機関で共有します。
- ・安芸市災害ボランティアセンター運営委員会のもと、災害ボランティアセンターの役割分担の確認や模擬訓練、住民に対する啓発活動に取り組みます。



公助 行政が取り組むこと

- ・自主防災組織の活性化や関係機関との連携、資機材や備蓄品の確保など、防災体制の強化に努めます。
- ・学校や地域、団体で防災学習を行う場合、講師を派遣します。
- ・高齢者、障がい者、妊産婦等、災害時の避難行動要支援者名簿の整備を行い、個別避難計画の策定、及び個別避難計画に基づいた訓練に取り組みます。
- ・安芸市社会福祉協議会に設置する災害ボランティアセンターに協力し、訓練を行います。

評価項目

- * 自主防災組織との連携と役割分担
- * 高齢者実態把握活動（ひとり暮らし・高齢者のみ世帯の状況把握）
- * 福祉事務所等関係機関と連携した要配慮者情報の把握
- * 避難行動要支援者名簿による情報提供
- * 安芸市災害ボランティアセンター運営委員会の開催
- * 災害ボランティアセンターによる模擬訓練の実施

(2) 安心・安全なまちを築こう

現 状

近年、幼児や児童が犯罪に巻き込まれるケースや、高齢者を中心とした振り込め詐欺の被害等もあり、防犯活動の更なる充実が求められています。ひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯が増加している中で、地域の中で安心して暮らしていくためには、地域住民の見守り活動が重要となってきています。

また、高齢者がかかわる交通事故が増えており、高齢者の事故防止対策が課題となっています。

誰もが地域で安心・安全に暮らせるよう、交通安全対策や見守り活動等の強化に努めます。

第3次計画の基本施策

- ① 見守りネットワーク活動の推進
- ② 子ども・高齢者に対する交通安全啓発
- ③ 犯罪被害対策の実施



今後の取組み



自助 自分や家族でできること

- ・一人ひとりが交通ルールを守りましょう。
- ・悪徳商法に気をつけましょう。



互助 ご近所同士の助け合いでできること

- ・ひとり暮らしの高齢者や障がい者等、様子に変わりがないか、気にかけてみましょう。
- ・悪徳商法や不審者を見かけたら、ご近所同士で注意や声かけをしましょう。
- ・地域で子どもや高齢者等を見守っていく方法を考えましょう。



共助 社会福祉協議会などの関係機関を中心に地域全体でできること

- ・安芸市高齢者見守りネットワークを普及啓発し、地域の情報など高齢者等に関する日常生活の中での見守り活動を推進します。
- ・地域住民の集まる機会やイベント等において、交通ルールをはじめとした社会マナーの向上の意識づけを行います。
- ・犯罪防止活動や犯罪減少活動に取り組み、子どもや高齢者・障がい者が被害にあわない地域づくりを進め、ハッピースマイル運動、通学路の交通安全、スクールガードリーダーの見守りパトロール、警察署等との緊密な情報交換を行います。



公助 行政が取り組むこと

- ・見守りが必要な高齢者や障がい者等の実態把握に努め、企業や地域団体、住民に見守りネットワーク活動への協力を呼びかけます。
- ・高齢者や子どもを対象とした交通安全指導や啓発活動に取り組みます。
- ・防犯灯を計画的に整備します。
- ・地域の防犯教室の開催に協力します。

評価項目

- * 高齢者等見守りネットワーク活動の推進
- * 交通安全教室等の実施
- * 関係機関と連携した犯罪防止活動の推進

第5章

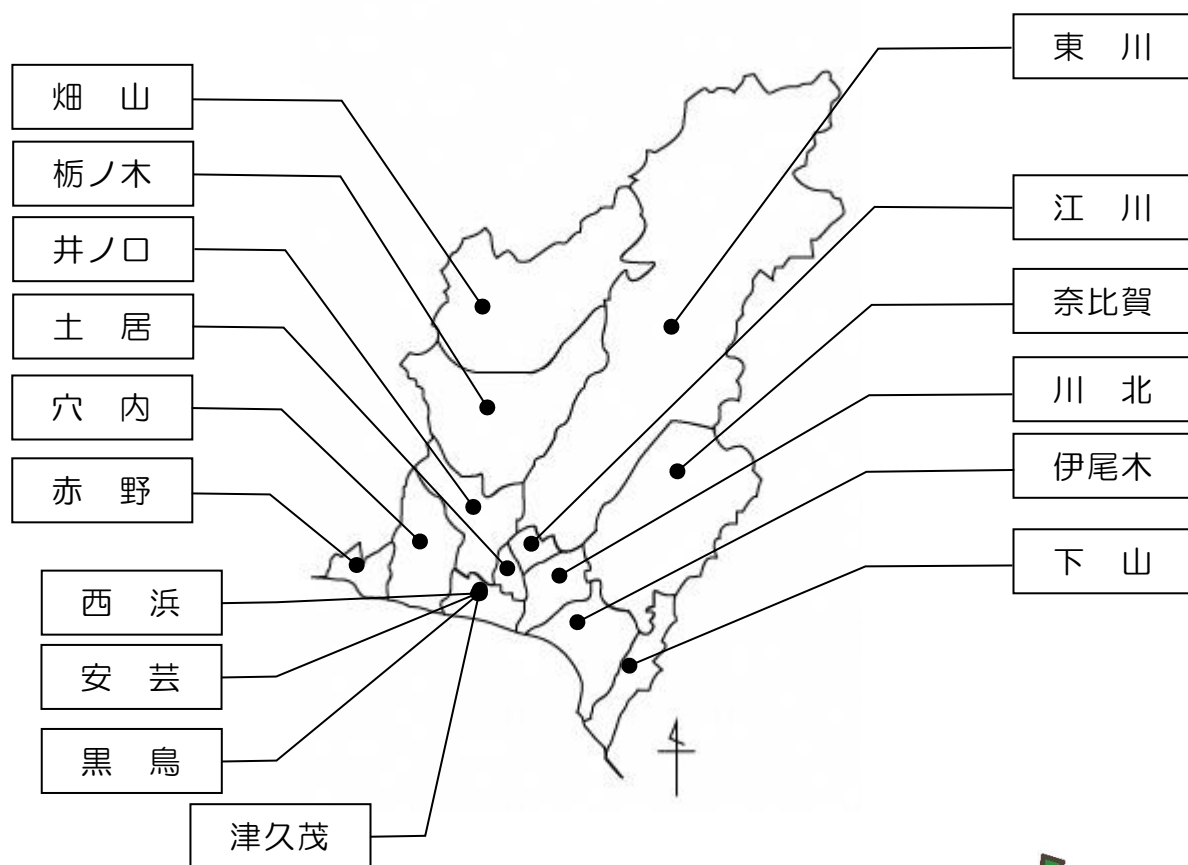
地区別アクションプラン

第5章 地区別アクションプラン

1 地区別アクションプランの推進

第3次安芸市地域福祉計画・地域福祉活動計画は、地域住民のみなさんが主体となって取り組む、「住民の住民による住民のための計画」です。計画の策定に当たっては計画づくりそのものへの住民の参画が非常に重要となります。

今回計画の見直しに当たり、各地区でヒアリングを実施しました。この地区ヒアリングでは、地区の代表者が地域の課題等について話し合い、解決策や目標を考えていただき、地域の意見を取りまとめ「地区別アクションプラン」として位置づけ、地区ごとに具体的な目標を設定し、5年間の取組み事項を決定しました。



2 赤野地区

(1) 地区の概要

赤野地区は、市の西端に位置し、海岸沿いの赤野休憩所から一望できる太平洋は、訪れる人の目を楽しませてくれます。

地区の中心部を流れる赤野川をはさみ、ナスのビニールハウスが一带に広がる園芸の盛んな地区です。また、伝統芸能の赤野獅子舞は、大元神社、住吉神社前の浜で奉納され、地域住民で賑わう地区行事の一つです。公民館では、子どもから高齢者までさまざまな団体が活発に活動を行っています。

赤野地区の子どもに地区の良いところを尋ねると、「住んだら分かる!」と答えが返ってくるほど、子ども達も魅力を感じる地区です。



人口等

R3.3.31 現在

世帯数	人口	18歳以下	65歳以上		75歳以上	
		人数	人数	高齢化率	人数	高齢化率
503 世帯	1,084 人	84 人	520 人	48.0%	276 人	25.5%



社会資源

公共施設等	赤野公民館 赤野分団屯所	赤野駐在所	赤野浄化センター
集会所	赤野山田集会所 東赤野集会所 叶岡集会所	太夫屋地集会所 桜浜集会所 住吉集会所	赤野西寄集会所
学校	赤野小学校		
保育所等	赤野保育所		
福祉・保健・医療・施設等	(相談) 在宅介護支援センターやながれ (高齢者) 特別養護老人ホーム八流荘 ホームヘルプステーションやながれ		

(2) 第2次計画(平成29年度～令和3年度)の成果

- ▶新たな集いの場として西寄集会所を開放し、手遊びや雑談、お茶会等を実施し始めた。
- ▶土曜日の夜間に公民館でいきいき百歳体操をスタート。昼間の参加が難しい世代をターゲットにしており好評である。

(3) 現状と課題

- ▶公民館が子どももお年寄りもみんなが集まる場となっている。
- ▶いきいき百歳体操の参加者が増えている。
- ▶今までやってきたことをどうやって続けていったらいいか（後継者の問題）。

(4) 赤野地区の目指す姿～どんな地域にしたいか～

子どもから大人まで、公民館を拠点に集いふれあう赤野地区

そのために地域でできる重点取り組み

	1年(短期)	3年(中期)	5年(長期)
公民館を地域活動の拠点として活用していく	○サロン活動を継続する ○駄菓子屋の継続を通して、子どもの新たなコミュニティーをサポートする	○元々実施していた行事・イベントを再開させる	○地域 みんなが集まる中心的な場所として、公民館活動を継続する
地域間で縦のつながりと横のつながりを紡ぎ、後継者を育てていく	○各団体の縦のつながりだけでなく、団体間で交流をして横のつながりをつくる（地区社協、公民館、日赤、婦人会、J A、青年団、消防団等）	○行事・イベントの開催を通じて、地域 みんなが一堂に集う機会を絶やさない	○縦と横のつながりを通して、次世代を担う人材を育成していく
地域全体で子ども達を育てていく	○水曜・土曜クラブなどを通して、大人が子どもにしっかりとかわっていく	○子どもが地域との共生の仕方を考えられるような仕組みをつくる（移動販売時にお年寄りが座れるベンチを作るなど）	○子どもが近所のお年寄りのゴミ出しや分別を自然にしてあげられるような環境にできたらいい

【座談会】



【赤野かもめサロン】



3 穴内地区

(1) 地区の概要

穴内地区は、市の中心部から西に位置し、国道 55 号からは、壮大な青い海がパノラマいっぱい広がります。高知東部自動車道の整備に伴い、立ち退きになったハウスや住宅があり、昔ながらの風景が変わりつつあります。

伝統行事の奉納祭では、新城の東八幡宮と西地の十二所神社から神輿が担がれ、地域住民に喜ばれています。また、県下で 3 番目の大きさを誇る東八幡宮の大桜は、力強く 300 年以上の時を刻み続けています。

穴内地区社会福祉協議会は、安芸市の中で初めに設立組織化され、地域福祉活動が充実しています。地区民運動会にはたくさんの人が集まるなど、さまざまな場面で若者の行動力を感じる地区です。



人口等

R3.3.31 現在

世帯数	人口	18 歳以下	65 歳以上		75 歳以上	
		人数	人数	高齢化率	人数	高齢化率
304 世帯	678 人	76 人	334 人	49.3%	165 人	24.3%



社会資源

公共施設等	穴内公民館	穴内分団屯所
集会所	八丁集会所	奥ノ谷集会所
	穴内西地集会所	八丁ノ下集会所
	穴内立花集会所	穴内大平・新城集会所
学校	穴内小学校	
保育所等	穴内保育所	
福祉・保健・医療・施設等	—	

(2) 第2次計画(平成29年度～令和3年度)の成果

- ▶いきいき百歳体操が大きな広がりを見せた。参加者が増え、体操の後は会食やおしゃべりを楽しむなど、「集いの場」「介護予防機能」として重要性を改めて感じた。
- ▶サロンにしてもいきいき百歳体操にしても、高齢者が以前より意欲的になったと感じる。特に独居の人などは、「生きがい」「楽しみの一つ」と捉えている。
- ▶自主防災活動が有意義な内容になってきた。避難訓練や避難要支援者の地図への落とし込みもできた。

(3) 現状と課題

- ▶畑仕事をするなど元気な人が多い。
- ▶サロンやいきいき百歳体操が情報交換などの場にもなっている。
- ▶ふれあい祭りでは準備や運営など、若い人が積極的にやってくれる。
- ▶サロンなどへ行きたくても、坂道だったり場所が遠いため歩いて行けない人がいる。

(4) 穴内地区の目指す姿～どんな地域にしたいか～

子ども、若者、高齢者みんなに役割のある穴内地区

そのために地域でできる重点取り組み

	1年(短期)	3年(中期)	5年(長期)
地域の伝統である獅子舞を継承していく	○「穴内獅子舞保存会」立ち上げに向けて、年齢関係なく参加の声掛けをする	○「穴内獅子舞保存会」を立ち上げる	○地域の伝統である獅子舞を伝承していく
継続して自主防災活動に取り組む	○発災時に声を掛ける人を絞り込む（要配慮者の把握） ○要配慮者をマップに落とし込む ○住民にも3日分の飲料水や食料の備蓄を啓発していく	○要配慮者の個別避難計画を立てる	○個別避難計画を活用した避難訓練を実施する
体操やサロンを通して地域の活性化を図る	○地域の集いに気軽に参加できるように声を掛け合う	○学校と地域のつながりを継続し、子どもと高齢者の交流を絶やさない	○地域行事の運営や参加など、若者がどんどん活躍できる地域づくりを行う

【ふれあいサロン】



【ビアガーデン】



4 津久茂公民館区

(1) 地区の概要

津久茂公民館区は、高知市から東へ約 40 km に位置する旧安芸町のうち、球場前交差点から西にあたる地区です。地区の中心を国道 55 号が横断する、旧安芸町の玄関口となっています。

安芸市最大の漁港があり、シラス漁が盛んに行われています。ちりめんじゃこを使った「ちりめん丼」は安芸市のグルメとして人気も高く、県外客がその味を求めて訪れるほどです。また、県道高知安芸自転車道線の終点地でもあり、サイクリング愛好者も多く見られます。

サロンやいきいき百歳体操、モーニングなど集いの場を楽しみにしている人が多く、地区内外での交流が盛んな地区です。



人口等

R3.3.31 現在

世帯数	人口	18 歳以下	65 歳以上		75 歳以上	
		人数	人数	高齢化率	人数	高齢化率
191 世帯	370 人	41 人	180 人	48.6%	81 人	21.9%



社会資源

公共施設等	津久茂公民館
集会所	馬ノ丁集会所
学校	—
保育所等	—
福祉・保健・医療・施設等	(高齢者) 小規模多機能型居宅介護事業所南風 (障がい者) 障害者支援施設ステージ桜が丘

(2) 第2次計画(平成29年度～令和3年度)の成果

- ▶モーニングの運営に男性スタッフの参加があり、地区の交流につながっている。
- ▶桜ヶ丘高校の生徒が座談会に参加してくれ、神祭のポスターを作ってくれるなどして交流ができた。

(3) 現状と課題

- ▶集いの場への移動手段がなく、来たくても来られない人がいる。送迎への遠慮や、家族に対して出ていきにくい状況を解消するため、家族にも声かけが必要。
- ▶地区民運動会に子どもの参加が少ない。
- ▶座談会に高校生も参加してもらいたい、時間の配慮が必要。

(4) 津久茂公民館区の目指す姿～どんな地域にしたいか～

子どもから高齢者まで世代でつながる津久茂公民館区

そのために地域でできる重点取り組み

	1年(短期)	3年(中期)	5年(長期)
集いの場を継続して展開していく	○サロンやモーニング、百歳体操など、現在の活動を継続する ○子ども会の行事を継続する	○高齢者だけでなく、若い世代にも集いの大切さを理解してもらう ○口コミで参加を促す(利用者からの呼び掛け)	○地域活動の実施を通して後継者を育てていく
地域と高校生との交流を通してつながりを深めたい	○神祭やお神輿などの行事への参画を呼び掛ける	○地域行事や地域の活性に向けて若い世代の意見を取り入れる	

【サロン】



【いきいき百歳体操】



【老人クラブモーニング】



5 西浜公民館区

(1) 地区の概要

西浜公民館区は、高知市から東へ約 40 km に位置する旧安芸町のうち、井ノ口通りから西にあたる地区です。地区の中心を本町通りや国道 55 号が横断し、交通の要所となっています。また、地区の中央付近には西八幡宮があり、多くの参拝客が訪れます。

地区には安芸市営球場や安芸ドーム、県立安芸桜ヶ丘高等学校などがあり、スポーツや文化の中心地にもなっています。また、市民館には運動器具が備え付けられ、体育館も併設しており、地域住民が気軽に立ち寄れる場所となっています。

ビアガーデンや人権フルマラソンなどのイベントも地域が中心となって行われ、多数の参加者で賑わいます。



人口等

R3.3.31 現在

世帯数	人口	18 歳以下	65 歳以上		75 歳以上	
		人数	人数	高齢化率	人数	高齢化率
510 世帯	914 人	107 人	379 人	41.5%	183 人	20.0%



社会資源

公共施設等	西浜公民館 市営球場 中央分団屯所	市民館 補助グラウンド	児童センター 安芸ドーム
集会所	染井集会所	千歳集会所	
学校	県立安芸桜ヶ丘高等学校		
保育所等	—		
福祉・保健・医療・施設等	(障がい者) ゆうハート安芸 (医療) 宇都宮内科		

(2) 第2次計画(平成29年度～令和3年度)の成果

- ▶ビアガーデンの開催にあわせて、バザーやカラオケ大会を実施。子ども連れの若いお客さんが多かった。

【いちごクラブ】



(3) 現状と課題

- ▶新たに始めた新年交流会（西八幡宮での正月飾りのお焚き上げ）が好評。
- ▶県立安芸桜ヶ丘高等学校との連携（地域のベンチづくりなど）ができている。
- ▶子どもが少ないため、地区民運動会へ参加できていない。
- ▶地域行事への親のかかわりが少なくなっている。

(4) 西浜公民館区の目指す姿～どんな地域にしたいか～

地域活動と地域の施設を通して交流が生まれる西浜公民館区

そのために地域でできる重点取組み

	1年(短期)	3年(中期)	5年(長期)
今ある地域行事を絶やさず継続する	○新年交流会を継続して実施する (令和2年度スタートの公民館事業)	○市や学校の行事と重ならないよう、人が集まりやすい日程で地域行事を調整する	○地域行事の維持・継続に努める
公民館を地域の集いの場として活用する	○夏休みなど、子どもが気軽に集えるよう公民館をオープンにする	○運動器具の利用を促進し、健康増進も視野に入れた集いにする	○公民館行事を通して、地域住民がいつでも集える拠点をつくる
「食」を通して地域内や地域外との交流を深める	○お菓子や料理の親子教室を開催し、多世代交流活動を充実させる		○地域の料理を介して、他の地域と交流をしていく

【いきいき百歳体操】



【西八幡宮子ども神輿】



6 安芸公民館区

(1) 地区の概要

安芸公民館区は、高知市から東へ約 40 km に位置する旧安芸町のうち、井ノ口通りから東にあたる地区です。地区の中心を国道 55 号が横断する、県東部最大の市街地を形成しています。

市役所や市体育館などの公共施設をはじめ、観光情報センターやちばさん市場などの観光施設、あき総合病院や社会福祉センターなどの医療・福祉機関等が点在するなど、生活環境が整っているのも魅力の一つです。

市街地でありながら、旧安芸町から代々続く自然、地域のつながり、人と人とのふれあいが残り、市納涼祭、地区民運動会や元気フェスタなどイベントも盛んに行われ、世代を超えた多くの住民で賑わいます。



人口等

R3.3.31 現在

世帯数	人口	18 歳以下	65 歳以上		75 歳以上	
		人数	人数	高齢化率	人数	高齢化率
2,454 世帯	4,727 人	588 人	1,734 人	36.7%	982 人	20.8%



社会資源

公共施設等	安芸公民館	市民会館
	市体育館	市民図書館
	女性の家	老人憩いの家
	消防防災センター	安芸分団屯所
	高知県安芸総合庁舎	安芸地方合同庁舎
	安芸警察署	武道館
	健康ふれあいセンター「元気館」	安芸市浄化センター
	安芸駅ちばさん市場	市役所
	総合社会福祉センター	高知地方裁判所安芸支部
	安芸公共職業安定所	高知地方検察庁安芸支部
	法テラス安芸法律事務所	安芸ひまわり基金法律事務所
	安芸税務署	安芸観光情報センター

集会所	川向集会所	清和集会所
	宝永集会所	港町集会所
	日ノ出集会所	柳田集会所
	安芸市本町コミュニティセンター	
学校	安芸第一小学校	安芸中学校
	県立安芸中・高等学校	
保育所等	矢ノ丸保育園	安芸学童保育所
福祉・保健・医療・施設等	(相談)	安芸市地域包括支援センターひまわり 在宅介護支援センターはまかぜ 居宅介護支援事業所EASTマリン 西田順天堂 居宅介護支援事業所東部 居宅介護支援事業所もりさわ 居宅介護支援事業所ケアサポートあき 障害者相談支援センターあき 障害者就業・生活支援センターポラリス ヒューマンネットワーク なんこく若者サポートステーションあきサテライト
	(高齢者)	ホームヘルパーステーションあき ヘルパーステーションあったか 訪問看護もりさわ 訪問看護ステーションあき 訪問看護ステーションゼロ 訪問リハビリテーションもりさわ デイサービスセンターはまちどり 託老所わすれな草 デイサービスセンターあったか 通所リハビリテーションもりさわ 通所リハビリテーションEASTマリン 訪問入浴ステーションあき グループホームひのでの館 あったかふれあいセンター

福祉・保健・医療・施設等	(障がい者)	安芸市ワークセンター 多機能型事業所 TEAM あき ヒューマンケア安芸 共同作業所ホップあき
	(子ども)	子育て世代包括支援センター★きらり★ ファミリー・サポート・センターみるきい 児童通所支援センターまなふる
	(医療)	県立あき総合病院 高知高須病院附属安芸診療所 EASTマリンクリニック 津田クリニック 安芸クリニック 森澤病院 尾木医院 すぎもと眼科 矢の丸眼科 安芸えきまえ耳鼻科 つつい脳神経外科 岡崎歯科クリニック せんとう歯科 長野歯科 森岡歯科医院 有澤歯科クリニック おぎ歯科医院 津田歯科医院 松田歯科医院 森澤病院歯科 安芸やまもと歯科
	(その他)	和光寮

(2) 第2次計画(平成29年度～令和3年度)の成果

- ▶座談会に安芸高校の生徒が参加してくれて良かった。地域のボランティア活動など、顔つなぎの良いきっかけになったと思う。
- ▶あったかふれあいセンターが地域福祉の拠点として、高齢者のみの利用ではなく、子ども、障がい者を含めた集いの場となってきた。

(3) 現状と課題

- ▶いきいき百歳体操に市内全域からたくさん参加してくれている。
- ▶各町内会で何をしているかの把握ができていない。つながりが無い。
- ▶空き家が増えており、防犯上も良くない。有効利用できないか。
- ▶若い人がいる町（魅力のある町）にするにはどうしたらいいか。

(4) 安芸公民館区の目指す姿～どんな地域にしたいか～

交流を通してふれあい、つながる安芸公民館区

そのために地域でできる重点取り組み

	1年(短期)	3年(中期)	5年(長期)
「地域」「学校」「団体・組織」の横のつながりをつくる	○引き続き各団体に座談会の参加を呼び掛け、情報共有や連携を図る	○それぞれの行事等（地域行事、学校行事、福祉団体行事等）に参加して交流を深める	
イベントを通して町内全体のつながりを深める	○地区民運動会等に参加して交流を図る	○各町内会や学校、団体の行事や祭り情報等を載せたイベントカレンダーを作成し、町内全体に案内し、気軽に参加できるようにする	○安芸公民館区で1つのイベント(お祭り)の開催を目指す

【座談会】



【日ノ出町お月見会】



7 黒鳥公民館区

(1) 地区の概要

黒鳥公民館区は、高知市から東へ約 40 km の市中心部に位置する旧安芸町のうち、江ノ川から北の黒鳥、植野、西浜にあたる地区です。地区の中心を縦断する市道安芸井ノ口線が、市街地と井ノ口地区を結んでいます。

戦国時代に安芸地方を治めた最後の武将・安芸国虎が眠る浄貞寺があり、寺の山門は市の有形文化財に、国虎の墓は県の史跡にそれぞれ指定されています。また、山門前には市出身の作曲家・弘田龍太郎の曲碑「お山のお猿」が設置されています。

地域では、隣近所への気配りや目配りなど、見守り活動を通じたつながりを大事にしており、地区民運動会やサークル活動などの地域活動も活発です。



人口等

R3.3.31 現在

世帯数	人口	18 歳以下	65 歳以上		75 歳以上	
		人数	人数	高齢化率	人数	高齢化率
192 世帯	438 人	41 人	169 人	38.6%	105 人	24.0%



社会資源

公共施設等	黒鳥公民館
集会所	—
学校	—
保育所等	安芸おひさま保育所
福祉・保健・医療・施設等	—

(2) 第2次計画(平成29年度～令和3年度)の成果

- ▶平成 30 年に 8 年振りに敬老会を復活することができ、みんなが喜んでくれた。

(3) 現状と課題

- ▶防災倉庫の中をほとんど開けたことがないので、確認する必要がある。
- ▶防災活動について、若い人にも年配の人にも自分ごととして捉えてもらうにはどうしたらいいか。他の地域はどうしているか、いい案がほしい。

(4) 黒鳥公民館区の目指す姿～どんな地域にしたいか～

地域全体で「声の掛け合い・気に掛け合い」ができる 黒鳥公民館区

そのために地域でできる重点取り組み

	1年(短期)	3年(中期)	5年(長期)
声を掛け合って地域の睦を次世代につなげていく	○親子・三世代が集えるように地域行事を継続していく ○若い世代にも地域行事への参加を促す(声掛け第一！)	○地域のつながりのツールである「地区民運動会」と「忘年会」を通して、多世代間のコミュニケーションを図る	○地域行事等に多世代で取り組み、次世代の担い手を育む
関係機関と連携しながら、地域全体で高齢者を見守っていく	○日頃からの挨拶や声掛けを大切にする ○同居家族の有無にかかわらず、地域全体で高齢者に目を配る	○敬老会の開催を継続し、高齢者の集いの機会を設ける	○気になる住民がいたら関係機関と連絡を取り合う(声を上げる)
地域住民一人ひとりが防災意識を高めるよう工夫する	○被災者の実体験を聴く機会を設ける(訓練や防災に対する意識改革を図る)	○ニッポン高度紙工業までの避難訓練を実施する	○自主防災活動に女性部会も参画し、女性目線の防災・避難訓練も取り入れる

【敬老会】



【防災訓練】



8 井ノ口地区

(1) 地区の概要

井ノ口地区は、安芸川河口より約 4 km 上流に位置し、東は安芸川、西は妙見山に囲まれたのどかな田園地帯で、ハウス園芸が盛んな地区です。

三菱の創始者である岩崎彌太郎の生誕地としても知られ、その生家には多くの観光客が訪れ地域を賑わせています。また、妙見山・星神社の社には、彌太郎が「吾れ志を得ずんば、再び帰りてこの山に登らじ」と記し、立身出世を祈願したと伝えられています。

ミニデイサービスの中心メンバーがとても元気で、周りにはいつもたくさんの人が集まっています。地元小学校との連携も密で、子どもと高齢者のお互いの学びの場・交流の場にもなっています。



人口等

R3. 3. 31 現在

世帯数	人口	18 歳以下	65 歳以上		75 歳以上	
		人数	人数	高齢化率	人数	高齢化率
887 世帯	1,943 人	228 人	828 人	42.6%	427 人	22.0%



社会資源

公共施設等	井ノ口公民館	井ノ口駐在所	井ノ口分団屯所
集会所	一ノ宮(過疎団地)集会所	高台寺集会所	宮ノ上集会所
	松原集会所	国重集会所	横立集会所
	黒岩集会所	一ノ宮集会所	山田公会堂
	内原野公会堂		
学校	井ノ口小学校		
保育所等	井ノ口保育所	井ノ口学童保育所	
福祉・保健・医療・施設等	(高齢者) 通所介護みずぐるま		

(2) 第2次計画(平成29年度～令和3年度)の成果

- ▶地区民運動会に保育所の参加を呼び掛け、参加者が増えた。

(3) 現状と課題

- ▶ミニデイサービスをみんな楽しみにしており、元気な高齢者が多い。
- ▶平成 29 年から始めたポールウォーキングが好評で、交流の場となっている。
- ▶公民館が行きやすい、集まりやすい場である。
- ▶世話役の後継者を探していく必要がある。

(4) 井ノ口地区の目指す姿～どんな地域にしたいか～

集いや交流を通して一人ひとりがつながる井ノ口地区

そのために地域でできる重点取り組み

	1年(短期)	3年(中期)	5年(長期)
「井ノ口のおきゃく」を実施する (ビアガーデン復活)	○ビアガーデンの復活に向けて実行委員会を結成する (地区社協、公民館、日赤、婦人会、老人クラブ、子ども会)	○ビアガーデンを復活する	○ビアガーデンを「井ノ口のおきゃく」として、地域みんなが集える行事にする。そして、昔ながらの土佐のおきゃくの文化を、若い世代に伝承する
地域みんなが安心安全に暮らせる地域づくり	○日頃からの挨拶や声掛けを絶やさない	○地域と学校との連携や高齢者と子どもの交流を通して、お互いに見守り合える地域をつくる	○各部落で立ち上げた自主防災組織の活動を地域の見守りにつなげる
次世代を担う後継者を発掘・育成する	○地区民運動会の運営・実施等に、多くの若者の参加を呼び掛ける	○60代を中心にミニデイへの参加を呼び掛ける	

【ミニデイ会食】



【敬老会】



9 土居地区

(1) 地区の概要

土居地区は、安芸川の西岸に位置し、安芸国虎を城主に持つ安芸城跡には、歴史民俗資料館や書道美術館が並びます。そして、全国に知られる野良時計や、掘割と土用竹、ウバメ櫨の生垣が続く廓中の町並みが広がり、武家屋敷の名残を今も多く感じさせてくれています。また、「春よ来い」「雀の学校」「浜千鳥」など、数多くの童謡で知られる作曲家・弘田龍太郎の生誕地でもあります。

公民館を中心とした白蓮まつりやチクタク通りの清掃活動、地区社会福祉協議会が実施するサロン活動など、地域福祉活動にも取り組んでおり、敬老会やふれあいバスツアーなど、地域間交流が盛んな地区です。



人口等

R3.3.31 現在

世帯数	人口	18歳以下	65歳以上		75歳以上	
		人数	人数	高齢化率	人数	高齢化率
829 世帯	1,918 人	283 人	734 人	38.3%	394 人	20.5%



社会資源

公共施設等	土居公民館 廓中ふるさと館	歴史民俗資料館 土居分団屯所	書道美術館
集会所	春日玉造集会所 土居上中・下中集会所	僧津集会所 溝辺・高園集会所	福井ケ内集会所
学校	土居小学校		
保育所等	土居保育所	土居学童保育所	土居第2学童保育所
福祉・保健・医療・施設等	(高齢者) 東部ケアプランセンター花 ヘルパーステーション花 (医療) まつうら内科消化器科		

(2) 第2次計画(平成29年度～令和3年度)の成果

- ▶地区民運動会やフィールドワーク、サロンでの交流を通し、地域と地元小学校との関係性が強くなった。

【花見】



(3) 現状と課題

- ▶地区民運動会に小学校が授業の一環で参加してくれており、地域の交流の場になっている。
- ▶いきいき百歳体操、サロンなどへの移動手段がない人がいる。
- ▶ふれあいバスツアーは参加者が多く続けていきたいが、予算が足らず参加費を上げざるを得ない。
- ▶白蓮まつりの準備（寄附を集めるなど）が大変でしんどくなっている。継続できるか心配。
- ▶行事への参加者、ボランティアが減少している。

(4) 土居地区の目指す姿～どんな地域にしたいか～

ふれあいを通して歴史と文化を次世代につなぐ土居地区

そのために地域でできる重点取り組み

	1年(短期)	3年(中期)	5年(長期)
既存の行事(サロン、バスツアー、白蓮まつり等)の実施方法を検討する	○サロンの再開を目指し、規模や実施方法を見直す ○バスツアーの実施方法について改めて検討する ○白蓮まつりの担い手に若者を取り込む。また、運営等について話し合いの場を設ける	○サロンの参加者が増えるような実施内容を検討する ○サロンでの小学生との交流を継続する	○白蓮まつりにあわせて野良時計前にひまわりを开花させ、観光スポットとして人を呼び込む
世代間・地域間の交流を継続する	○日頃からの挨拶や声掛けに地域全体で取り組む	○フィールドワークや山登りを通して、地域と小学校との交流を継続する ○地区民運動会や川原行などの懇親会を通して、地域間のつながりを深める	
公民館を地域のたまり場にする(特に男性)	○公民館で行っているサークル活動を継続する(卓球、フラメンコ、日舞、カラオケ等)	○将棋や碁盤を置いて、公民館に来たらいつでも遊べるようにする	○男性が気軽に集まってお酒も飲める「公民館酒場」を開催したい

10 江川地区

(1) 地区の概要

江川地区は、江川川の分岐点から上流域に位置する地区です。丘の上には内原野台地が広がり、安芸広域公園（通称ナス公園）は、週末ともなると多くの家族で賑わいます。また、内原野公園や弁天池、内原野陶芸館も観光スポットとして人気があり、公園内の延寿亭から眺めるツツジは絶景です。清水ヶ丘中学校の名前の由来となった清水寺も、この地区にあります。

農村公園の整備や100円喫茶、子ども会活動やいきいき百歳体操、江川獅子舞にも取り組んでいます。日頃から、ご近所同士で顔の見える関係づくりができていているところも、江川地区の魅力です。



人口等

R3.3.31 現在

世帯数	人口	18歳以下	65歳以上		75歳以上	
		人数	人数	高齢化率	人数	高齢化率
298 世帯	727 人	147 人	228 人	31.4%	116 人	16.0%



社会資源

公共施設等	江川公民館 内原野陶芸館 安芸森林管理署	安芸広域公園 川北分団江川班屯所	内原野体育館 内原野公園
集会所	内原野団地集会所		
学校	—		
保育所等	—		
福祉・保健・医療・施設等	(相談) 居宅介護支援事業所 うちはらの (高齢者) 居宅介護支援事業所 優 ヘルパーステーション 優 デイサービスセンター いのくち 特別養護老人ホーム つつじの丘 グループホーム うちはらの		

【100円喫茶】



【農村公園】



(2) 第2次計画(平成29年度～令和3年度)の成果

- ▶100 円喫茶が好評で地区外からもたくさん集まる。この活動があるからこそ地域のつながりが強くなってきた。また、声を掛け合ったり連絡を取ることで、うつの抑制になっている。
- ▶向島農村公園の整備も進み、四季折々の花が咲くきれいな公園になった。また、公園の手入れをしながら地域の交流の場にもなっている。
- ▶参加者の要望で、あったかふれあいセンター江川サテライトのいきいき百歳体操を週2回開催に増やした。筋力アップなどの効果を実感している。

(3) 現状と課題

- ▶100 円喫茶への地域の人と子どもの利用を増やしたい。
- ▶地区単位で縮小した防災マップを各家庭へ配布したい。

(4) 江川地区の目指す姿～どんな地域にしたいか～

地域行事を通して地域住民がつながる江川地区

そのために地域でできる重点取り組み

	1年(短期)	3年(中期)	5年(長期)
100 円喫茶や向島農村公園など地域の人がより参加しやすい場所づくり	○向島農村公園に植えたバラを咲かせ、華やかな公園にする	○100 円喫茶を子どもが利用しやすいよう、環境を整える(子ども用メニュー、キッズスペースなど)	○向島農村公園で「青空喫茶」を開く ○子ども会を含めた地域のみんなで向島農村公園の整備を続ける
独居世帯を地域全体で見守る体制づくり	○独居の高齢者や障がい者を把握する	○挨拶や声掛けを通して、日頃から顔の見える関係をつくっていく	○災害時の要支援者のマップ更新を継続する
公民館を地域のコミュニティの拠点として活用する	○公民館を拠点とした行事を継続する(公民館講座、作品展、敬老会、あったか江川サテライト等)	○子どもや若い世代が行事に参加できるよう、工夫や声掛けをしていく	

11 川北地区

(1)地区の概要

川北地区は、伊尾木川と安芸川の上に位置する、ハウス園芸が盛んな地区です。現在では新たに移り住んできた人が多い地域があり、安芸公民館区に次いで人口の多い地区です。

公民館を中心とした地域行事が盛んで、公民館祭りやビアガーデンなど、三世代が集う交流の場が充実しています。また、100円カフェの取組みや、地域の働きかけで新たに集会所を開設したりと、交流の場を更に拡充しています。

地元小学校との交流も盛んで、絵馬の復活や子ども獅子舞など、伝統行事の伝承にも積極的に取り組んでいます。



人口等

R3.3.31 現在

世帯数	人口	18歳以下	65歳以上		75歳以上	
		人数	人数	高齢化率	人数	高齢化率
1,047 世帯	2,105 人	251 人	858 人	40.8%	446 人	21.2%



社会資源

公共施設等	川北公民館 清水ヶ丘体育館 汚泥再生処理センター清浄苑	川北分団屯所
集会所	西ノ島集会所 久保田集会所 前島・中村集会所	清水寺岡集会所 八幡集会所 花集会所 川北岡集会所
学校	川北小学校 清水ヶ丘中学校	
保育所等	川北保育所 川北学童保育所	
福祉・保健・医療・施設等	(相談) 居宅介護支援事業所てくてく (高齢者) ヘルパーステーションてくてく ヘルパーステーション和ごころ デイサービスセンターアザレア デイサービスセンター安芸 養護老人ホーム清香園 デイサービスセンターいおき グループホームあい ケアハウス安芸	
		グループホーム安芸 ケアハウスせいらん

(2) 第2次計画(平成29年度～令和3年度)の成果

- ▶地区社会福祉協議会が中心となり、「100 円カフェ ようきた」を令和元年度に始め、好評を得ている。
- ▶前島集会所を新設し、地域住民の新たな集いの場として活用している。

【100 円カフェ「ようきた」】



(3) 現状と課題

- ▶絵馬づくりを復活した。
- ▶地域行事にもっと若者を引っ張りこみたい。
- ▶防災活動に地区単位で温度差がある。地区ごとの取組みを知りたい。
- ▶外国人就労者は災害時に配慮がいるが、何人ぐらいいるか把握できていない。

(4) 川北地区の目指す姿～どんな地域にしたいか～

挨拶や声掛けを通して地域全体が顔見知りになる川北地区

そのために地域でできる重点取組み

	1年(短期)	3年(中期)	5年(長期)
地域の伝統行事を伝承する	○「川北八坂神社絵馬保存会」を立ち上げる	○絵馬や獅子舞等の行事を、子どもたちを含め地域全体で取り組む	○地域の伝統行事を大人から子ども達に伝承していく
声を掛け合い集い合える地域づくり	○地区民運動会や芸能大会等の地域行事に、外国人就労者など多様な参加者を受け入れる	○地域の挨拶運動や公民館活動・サロン活動等を通して、声を掛け合える関係性を築く	○移動販売や集会所等を活用して、自発的な集いを継続する
日頃から防災意識を高める	○災害時の要配慮者を把握し、他機関と連携しながら個別の支援方法について検討する ○外国人就労者にも声がけし、一緒に防災活動を行う		○日頃から災害に関する啓発を継続し、意識づけをしていく

【絵馬(神祭)】



【獅子舞(芸能大会)】



【マリンバコンサート】



12 伊尾木地区

(1) 地区の概要

伊尾木地区は、市の中心部から東に位置し、映画「男はつらいよ」の幻のロケ地として、寅さん地蔵が鎮座しています。また、ごめん・なはり線伊尾木駅もあり、人の往来が多い活気ある地区です。中でも、伊尾木洞は神秘と癒しのパワースポットとして人気を博し、海外や県内外からの観光客を魅了しています。

公民館や地区社会福祉協議会を中心に、地域活動にも精力的で、サロン活動も活発に行われています。また、地区の4大行事である地区民運動会、芸能祭、産業文化祭、敬老会は、多くの地域住民で賑わいます。

「地域あつての小学校、小学校あつての地域」を合言葉に、地元小学校との連携が深い地区です。



人口等

R3.3.31 現在

世帯数	人口	18歳以下	65歳以上		75歳以上	
		人数	人数	高齢化率	人数	高齢化率
562 世帯	1,119 人	95 人	524 人	46.8%	274 人	24.5%



社会資源

公共施設等	伊尾木公民館 安芸広域メルトセンター 市火葬場「杜の聖苑」	伊尾木分団屯所 一般廃棄物最終処分場 テニスコート	伊尾木駐在所 リサイクルプラザ 東山森林公園
集会所	岡集会所 西組集会所 宮田岡集会所	不動集会所 中組集会所	東組集会所 伊尾木中村集会所
学校	伊尾木小学校		
保育所等	伊尾木保育所		
福祉・保健・医療・施設等	(相談) 居宅介護支援事業所とも		

(2) 第2次計画(平成29年度～令和3年度)の成果

- ▶伊尾木洞のPR活動として、イベントの実施やグッズの販売などを実施した。
- ▶サロンの内容を充実させたり、いきいき百歳体操との合同花見をすることにより、参加者が倍以上に増えた。

(3) 現状と課題

- ▶サロンのそろばんが認知症予防になると好評。
- ▶避難倉庫が1か所しかないので、要望中。それぞれの地域の状況に応じて置く物を検討すべき。
- ▶伊尾木保育所以外の避難場所の整備を早急に進める必要がある。

(4) 伊尾木地区の目指す姿～どんな地域にしたいか～

世代間の交流で地域全体がつながる伊尾木地区

そのために地域でできる重点取り組み

	1年(短期)	3年(中期)	5年(長期)
観光資源(伊尾木洞)維持に向けた取り組みを継続する	○「あなごう保存会」で新たな物品販売に向けて検討していく	○「あなごう保存会」で物品の販売等を継続し、社会資源維持につなげる	○伊尾木洞を地域で守り、安芸市の観光地として盛り上げていく
多世代交流活動を継続する	○多くの子どもや保護者にラジオ体操や地区民運動会、芸能祭や産業祭への参加を呼び掛ける	○一つひとつの地域行事に子ども達の役割を持たせる	○銭太鼓や奉納太鼓、神輿などの伝統芸能を次世代につないでいく
サロンを通じた地域のつながりを継続する	○保育所や小学校との交流を継続する ○サロンといきいき百歳体操との合同行事を継続し、交流を深める	○新しい参加者が気軽に来られるよう、家族を含め声掛けする	○高齢者がいつまでもいきいきと過ごせる地域を目指す

【バスツアー】



【銭太鼓(敬老会)】



13 下山地区

(1)地区の概要

下山地区は、市の東端に位置し、山を背に太平洋が広がる園芸の適地とされ、ナスや文旦の栽培が盛んです。国道の中央には神木である榊（なぎ）の木が残り、行き交う人々や車を見守っています。

大海原と洞窟の絶景が広がる大山岬の漁港石積堤は、“未来に残したい漁業漁村の歴史文化財産百選”に選ばれ、河野公園は“恋人の聖地”にも選定されました。

地域では、高齢になっても生涯現役で多くの人が農作業に励み、元気でいきいきとした生活を送っています。

地域行事においては、地域と地元小学校が協力し合い、さまざまな交流を通して、相互に良い関係を築いています。



人口等

R3. 3. 31 現在

世帯数	人口	18 歳以下	65 歳以上		75 歳以上	
		人数	人数	高齢化率	人数	高齢化率
147 世帯	311 人	30 人	139 人	44. 7%	71 人	22. 8%



社会資源

公共施設等	下山公民館	道の駅「大山」	伊尾木分団下山班屯所
集会所	下山集会所		
学校	下山小学校		
保育所等	—		
福祉・保健・医療・施設等	(障がい者) ホップ日和		

(2)第2次計画(平成29年度～令和3年度)の成果

- ▶あったかふれあいセンター職員による利用者宅訪問を開始し、下山サテライトの参加者が増加している。
- ▶座談会の開催を午前から昼間に変更したので参加しやすくなった。
- ▶小学校との交流を通して地域が若返った。地域に小学校があるから、地域がまとまって動くことができている。

(3) 現状と課題

- ▶移動販売に人が集まり、楽しみの場となっている。
- ▶防災訓練の参加者が少ない。避難場所まで遠く、高波をかぶる心配もある。
- ▶子どもが減り続けた後の小学校の活用方法（交流の場、生活の場、宿泊体験施設など）について計画しておいたらどうか。

(4) 下山地区の目指す姿～どんな地域にしたいか～

地域と学校が連携して地域を育む下山地区

そのために地域でできる重点取り組み

	1年(短期)	3年(中期)	5年(長期)
「あったかふれあいセンター下山サテライト」を更に充実させる	○参加者の増員に向けた高齢者宅の訪問を継続する ○小学生との交流や、茶話会を継続する	○体力測定を定期的に行い、百歳体操や集いの効果を実感してもらう	○仕事が現役の人にも早い段階から声を掛け、参加者の確保に努める
地域と学校が協同して地域活動を継続する	○現在ある地域行事、学校行事を地域全体の行事と捉え、協力しながら実施していく ○小学校を地域の集いの場として継続する		
引き続き防災活動を継続して行う	○自主防災活動の区分けを見直す	○それぞれの部落に応じた訓練内容を検討する	○定期的な避難訓練・防災訓練を実施する

【あったかふれあいセンター下山サテライト】



【敬老会】



14 奈比賀地区

(1) 地区の概要

奈比賀地区は、市中心部の北東に位置し、伊尾木川流域に属する自然豊かな地区です。学問の神様・菅原道真を祀る奈比賀天満宮や、奈比賀城跡などが、地区の歴史を物語っており、高知県立大学の協力のもと、その歴史を綴った「奈比賀ナビ」や「奈比賀文化史」が発行されています。

住民間の絆も深く、納涼祭や地区民運動会、10円カフェや100円横丁、食事会などの開催により、絆や対話を更に深めています。

健康づくりへの意識も高く、月1回の「歩こう会」や、年1回の「楽々歩こう会」を開催し、地域が一体となって、楽しみながら健康を維持する取り組みも行っています。



人口等

R3.3.31 現在

世帯数	人口	18歳以下	65歳以上		75歳以上	
		人数	人数	高齢化率	人数	高齢化率
57 世帯	113 人	6 人	73 人	64.6%	42 人	37.2%



社会資源

公共施設等	奈比賀公民館 奈比賀浄化センター	教育支援センターふれあい教室
集会所	—	
学校	—	
保育所等	—	
福祉・保健・医療・施設等	—	

(2) 第2次計画(平成29年度～令和3年度)の成果

- ▶文化史を通じた情報発信・地域活性化として、「奈比賀文化史」が刊行された。
- ▶新たな公民館行事に「奈比賀城跡めぐり」や「歩こう会」を取り入れ、地域住民の交流行事として継続できている。

(3) 現状と課題

- ▶いきいき百歳体操や歩こう会が非常に好評。
- ▶地域行事を今のメンバーでできなくなった後のことが不安。後継者問題を解決したい。
- ▶東川との交流がなくなった。また一緒に運動会をしたり、東川のイベントにも参加したい。

(4) 奈比賀地区の目指す姿～どんな地域にしたいか～

地域の歴史と文化を次世代につなぐ奈比賀地区

そのために地域でできる重点取り組み

	1年(短期)	3年(中期)	5年(長期)
地域行事に若者が参画しやすい仕組みをつくる	○若者同士が顔見知りになるキッカケとして、若者主催の飲み会を実施する（バーベキューなど）	○若者を地域行事に引っ張り出す	○地域行事等に若者が参加し、次世代の担い手としての意識を持ってもらう
地域資源を活用して交流人口を増やす(奈比賀天満宮、奈比賀城跡等)	○「奈比賀城跡」の整備を継続し、絶景スポットとして広報していく		○「奈比賀天満宮」を昔のように合格祈願の参拝名所にする（学問の神様“菅原道真”）
集いの場を継続し、地域の活性化を図る	○いきいき百歳体操、歩こう会の参加者を増やす	○東川と交流したり、お互いの取組みについて情報交換を行う	○10 円カフェ、100 円横丁、食事会、お楽しみ会を継続する

【10 円カフェ】



【100 円横丁】



15 東川地区

(1) 地区の概要

東川地区は、市中心部の北東に位置し、旧東川村入河内、黒瀬、大井、古井、島、別役にあたる地域で、伊尾木川流域に属する自然豊かな地区です。

何と言っても、その大きさは対照的に、辛みが少なく甘みが強く、きめの細かさと梨のような食感が楽しめる入河内大根は名高く、地区の伝統野菜として親しまれています。茶やゆず、酒米の栽培が盛んで、実生（みしょう）のゆずを絞ったゆず酢も、地域に残したい逸品です。

また、集落活動センター「かまん東川」は、地域活性化の中心となって、取組みを進めています。里山住民のおだやかな人柄も印象的で、高知県立大学生との交流も行われています。



人口等

R3.3.31 現在

世帯数	人口	18歳以下	65歳以上		75歳以上	
		人数	人数	高齢化率	人数	高齢化率
80 世帯	110 人	0 人	86 人	78.2%	66 人	60.0%



社会資源

公共施設等	東川公民館 集落活動センター「かまん東川」 東川憩いの家（交流拠点施設） 東川分団屯所	大井公民館	別役公民館 こまどり温泉 手づくり館山里
集会所	黒瀬集会所	八ノ谷集会所	
学校	—		
保育所等	—		
福祉・保健・医療・施設等	—		

(2) 第2次計画(平成29年度～令和3年度)の成果

- ▶ 県立大生らと、道端サロンに手作りベンチを設置した。座り心地が良いと、地域住民に喜んでもらっている。

【道端サロン】



(3) 現状と課題

- ▶家の前の畑で作物を作っていて、元気な高齢者が多い。日頃の声かけも続けたい。
- ▶地区民運動会の参加者が減少したが、こじんまりとした中でも充実していた。地域の人が集まる場を設けることはすごく大事。
- ▶移住したいとの声もあるが、ネット環境が良くないため断られる。
- ▶料理の担当が高齢化し、県立大生の昼食作りが難しくなってきた。敬老会も同様の問題がある。



(4) 東川地区の目指す姿～どんな地域にしたいか～

「声の掛け合い」「誘い合い」を通して 地域ぐるみで支え合う東川地区

そのために地域でできる重点取り組み

	1年(短期)	3年(中期)	5年(長期)
地域 みんなが気軽に参加できる集いを実施する	○ふれあいサロンに代わるような、地域ぐるみで参加できる集いを検討する	○“地域ぐるみの集い”を実行し、地域の人々が気軽に喫茶やおしゃべりを楽しめる場所をつくる	○地域 みんなが運営側・参加側となり、負担のないように継続していく
地域行事を継続して実施していく	○地域行事に声を掛け合い、誘い合って参加する ○地区民運動会後のお楽しみの“おきやく”を継続する ○高知県立大学との交流（入河内大根の収穫、寿司作り、獅子舞など）を継続する		
空き家を活用して移住者を受け入れたい	○空き家バンクの登録に向け、空き家の改修等について協議していく	○空き家の改修等を含め、移住者の受け入れ体制を整備していく	

【ふれあい給食】



【敬老会】



16 栃ノ木地区

(1) 地区の概要

栃ノ木地区は、安芸平野の一番北に位置する栃ノ木地区と、その更に北へ続く尾川地区の2つの集落からなり、特産品としてゆずが有名な地区です。

高齢になっても、ゆずの栽培など農作業をしながら生活をしている人が多く、元気の良さが伺えます。

昭和の大合併以前は、畑山村の役場が置かれていたこともあり、中山間部と平野部の中継地点として、重要な役割を果たしていました。

公民館と地区社会福祉協議会が中心となり、敬老会や畑山地区との合同バス旅行などにも取り組んでいます。また、月1回開催のモーニング喫茶は好評で、その居心地の良さを求めて多くの人が集まります。



人口等

R3.3.31 現在

世帯数	人口	18歳以下	65歳以上		75歳以上	
		人数	人数	高齢化率	人数	高齢化率
70世帯	126人	6人	67人	53.2%	42人	33.3%



社会資源

公共施設等	栃ノ木公民館	畑山分団屯所
集会所	栃ノ木東地集会所	下尾川集会所
学校	—	
保育所等	—	
福祉・保健・医療・施設等	—	

(2) 第2次計画(平成29年度～令和3年度)の成果

- ▶平成29年に受け入れた県立大生の協力のもと、令和元年度に被災マップを作成し、公民館掲示と家庭配布を実施した。
- ▶モーニング喫茶が地域に定着し、地域外からの利用もあり毎回大盛況である。

(3) 現状と課題

- ▶公民館事業等で、木の伐採や大工仕事などに地元住民の協力を得られやすい。
- ▶平成30年西日本豪雨により被災し、現在も橋や道路の整備が進んでいる。
- ▶ひとり暮らしの方が多いため、日頃から見守り活動や隣近所の助け合いが欠かせない。
- ▶尾川地区では買い物、通院に利用できる元気バスが月・金の週2回しか来ない。

(4) 栃ノ木地区の目指す姿～どんな地域にしたいか～

隣近所で気に掛け合い、自然とともに穏やかに暮らす 栃ノ木地区

そのために地域でできる重点取組み

	1年(短期)	3年(中期)	5年(長期)
住民が心地よく過ごせる場所づくりや地域行事に取り組む	○地区内外、子どもからお年寄りまでゆったり過ごせる場としてモーニング喫茶を継続する ○クリスマス会、敬老会など住民が楽しめる内容の行事を継続する	○住民が「ふらっと」集まりたくなるような場所として散策スペースを整備し、活動の幅を広げる	○行事での集いや日常的な集いを通して、住民が自発的に交流してつながる
あえて干渉し合い、ひとり暮らし高齢者も安心して暮らせる地区にする	○近隣同士の助け合い・声掛けを日常化し、見守り活動を継続する		
平成 30 年西日本豪雨を教訓とし、防災活動に取り組み自然災害などに備える	○新たに作成した被災地マップ・防災計画を住民間で共有し、高い防災意識を維持する	○避難訓練を含めた防災活動を定期的の実施し、有事に備える	

【イルミネーション】



【モーニング喫茶】



17 畑山地区

(1) 地区の概要

畑山地区は、清流安芸川の上流に位置し、山と川と手に届くような大空にいだかれた、自然豊かな地区です。

近年の過疎化・少子高齢化により、地域機能の維持が困難な状況ではありますが、ゆずや土佐ジローなどの特産品は地域資源の一つであり、豊かな自然と地元食材を生かした、畑山創作の里づくりに取り組んできました。土佐ジローの味と澄んだ空気を求め、全国各地から多くの人々が足を運んでいます。

公民館を中心に、ミニデイや七夕祭り、お花見会やお弁当会など、地域住民の意見を取り入れながら、声を掛け合い、誘い合って地域行事に取り組んでいます。



人口等

R3.3.31 現在

世帯数	人口	18 歳以下	65 歳以上		75 歳以上	
		人数	人数	高齢化率	人数	高齢化率
23 世帯	33 人	2 人	22 人	66.7%	18 人	54.5%



社会資源

公共施設等	畑山公民館 はたやま夢楽自然工房	畑山ふるさと交流センター
集会所	—	
学校	—	
保育所等	—	
福祉・保健・医療・施設等	—	

(2) 第2次計画(平成29年度～令和3年度)の成果

- ▶平成30年2月より、ミニデイにあわせて「お弁当会」をスタートした。

(3) 現状と課題

- ▶防災訓練は、避難場所（公民館）まで歩いて来られない人がいて、周辺の人しか参加できない。
- ▶桜ヶ丘高校とのつながりがなくなった。地域の人が学生に話をするお話し会をしたいが、ここまで来てもらう足をどうしたらいいか。

(4) 畑山地区の目指す姿～どんな地域にしたいか～

住み慣れた地域で安心して暮らせる畑山地区

そのために地域でできる重点取り組み

	1年(短期)	3年(中期)	5年(長期)
地域行事の現状維持をする	○ミニデイサービスやお弁当会などを継続的に開催する ○敬老会を継続して実施する	○地域の要望を聞きながら、花見や七夕などの行事を実施する ○行事に参加していない住民への声掛けも行う	○地域行事に参加しやすい仕組みをつくる(内容の工夫、移動手段など)
有事に備えた災害対策に努める	○へりの離着場の整備を定期的実施する ○避難訓練を継続し、訓練への参加を呼び掛ける	○有事の際に取り残されないよう、要配慮世帯等の把握に努める ○頼り合いができるよう、日頃からのネットワークづくりに取り組む	○避難場所(公民館)での訓練に参加できない人が多いので、場所を再検討する

【リフレッシュサロン 弁当会】



【敬老会】





各地区の様子



【赤野地区 年末市】



【穴内地区 穴内川の清掃】



【土居地区 移動販売】



【奈比賀地区 サロン】



【伊尾木地区 文化祭・産業祭】



【江川地区 あったかサテライト】



第6章

安芸市成年後見制度利用促進計画

第6章 安芸市成年後見制度利用促進計画

1 計画の背景

国では、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的として、平成 28 (2016) 年 5 月に成年後見制度の利用の促進に関する法律（以下「利用促進法」という。）を施行し、これまでの取組みに加え、ノーマライゼーション、自己決定権の尊重、身上保護の重視に向けた制度理念の尊重を図るとしています。また、利用促進法において、県や市町村に対して、制度の利用を促進する体制として、地域連携ネットワークの整備及び中核機関の設置等に努めることが明示されたことから、本市では、生活に密接にかかわる成年後見制度についての施策を進めるものです。

2 計画の位置づけ

本計画を利用促進法に規定される「成年後見制度利用促進基本計画」として位置づけます。

3 計画の期間

計画の期間は、令和 4 年度から令和 8 年度までの 5 年間とします。

4 成年後見制度について

認知症、知的障がい、精神障がいなどの理由で判断能力の不十分な方々は、財産管理（不動産や預貯金などの管理、遺産分割協議などの相続手続など）や身上保護（介護・福祉サービスの利用契約や施設入所・入院の契約締結、履行状況の確認など）などの法律行為をひとりで行うのが難しい場合があります。また、自分に不利益な契約であることがよくわからないままに契約を結んでしまい、悪質商法の被害にあうおそれもあります。このような判断能力の不十分な方々を法的に保護し、支援するのが成年後見制度です。

今後、認知症高齢者のほか、身寄りのない高齢者や虐待を受けている高齢者の増加、また障がい者の介護者の高齢化が進むことにより成年後見制度への需要が増大すると見込まれます。

成年後見制度には、「法定後見」と「任意後見」の 2 制度があります。また、法定後見には後見、保佐、補助の 3 つの類型があり、本人の判断能力に応じて家庭裁判所が類型を決定することとなっています。

【法定後見制度】

類型	概要
後見	判断能力が欠けているのが通常の状態の場合「成年後見人」が本人に代わって各種契約や財産管理等を行い、本人を保護します。
保佐	判断能力が著しく不十分な場合、財産に関する一定の行為において「保佐人」の同意を条件とすることにより本人保護を図ります。 また、必要に応じて「保佐人」に本人に代わって契約等をする権限が認められることがあります。
補助	判断能力が不十分な場合、財産に関する特定の行為において「補助人」の同意を条件としたり「補助人」が本人に代わって特定の契約等をする権限により本人保護を図ります。

5 基本方針

誰もが住み慣れた地域で、お互いに思いやり、支え合いながら、尊厳を持ってその人らしく生活を継続することのできる地域づくりを目指します。

そのための取組みの一つとして、利用者がメリットを実感できるよう、権利擁護支援や成年後見制度を適切に利用できる体制を整備していきます。

重点施策

1. 権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築
2. チーム・協議会の在り方検討
3. 成年後見制度の利用支援

6 重点施策ごとの取組み

(1) 権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築

権利擁護を必要とする方が、本人らしい生活を守るための制度として、成年後見制度を利用できるよう「権利擁護支援の必要な方の発見・支援」「早期の段階からの相談・対応体制の整備」「意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の運用に資する支援体制の構築」を目指します。

また、権利擁護支援・成年後見制度利用促進機能の強化に向けて、相談機能をはじめ、情報連携の核となる中核機関の設置を検討し、本人、後見人等を保健・福祉・医療・地域等の関係者と司法等が連携し、適切に必要な支援につなげる体制を整備していきます。

(2) チーム・協議会の在り方検討

本人に身近な親族、福祉、医療、地域等の関係者や成年後見人等が連携し、日常的に本人の見守りや意思や状況等を継続的に把握する「チーム」や、法律、福祉の専門職団体や、司法、福祉、医療、地域等の関係機関や既存の会議等が連携するための合議体である「協議会」の在り方等について検討します。

(3) 成年後見制度の利用支援

市長申立て

判断能力が不十分な方が、成年後見人等を必要としている状況にもかかわらず、本人や親族等が申立てをすることが難しい場合、市長が家庭裁判所に申し立てます。

申立て費用・報酬助成

成年後見制度を利用した方で、その費用負担が困難な方に対し、申立て費用や成年後見人等に対する報酬費用を助成します。

後見人支援

家庭裁判所との連携を強化し、受任後の成年後見人等への活動支援をできるよう体制整備を行います。

第7章

安芸市再犯防止推進計画

第7章 安芸市再犯防止推進計画

1 計画の背景

犯してしまった罪をつぐない、社会の一員として立ち直ろうとするには、本人の強い意志や行政機関の働きかけのみならず、地域社会の理解と協力が不可欠です。

地域の理解と協力を得て円滑に社会復帰するための施策を定めた「再犯の防止等の推進に関する法律」が平成 28 年に施行され、市町村は国が策定した再犯防止推進計画を勘案して地方再犯防止推進計画を定めるよう努めるものとされました。

罪を犯した人の社会復帰を、関係機関が協力して支援するとともに、地域住民の理解と協力を得ながら地域社会で孤立させないことで、再犯の防止につなげ、安心して暮らせる社会の実現を図るものです。

2 計画の位置づけ

本計画を再犯の防止等の推進に関する法律第 8 条第 1 項に規定される地方再犯防止推進計画として位置づけます。

また、「市町村地域福祉計画の策定ガイドライン」により「地域福祉計画に盛り込むべき事項」とされた、「保健医療、福祉等の支援を必要とする犯罪をした者等への社会復帰支援の在り方」に対応した計画とします。

3 計画の期間

計画の期間は、令和 4 年度から令和 8 年度までの 5 年間とします。

4 基本方針

「高知県再犯防止推進計画」と整合性を図り、犯罪をした者等が多様化する社会において孤立することなく、再び社会を構成する一員となることにより、住民の犯罪被害を防止するため、次の重点施策に取り組みます。

重点 施策

1. 広報・啓発活動の推進
2. 就労・住居の確保
3. 関係機関・団体との連携

5 重点施策ごとの取組み

(1) 広報・啓発活動の推進

犯罪や非行の防止と、犯罪をした人たちの更生について、広く住民の理解を深めるとともに、それぞれの立場において力を合わせ犯罪や非行のない地域社会を築くことが重要です。

具体的な取組み

- ・ 犯罪や非行の防止と更生に関する住民の理解を促進するため、更生保護サポートセンター※¹「安芸」を活用し、安芸保護区保護司会をはじめ関係機関や地域の関係団体等と連携し、「再犯防止啓発月間」※²等を通じて、広報・啓発活動に取り組みます。
- ・ 「社会を明るくする運動強調月間」※³の周知と啓発活動に取り組みます。
- ・ 薬物乱用防止「ダメ。ゼッタイ。」普及運動※⁴の推進に取り組みます。

※1 更生保護サポートセンター

保護司は犯罪や非行をした人の立ち直りを地域で支える民間のボランティアです。

更生保護サポートセンターは、保護司会が公的機関の施設等の一部を借用して開設している地域における更生保護の活動拠点となる施設です。

企画調整保護司が駐在し、保護司会の運営、関係機関・更生保護団体等との連絡・調整、保護観察等の処遇活動に対する支援、犯罪や非行予防活動の推進、更生保護に関する情報提供、その他更生保護に関する活動の推進を行っています。

※2 再犯防止啓発月間

再犯の防止等の推進に関する法律第6条において、国民の間に広く再犯の防止等についての関心と理解を深めるため、7月を再犯防止啓発月間とすると定められており、再犯防止シンポジウム等の広報・啓発活動が展開されています。

※3 社会を明るくする運動強調月間

毎年7月は、法務省の「社会を明るくする運動」と内閣府の「青少年の非行・被害防止全国強調月間」が全国的に展開されます。

“社会を明るくする運動”は、すべての国民が、犯罪や非行の防止と犯罪や非行をした人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全で安心な明るい地域社会を築くための全国的な運動です。

【社会を明るくする運動】



※4 薬物乱用防止「ダメ。ゼッタイ。」普及運動

「ダメ。ゼッタイ。」普及運動は、国内における薬物乱用防止活動において官民一体となり、国民一人ひとりの薬物乱用問題に関する意識を高めるとともに、国連総会決議に基づく「6・26 国際麻薬乱用撲滅デー」の周知を図ることにより、内外における薬物乱用防止に資することを目的としています。

(2) 就労・住居の確保

犯罪や非行をした人の中には、さまざまな「生きづらさ」を抱えている人がおり、地域社会に戻っても、必要な支援を受けられずに孤立し、再犯に至ってしまうことがあることから、就労と住居の確保が重要です。

具体的な取組み

- ・ハローワーク等と連携しながら、生活保護制度等も視野に入れ必要な支援に取り組みます。
- ・市営住宅の入居に関する相談窓口や募集状況等について、ホームページ等を活用し情報の提供に努めます。

(3) 関係機関・団体との連携

犯罪や非行をした人たちに対する就労支援を切れ目のない、継続的なものとするためには、地域の就労に関する関係機関・団体や、刑事司法関係機関等との連携を密にすることが重要となります。

具体的な取組み

- ・刑事司法関係機関（高知保護観察所、高松矯正管区^{※5}、コレワーク四国^{※6}、法務少年支援センターこうち^{※7}等）や安芸保護区保護司会と連携し、再犯防止の現状を把握するとともに、関係機関との連携を強化します。

※5 高松矯正管区

矯正管区は、刑務所、拘置所、少年院、少年鑑別所等の適切な運営管理を図るため、高等裁判所、高等検察庁に対応して、札幌、仙台、東京、名古屋、大阪、広島、福岡及び高松の全国8か所に設置されている法務省の機関です。

高松矯正管区は、四国地区4県に所在する刑務所4施設、少年院3施設、少年鑑別所4施設、刑務支所1施設、拘置支所5施設及び泊り込み作業場（大井造船作業場）1施設の合計18施設を管轄し、これらの施設の運営全般にわたって指導監督をすることを主な業務としています。このほか、矯正研修所高松支所が設置され、職員に対するさまざまな研修が行われています。

※6 コレワーク四国

「コレワーク（矯正就労支援情報センター）」は、前科があるという理由などから仕事に就く上で不利になりがちな受刑者等の就労を支援するために設置されました。

ハローワーク（公共職業安定所）に、受刑者等専用求人を出すに当たって必要となる受刑者等の希望職種や資格などの情報提供をはじめとした採用手続のための支援を行うことで、雇用のマッチングを進めています。

※7 法務少年支援センターこうち

法務少年支援センターこうちは少年鑑別所法第131条に基づき、児童福祉機関、学校・教育機関などの青少年の健全育成に携わる関係機関・団体と連携を図りながら、地域における非行及び犯罪の防止に関する活動や健全育成に関する活動などの支援に取り組んでいます。

第8章

計画の進行管理

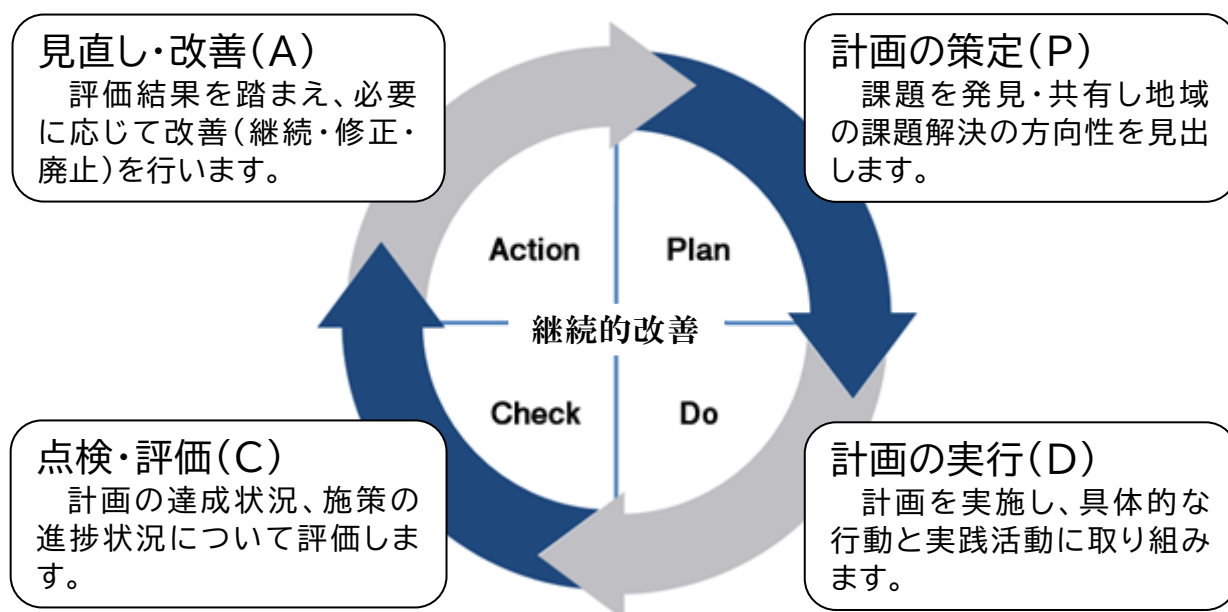
第8章 計画の進行管理

1 進行管理と評価の方法

計画について実効性を高め円滑で確実な実施を図るためには、適切に進行を管理する体制が必要です。

計画に基づく基本施策の進捗状況や、達成度を定期的に把握・評価し、必要に応じて適宜見直し等を行い、常によりよい活動や取組みを推進する「PDCA サイクル」によって、計画の目的や目標達成に向けた取組みの着実な推進に努めます。

【進行管理のためのPDCAサイクル】

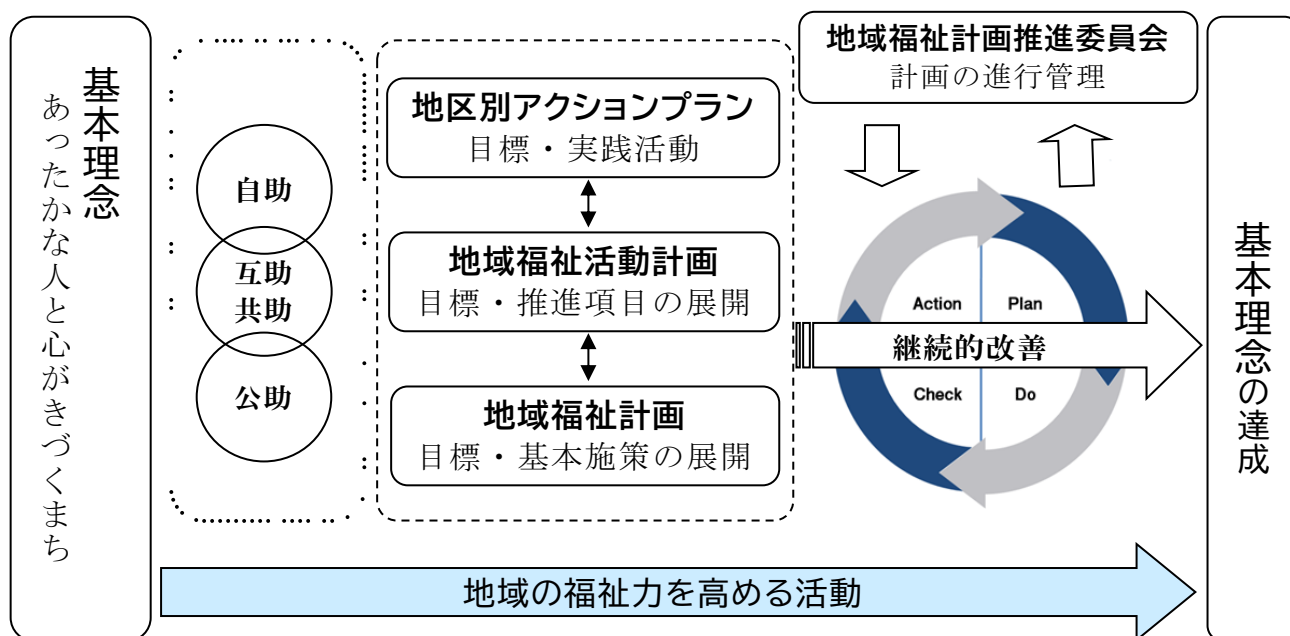


2 進行管理と評価の体制

「地域福祉計画」を、地域福祉の推進にかかわるすべての人の主体的な参加や協力のもとに連携し推進していくためには、計画の達成度を評価し、一定の期間において計画を見直す必要があります。この進行管理等を含む評価体制として、「安芸市地域福祉計画推進委員会」を組織し毎年進捗状況を報告します。

評価にあたっては、既に策定されている各分野別計画の数値目標や本計画に設定している基本施策の進行状況をふまえ、安芸市社会福祉協議会の策定する「地域福祉活動計画」の推進項目の進捗状況等が基準となりますが、数値目標になじまない項目についても、進行管理の中で評価します。また、計画した活動以外にも状況の変化に対応し、具体的な活動推進に取り組みます。

【基本理念の達成に向けた推進体制・進行管理イメージ】



資料編

1 地区座談会の実績

■平成 29 年度地区座談会

地区	1回目		2回目		3回目	
	日 程	人数	日 程	人数	日 程	人数
赤野地区	8月29日(火) 13:30	10名	11月18日(土) 19:00	3名	2月28日(水) 19:00	11名
穴内地区	7月26日(水) 13:00	21名	11月9日(木) 19:00	9名	3月6日(火) 18:30	6名
津久茂公民館区	7月12日(水) 19:00	15名	11月10日(金) 19:00	18名	2月14日(水) 18:00	11名
西浜公民館区	6月29日(木) 19:00	11名	10月19日(木) 18:00	13名	2月21日(水) 18:00	12名
安芸公民館区	7月11日(火) 19:00	11名	11月7日(火) 19:00	9名	2月19日(月) 18:30	14名
黒鳥公民館区	8月24日(木) 19:00	6名	12月4日(月) 19:00	6名	3月1日(木) 19:00	4名
井ノ口地区	7月15日(土) 19:00	16名	11月15日(水) 19:00	14名	2月15日(木) 19:00	16名
土居地区	7月20日(木) 15:30	16名	11月16日(木) 15:30	13名	3月1日(木) 14:30	11名
江川地区	7月13日(木) 19:00	16名	11月9日(木) 19:00	11名	2月6日(火) 19:00	9名
川北地区	7月25日(火) 19:00	10名	11月22日(水) 19:00	10名	2月8日(木) 19:00	10名
伊尾木地区	7月10日(月) 19:00	10名	11月8日(水) 19:00	11名	2月14日(水) 19:00	14名
下山地区	7月18日(火) 10:00	8名	11月16日(木) 10:00	10名	2月26日(月) 10:00	8名
奈比賀地区	7月14日(金) 14:00	14名	11月7日(火) 14:00	7名	3月6日(火) 14:00	16名
東川地区	7月19日(水) 19:00	6名	10月25日(水) 18:30	10名	2月23日(金) 18:00	9名
栃ノ木地区	7月28日(金) 19:00	4名	-	-	2月20日(火) 18:30	7名
畑山地区	7月19日(水) 17:00	15名	-	-	2月7日(水) 17:00	12名

■平成 30 年度地区座談会

地区	1回目		2回目		3回目	
	日 程	人数	日 程	人数	日 程	人数
赤野地区	-	-	11月14日(水) 19:00	14名	2月28日(木) 19:00	10名
穴内地区	-	-	10月29日(月) 18:30	5名	3月6日(水) 18:30	6名
津久茂公民館区	-	-	10月31日(水) 18:30	11名	2月14日(木) 18:00	16名
西浜公民館区	7月4日(水) 18:00	10名	10月1日(月) 18:00	14名	3月20日(水) 18:00	12名
安芸公民館区	-	-	10月26日(金) 18:30	15名	2月12日(火) 18:30	14名
黒鳥公民館区	-	-	11月16日(金) 19:00	4名	3月15日(金) 19:00	4名
井ノ口地区	-	-	10月15日(月) 19:00	13名	2月15日(金) 18:30	13名
土居地区	-	-	11月15日(木) 15:30	8名	3月7日(木) 14:30	11名
江川地区	-	-	11月8日(木) 19:00	12名	2月5日(火) 19:00	11名
川北地区	-	-	11月20日(火) 19:00	9名	3月5日(火) 19:00	12名
伊尾木地区	-	-	11月7日(水) 19:00	10名	2月18日(月) 19:00	12名
下山地区	-	-	10月22日(月) 13:30	3名	2月26日(火) 10:30	9名
奈比賀地区	-	-	11月6日(火) 14:00	8名	3月25日(月) 14:00	15名
東川地区	-	-	10月23日(火) 18:30	10名	2月27日(水) 18:30	12名
栃ノ木地区	-	-	12月18日(火) 18:30	7名	3月7日(木) 18:30	5名
畑山地区	-	-	10月5日(金) 16:30	10名	2月20日(水) 17:00	13名

※ 1 回目の座談会については、平成 30 年 7 月豪雨災害のため中止としています。
(西浜公民館区は発災前に実施済み)

■令和元年度地区座談会

地区	1回目		2回目		3回目	
	日 程	人数	日 程	人数	日 程	人数
赤野地区	7月11日(木) 19:00	13名	11月13日(水) 19:00	10名	2月26日(水) 19:00	10名
穴内地区	7月25日(木) 19:00	6名	10月28日(月) 19:00	4名	-	-
津久茂公民館区	7月16日(火) 18:00	11名	10月4日(金) 17:00	19名	-	-
西浜公民館区	7月2日(火) 18:00	14名	10月1日(火) 18:00	12名	-	-
安芸公民館区	7月18日(木) 18:30	14名	10月25日(金) 18:30	16名	2月12日(水) 18:30	14名
黒鳥公民館区	7月26日(金) 19:00	3名	-	-	2月20日(木) 19:00	2名
井ノ口地区	7月16日(火) 19:00	14名	10月15日(火) 19:00	13名	2月15日(土) 18:30	13名
土居地区	-	-	10月17日(木) 15:30	11名	-	-
江川地区	7月9日(火) 19:00	19名	11月7日(木) 19:00	12名	2月18日(火) 19:00	11名
川北地区	-	-	11月19日(火) 19:00	12名	-	-
伊尾木地区	7月10日(水) 19:00	12名	11月11日(月) 19:00	10名	2月17日(月) 19:00	14名
下山地区	7月9日(火) 13:30	10名	10月24日(木) 13:30	5名	2月27日(木) 13:30	7名
奈比賀地区	7月12日(金) 14:00	11名	11月7日(木) 14:00	10名	-	-
東川地区	7月24日(水) 18:30	11名	10月17日(木) 18:30	7名	2月27日(木) 18:30	6名
栃ノ木地区	7月30日(火) 18:30	5名	10月8日(火) 18:30	6名	-	-
畑山地区	7月17日(水) 16:30	13名	10月3日(木) 16:30	11名	2月20日(木) 16:30	8名

※ 3回目の3月以降の座談会については、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止としています。

■令和2年度地区座談会

地区	1回目		2回目		3回目	
	日 程	人数	日 程	人数	日 程	人数
赤野地区	7月8日(水) 19:00	12名	11月11日(水) 19:00	13名	2月24日(水) 19:00	11名
穴内地区	-	-	-	-	1月3日(火) 19:00	6名
津久茂公民館区	-	-	-	-	-	-
西浜公民館区	8月17日(月) 18:00	11名	-	-	2月24日(水) 10:00	3名
安芸公民館区	7月16日(木) 18:30	13名	10月23日(金) 18:30	8名	2月9日(火) 18:30	10名
黒鳥公民館区	-	-	-	-	3月10日(水) 14:00	3名
井ノ口地区	-	-	-	-	3月15日(月) 18:30	14名
土居地区	-	-	-	-	3月19日(金) 14:00	9名
江川地区	7月10日(金) 19:00	14名	11月5日(木) 19:00	9名	2月18日(木) 19:00	10名
川北地区	-	-	10月26日(月) 19:00	16名	3月1日(月) 19:00	11名
伊尾木地区	-	-	-	-	3月24日(水) 19:00	8名
下山地区	7月9日(木) 13:00	7名	10月22日(木) 13:30	10名	2月25日(木) 13:30	10名
奈比賀地区	-	-	11月10日(火) 14:00	7名	3月5日(金) 14:00	11名
東川地区	-	-	-	-	-	-
栃ノ木地区	-	-	-	-	3月25日(木) 18:30	3名
畑山地区	-	-	10月15日(木)	10名	2月17日(水) 16:30	8名

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、座談会開催の可否は地区の判断としています。

(畑山地区の1回目は大雨による雨量規制のため中止)

また、西浜公民館区、黒鳥公民館区、栃ノ木地区の3回目については、代表者への聞き取りを行いました。

■令和3年度地区ヒアリング・座談会

地区	地区ヒアリング		地区座談会	
	日 程	人数	日 程	人数
赤野地区	10月7日(木) 13:30	3名	2月2日(水) 13:30	8名
穴内地区	9月22日(水) 13:30	2名	2月4日(金) 19:00	4名
津久茂公民館区	9月22日(水) 10:00	4名	－	－
西浜公民館区	9月6日(月) 10:00	5名	1月12日(水) 18:00	6名
安芸公民館区	9月13日(月) 18:30	1名	1月11日(火) 18:30	4名
黒鳥公民館区	9月27日(月) 13:30	3名	－	－
井ノ口地区	9月10日(金) 13:30	3名	1月15日(土) 18:30	13名
土居地区	9月9日(木) 15:00	3名	1月20日(木) 14:30	7名
江川地区	9月9日(木) 19:00	3名	2月1日(火) 19:00	9名
川北地区	9月27日(月) 10:30	3名	－	－
伊尾木地区	9月7日(火) 10:00	3名	－	－
下山地区	9月29日(水) 13:30	3名	1月21日(金) 13:30	8名
奈比賀地区	9月24日(金) 13:30	3名	1月28日(金) 13:30	7名
東川地区	9月29日(水) 10:00	5名	2月2日(水) 18:00	3名
栃ノ木地区	11月26日(金) 15:00	2名	－	－
畑山地区	9月6日(月) 15:00	7名	－	－

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、座談会開催の可否は地区の判断としています。

2 要綱

第3次安芸市地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条の規定に基づき、市が策定する安芸市地域福祉計画（以下「計画」という。）及び安芸市社会福祉協議会が策定する安芸市地域福祉活動計画（以下「活動計画」という。）について、公民協働の理念にのっとり安芸市における地域福祉を一体的に推進することを目的として、広く意見を求め計画に反映させるため、第3次安芸市地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 計画及び活動計画の策定に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、計画及び活動計画の策定に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員16名以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 保健、医療及び福祉関係者
- (2) 関係市民団体等の代表者
- (3) 学識経験者
- (4) 前3号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により定める。
- 3 副委員長は、各委員の承認を得て委員長が指名する。
- 4 委員長は、委員会を代表し会務を総理する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集しその議長となる。

- 2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 4 委員長が必要と認める場合は、委員会に委員以外の者の出席を求め、意見、説明その他の必要な協力を求めることができる。

(検討部会)

第6条 計画及び活動計画に係る調査及び研究のため、委員会に検討部会（以下「部会」という。）を置く。

2 部会は、次に掲げる事務を行う。

(1) 計画及び活動計画の策定に関する調査並びに資料の収集及び分析に関すること。

(2) 計画及び活動計画の原案作成に関すること。

(3) 計画及び活動計画策定に関し、委員会から命じられたこと。

3 部会は、委員9名以内をもって組織する。

4 前項の委員（以下「部会委員という。」）は、計画に関する課等の市職員のうちから市長が任命する。

5 部会に部会長を置き、部会長は部会委員の互選により定める。

6 部会は、部会長が招集し会務を総理する。

7 部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、部会長があらかじめ指名する部会委員がその職務を代理する。

8 部会長は、必要があると認めるときは、部会に部会委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(任期)

第7条 委員及び部会委員の任期は、委嘱又は任命した日から令和4年3月31日までとする。ただし、補欠の委員及び部会委員の任期は前任者の残任期間とする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、市福祉事務所及び市社会福祉協議会において共同で処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年7月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和4年3月31日限り、その効力を失う。

3 名簿

(1) 第3次安芸市地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会委員名簿

選出区分 第3条第2項	所属団体・機関	役職名等	氏 名
1号委員 保健医療関係者	高知県安芸福祉保健所	所 長 (保健監)	福 永 一 郎
1号委員 福祉関係者	安芸市社会福祉協議会	会 長	松 田 秀 樹
1号委員 福祉関係者	安芸市身体障害者福祉会	理事長	竹 部 重 夫
1号委員 福祉関係者	安芸市民生児童委員協議会	会 長	野 町 眞 道
1号委員 福祉関係者	あったかふれあいセンター	所 長	秋 本 幸
2号委員 関係市民団体	安芸市連合婦人会	会 長	井 上 眞 喜 子
2号委員 関係市民団体	安芸市子ども会連絡協議会	会 長	横 山 公 人
2号委員 関係市民団体	ゆうハート安芸の会 (ゆうハート安芸)	所 長	箕 浦 美 加
2号委員 関係市民団体	安芸市老人クラブ連合会	会 長	野 村 靖
2号委員 関係市民団体	東川地域おこし協議会	会 長	有 澤 俊 明
2号委員 関係市民団体	安芸市自主防災組織連絡協議会	副会長	仙 頭 政 子
2号委員 関係市民団体	安芸市地区社会福祉協議会連絡会	会 長	有 光 弘 行
3号委員 学識経験者	黒鳥公民館	館 長	徳 廣 敏 美
3号委員 学識経験者	福祉協力校福祉担当校長 (川北小学校)	校 長	門 田 満 穂
3号委員 学識経験者	安芸行政書士事務所	行政書士	山 崎 史 世
4号委員	安芸市	副市長	竹 部 文 一

(2) 第3次安芸市地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会検討部会委員名簿

所 属	分 野	職名等	氏 名
安芸市企画調整課	総合計画	課長補佐兼企画係長	中 川 亮
安芸市市民課	高齢者	介護保険係長	若江 真一郎
安芸市市民課	健康づくり	健康ふれあい係長	岩 永 章
安芸市市民課	医療・年金	課長補佐兼国保年金係長	福 島 由 美
安芸市危機管理課	防災	課長補佐兼危機管理係長	小 松 正 浩
安芸市学校教育課	学校教育	学校教育係長	清 岡 幹
安芸市生涯学習課	生涯学習 公民館活動	課長補佐兼生涯学習係長	山本 和加子
安芸市福祉事務所	生活困窮	所長補佐兼保護係長	久 保 直 寿
安芸市福祉事務所	児童	所長補佐兼こども係長	樋 口 雅 文

(3) 第3次安芸市地域福祉計画・地域福祉活動計画策定 事務局会

所 属	役職名等	氏 名
安芸市社会福祉協議会	事務局長	横 田 和 典
安芸市社会福祉協議会	地域支援係長	北 野 さおり
安芸市社会福祉協議会	地域支援係主任	芝 夏 美
安芸市企画調整課	課長補佐兼まちづくり係長	近 森 敦 子
安芸市地域包括支援センター	所長	門 田 将 樹
安芸市地域包括支援センター	生活支援コーディネーター	公 文 さやか
安芸市福祉事務所	所長	山 崎 美 佳
安芸市福祉事務所	障害ふくし係長	小 松 千 歌
安芸市福祉事務所	障害ふくし係主幹	久 川 美 幸

(4) 第3次安芸市地域福祉計画・地域福祉活動計画策定 オブザーバー

所 属	役職名等	氏 名
高知県安芸福祉保健所	地域支援室チーフ(地域支援担当)	坂 田 智 代
高知県安芸福祉保健所	地域支援室主査(地域支援担当)	市 原 志 織
高知県社会福祉協議会	地域・生活支援課長	間 章
高知県社会福祉協議会	地域・生活支援課チーフ	氏 原 由 理

第3次安芸市地域福祉計画・地域福祉活動計画

令和4年3月

安芸市福祉事務所

高知県安芸市矢ノ丸1丁目4-40

電話 0887-37-9451

FAX 0887-35-1028

URL <https://www.city.aki.kochi.jp>

安芸市社会福祉協議会

高知県安芸市寿町2-8

電話 0887-35-2915

FAX 0887-35-8549

URL <https://www.aki-wel.or.jp>

